

令和2年 第4回

身延町議会定例会会議録

令和2年12月 7日 開会

令和2年12月11日 閉会

山梨県身延町議会

令和 2 年

第 4 回身延町議会定例会

1 2 月 7 日

令和2年第4回身延町議会定例会（1日目）

令和2年12月7日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案第77号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第5 議案第78号 身延町地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
日程第6 議案第79号 身延町介護保険条例等の一部を改正する条例について
日程第7 議案第80号 身延町指定居宅介護支援等事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
日程第8 議案第81号 大河内複合施設改修工事請負契約の一部変更について
日程第9 議案第82号 令和2年度身延町一般会計補正予算（第7号）
日程第10 議案第83号 令和2年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
日程第11 議案第84号 令和2年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第12 議案第85号 令和2年度身延町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第13 議案第86号 令和2年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
日程第14 議案第87号 令和2年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第15 議案第88号 令和2年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）
日程第16 議案第89号 令和2年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第17 同意第18号 身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について
日程第18 同意第19号 身延町大河内地区財産区管理会委員の選任について
追加日程第1 報告第11号 専決処分の承認を求めることについて（身延町職員給与条例の一部を改正する条例）
追加日程第2 報告第12号 専決処分の承認を求めることについて（身延町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例）

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	伊藤雄波	2番	伊藤達美
3番	望月悟良	4番	赤池朗
5番	上田孝二	6番	田中一泰
7番	野島俊博	8番	河井淳
9番	芦澤健拓	10番	福與三郎
11番	渡辺文子	12番	川口福三
13番	広島法明	14番	柿島良行

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員(3人)

8番	河井淳	9番	芦澤健拓
10番	福與三郎		

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町	長	望月幹也	副	町	長	笠井祥一														
教	育	長	保坂新一	総	務	課	長	村野浩人												
会	計	管	理	者	小	笠	原	正	人	企	画	政	策	課	長	幡	野	弘		
交	通	防	災	課	長	佐	藤	成	人	財	政	課	長	遠	藤	基				
税	務	課	長	伊	藤	克	志	町	民	課	長	穂	坂	桂	吾					
福	祉	保	健	課	長	望	月	融	観	光	課	長	佐	野	和	紀				
子	育	て	支	援	課	長	松	田	宜	親	産	業	課	長	高	野	修			
建	設	課	長	望	月	真	人	土	地	対	策	課	長	伊	藤	天	心			
環	境	上	下	水	道	課	長	水	上	武	正	下	部	支	所	長	内	藤	哲	也
身	延	支	所	長	千	頭	和	康	樹	学	校	教	育	課	長	深	沢	泉		
施	設	整	備	課	長	羽	賀	勝	之	生	涯	学	習	課	長	中	山	耕	史	

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議会議務局長 大村 隆
録音係 若狭 秀樹

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（大村隆君）

相互にあいさつを交わし始めます。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（柿島良行君）

本日は大変ご苦労さまです。

令和2年第4回身延町議会定例会に議員各位、ならびに町長をはじめ執行部各位にはご出席をいただき心から御礼を申し上げます。

本定例会に提出される諸議案は、いずれも重要な内容を要するものであります。

議員各位には慎重な審議、ならびに円滑な議会運営に格段のご協力をお願い申し上げます。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第1号により執り行います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、

8番 河井 淳君

9番 芦澤健拓君

10番 福與三郎君

を指名します。

日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月11日までの5日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月11日までの5日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会には条例改正案4件、工事請負契約の変更案1件、補正予算案8件、人事同意案2件の計15件の提案が予定されています。

これらの説明のため、本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、一覧表としてお手元にお配りしたとおりです。

お諮りします。

本日、条例改正の専決処分に関する報告2件が提出されました。

この案件を本日の日程に追加し、審議することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、追加提出されました議案を本日の日程に追加することに決定しました。

以上で諸般の報告を終わります。

ここで追加議案配布のため、暫時休憩とします。

休憩 午前 9時04分

再開 午前 9時06分

○議長（柿島良行君）

再開します。

次に9月定例会以降の議会関係の諸行事につきましては、お手元への配布により報告としますのでご了承願います。

ここで町長からあいさつの申し出がありましたので、これを許します。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

皆さま、おはようございます。

本日ここに令和2年身延町議会第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さまには師走に入り何かと気忙しい中、全員のご出席をいただき誠にありがとうございますとお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

10月4日執行の身延町長選挙におきまして、町民の皆さまをはじめ各方面からの力強いご支援と温かいご厚情を賜る中で無投票当選の榮に浴し、引き続き身延町のかじ取りを取らせていただくこととなり、10月24日に第5代身延町長に就任をさせていただきました。

開会にあたり所信の一端を申し述べ、議員の皆さまや町民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げたいと存じます。

これまで先人の皆さまの努力によりまして、素晴らしい地域づくり、まちづくりが展開されてきたと理解しておりますが、1期目の経験や実績、県庁での長い行政経験を活かしつつ、地域づくりに対する情熱をこれまで以上に傾注し、議員ならびに町民の皆さま方のご支援・ご協力をいただきながら、さらにワンランクもツーランクもグレードアップした力強い身延町をつくってもまいりたいと思っております。

今年度、今後5年間のまちづくりの指針となります第2期身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略がすでにスタートをしております。世界中に蔓延するコロナ禍の中ではありますが、この第2期総合戦略を確実に推進すべく関連施策の実施に精いっぱい力を注いでまいりたいと考えております。

第2期総合戦略の5項目であります「地域に根ざした雇用の推進」「町を元気にできる人材の育成」「人の流れをつくり移住定住を図る」「結婚・出産・子育て環境の充実を図る」「特色ある持続可能な地域社会を形成」を基軸とし「生まれてよかった 育ってよかった 住んでよかった身延町」を目指し、活力と幸せを実感できる町をつくってまいります。

それでは行政報告をいたします。

はじめに令和3年度当初予算編成に向け、去る11月16日、令和3年度予算編成方針を管理職に対して示し、財政課から全職員に対して予算編成の取り組みについて詳細な事務取扱要領を提示いたしました。

令和3年度当初予算編成方針としては、すでに今年度4月よりスタートさせた今後5年間のまちづくりの指針となる第2期身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる、先ほども申し上げましたが、5つの基本目標に基づき現在、第3波の到来とされる新型コロナ禍ではありますが、この第2期総合戦略を確実に推進すべく職員の英知を結集し、各アクションプランによる重点施策の予算編成に鋭意取り組みを指示したところであります。

令和3年度の本町の財政運営においては、新型コロナによる経済の低迷により個人ならびに法人所得は減少が著しく、地方税の落ち込みは大変厳しいものになると想定され、基幹的財源である地方交付税においても交付税財源である国税の落ち込みに伴い、現金交付分は前年を下回り、財源不足を補う臨時財政対策債の増額により補完することがすでに国から示されております。

当然のことながら厳しい財源の中ではありますが、本町が抱える諸問題についてスピード感をもって最大限の効果を上げる予算編成に努めてまいります。

次に身延町大学生等学業継続支援事業についてであります。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の措置により、学費や生活費の支払いなど大学生等への影響を緩和するため、支援金および応援物資を給付する大学生等学業継続支援事業は広報みのぶやホームページなどにより周知案内を行いながら受け付けを行い、11月30日現在で246名の学生から申請をいただきました。

この支給事業の申請については11月30日を期限としておりましたが、期限間近になってからの申請がありましたので、受付期間を2月1日まで延長することといたしました。

なお、応援物資の米や大豆の加工品などの特産品と健康と学業成就の願いを込めたお守りは11月20日から順次発送を行っております。わずかかもしれませんが、学費や生活の支援に役立てられたと考えております。

次に身延町オフィシャルマスコットキャラクター製作事業についてであります。

子どもたちの提案を事業化した日本一のしだれ桜の里づくり事業、町の歌制作事業に続く第3弾、子どもの夢をかなえるプロジェクトとしてオフィシャルマスコットキャラクター製作事業を進めております。

8月、9月の2カ月間にわたりキャラクターデザインの募集を行ったところ、予想を超える2,068作品の応募がありました。応募していただいた作品は、10月22日に開催された身延町オフィシャルマスコットキャラクターデザイン選考委員会において5作品に絞られ、現在町民投票を行っております。

今後は町民投票の結果を参考にしてキャラクターの選考を行い、着ぐるみの作成へと進め、年度末からとなりますけれどもキャラクターによるPR活動を開始いたします。

次に元気な町を取り戻す商品券についてであります。

元気な町を取り戻す商品券の給付事業につきましては、第1弾に引き続き第2弾として9月1日を基準日として住民基本台帳に記録されている町民の方1万1,192人、5,317の世帯主の方に1人2万円分の商品券を簡易書留で郵送し、合計で1人4万円分の商品券を給付しております。

11月30日現在の換金につきましては第1弾、第2弾を合わせて2億7,927万9千円で62.4%の換金率となっております。

商品券の使用期限につきましては第1弾、第2弾で送付した商品券ともに令和3年1月

31日までとなっておりますので、使用期限にご注意いただき、生活の維持や向上にご利用いただきたいと思っております。

次にやまなしグリーン・ゾーン構想についてであります。

この構想は県が新型コロナウイルス感染症対策を講じた宿泊施設、飲食店などを認証する制度で観光客や町民の皆さまが安心して宿泊や飲食のできる事業所を確認するための目安となります。

町ではこの認証を受けた町内業者に対して、さらに新型コロナウイルス感染症対策を推進していただくよう、商工会への補助事業としてやまなしグリーン・ゾーン認証制度認証取得奨励事業を実施しております。

11月30日現在、32の事業所が制度をご利用いただいております、今まで以上にさらなる感染防止対策にご協力をお願いいたします。

町民の皆さまには気を緩めることなく、感染症対策に対応していただく大切な時期でありますので、新しい生活様式により引き続き3密状態を避け、感染予防の徹底をお願いしたいと思います。

次に身延町観光大使の委嘱についてであります。

本町の豊かな自然環境や歴史文化遺産等をはじめとする観光資源の魅力を観光大使を通じ県内外に発信しています。

このたび甲府市出身の那由多さん、哲也さんが結成するNYTがとよおか夏まつり、富士川クラフトパークなど町内のイベントに多数出演し、本町に興味を持っていただいていることから観光大使への就任を依頼したところ、バイオリンとギターによる演奏活動を通じて町のPRをしていただけることをご快諾いただきました。

10月1日に委嘱式を行い、西嶋和紙で漉いた委嘱状と町のシンボルや特産物などの写真が入った名刺等をお渡しいたしました。

これで心強いお二人が加わり14人、1キャラクターが観光大使として本町の魅力をPRしていただけますので、今まで以上の情報発信力や新たな分野でのPRに大きな期待を寄せているところであります。

次に教育委員会の構成についてであります。

11月18日に任期満了を迎えました佐野邦夫委員の後任として、先の第5回身延町議会臨時会において議会の同意をいただきました遠藤一彦委員を去る11月19日に任命をいたしました。任期は同日から4年間となります。

教育委員会の構成は保坂新一教育長、佐野貴宣教育長職務代理者、今村文子委員、若林裕子委員、遠藤一彦委員でございます。

次に身延中学校新校舎等整備事業についてであります。

はじめに建設予定地の用地につきましては、地権者および権利者のすべての方のご理解・ご協力をいただく中で、計画予定面積であります1万9千平方メートルの用地についてご同意をいただき、用地売買契約ならびに物件補償契約の締結は12月3日にすべて完了いたしました。

改めまして、地権者および権利者の皆さまには心から感謝を申し上げます。

現在は農地転用、開発行為、相続登記、所有権移転等の業務を進めているところであります。

また7月には基本設計、実施設計、業務委託について県内の建築設計会社からプロポーザル

方式を採用し、審査委員会において決定をいたしました。

基本設計の業務内容においては、校舎、武道場、体育館、給食センターの配置計画を協議・検討し、校庭、野球グラウンドは下山小学校と共有することとし、おおむねの配置が確定しております。

令和3年度には造成工事の発注を予定していますが、国土交通省が公表している富士川浸水想定区域であるため、造成地盤高の設計については十分な検討を行うこととし、安心と安全を確保する中で生徒が誇れる中学校、この中学校で学んでよかったと思える中学校を令和4年度、5年度に建設し、令和6年4月の開校を目指して整備を進めることといたしております。

次にPFI事業による下部温泉健康増進施設整備計画についてであります。

現在の下部温泉会館は建設後35年が経過し、老朽化が進んでいる施設であります。下部温泉会館の在り方検討委員会からの提言を踏まえ、PFI事業の導入により民間事業者が持つ事業運営、経営ノウハウを活用し、収益性を高め、町の財政縮減を図りつつ、良質な下部温泉を使用し、保養のための日帰り客や観光を目的に来町された県内外の立ち寄り客を対象とした温泉施設と併せ、健康の保持や体力向上を目的としたスポーツジムの併設する複合的な健康増進施設を令和4年度中の感染を目指して整備計画を進めているところであります。

現在、PFI事業アドバイザー業務委託により施設の建設会社および施設の運営会社による共同企業体から個別ヒアリングを行っている状況であります。

新型コロナウイルス感染拡大により社会情勢、経済情勢は大変厳しい状況下ではありますが新規事業展開を目指す積極的な企業による参入が見込まれており、年内には一般公募することとなります。

次に今定例会に提案いたしました議案は条例の一部を改正する条例4件、請負契約の一部変更1件、令和2年度補正予算8件、同意2件、報告2件の計17件でございます。

詳細につきましては、上程時に申し上げさせていただきます。

なお、令和2年第3回定例会以降の主な行事につきましては、お手元に配布したとおりでございますので、ご確認をいただきたいと存じます。

結びに今年も残り少なくなってきましたが、コロナ感染症が第3波を迎えているともいわれ、全国的にも感染者が急増してきており、山梨県においても都留市のスナックや富士北麓地域の県立高校でクラスターが発生するなど、すでに420名を超える感染者が出ております。

この時期は、寒暖差が厳しく体調を崩しやすくなっておりますので、議員の皆さま、町民の皆さまにおかれましても、感染症対策の徹底をお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（柿島良行君）

町長のあいさつが終わりました。

-
- 日程第4 議案第77号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第5 議案第78号 身延町地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
日程第6 議案第79号 身延町介護保険条例等の一部を改正する条例について
日程第7 議案第80号 身延町指定居宅介護支援等事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

以上の4議案は条例案でありますので、一括して議題とします。

町長から本案について提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは、議案第77号から議案第80号までについてご説明申し上げます。

まず議案第77号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、国民健康保険税の減額に係る所得の基準について、身延町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第78号 身延町地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴い、身延町地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第79号 身延町介護保険条例等の一部を改正する条例についてであります。

身延町介護保険条例等の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が公布され、地方税法の改正により、地方税における延滞金及び還付加算金の割合等の見直しが行われたことに伴い、本条例等の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第80号 身延町指定居宅介護支援等事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町指定居宅介護支援等事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、身延町指定居宅介護支援等事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

私からの説明は以上でございます。

なお、それぞれの議案の内容につきましては、各担当課長よりご説明をいたしますので、ご審議の上ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿島良行君）

次に議案第77号から議案第80号までの内容説明を求めます。

はじめに議案第77号および議案第78号の内容説明を求めます。

伊藤税務課長。

○税務課長（伊藤克志君）

議案第77号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、内容の説明をさせていただきます。

議案説明書をご覧ください。

提案理由につきましては、ただいま町長から説明がありましたとおりです。

条例改正の背景等につきましては、令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しに伴い、給与、年金所得世帯においては、当人の担税力に変化がない場合でも当該見直し後において軽減措置に該当しにくくなることから、その影響を遮断するため軽減判定所得額の算定方法の見直しを行うこととなったものです。

本年9月に地方税法施行令の一部を改正する政令が公布され、国民健康保険税の減額に係る所得の基準について改正があったため、身延町国民健康保険税条例につきましても所要の改正を行います。

改正内容につきましては、国民健康保険税の減額に係る所得の基準について、軽減判定所得の算定において基礎控除額相当分の基準額を現行の33万円から43万円に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えるよう第23条、また軽減判定所得基準の見直しに合わせて規定を整備するよう附則9項の改正を行うものです。

実務上は議案説明書内容欄の後半部分に記載しましたとおり、現行の算定方法から改正後の算定方法に変更となるものです。

施行期日につきましては、令和3年1月1日から施行し、令和3年度以後の国民健康保険税に適用をします。

以上で議案第77号の内容説明を終わらせていただきます。

続きまして議案第78号 身延町地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、内容の説明をさせていただきます。

議案説明書をご覧ください。

提案理由につきましては、ただいま町長から説明がありましたとおりです。

条例改正の背景等につきましては、上位省令の改正に伴い条文の引用箇所が条ずれが生じたため、所要の改正を行います。

第1条中の「第25条」を「第26条」に、「第24条」を「第25条」にそれぞれ改めるものです。

施行期日につきましては、公布の日から施行をします。

以上で議案第78号の内容説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（柿島良行君）

次に議案第79号および議案第80号の内容説明を求めます。

望月福祉保健課長。

○福祉保健課長（望月融君）

それでは議案第79号 身延町介護保険条例等の一部を改正する条例について説明させていただきます。

議案説明書の4ページをお開きください。

最初に改正の背景について申し上げます。

介護保険料、下水道受益者負担金（分担金）および後期高齢者医療保険料に係る延滞金については、今回、地方税法の規定にならって、それぞれの条例に定めているところです。

地方税法の一部が改正され、地方税における延滞金及び還付加算金の割合や条文に用いられる用語の見直しが今回行われました。

今回の条例改正につきましては、この地方税法の一部改正を受けたものであります。

次に改正内容について説明いたします。

一部改正する条例の本則は、3条で構成されています。

第1条は身延町介護保険条例の一部改正について、第2条は身延町下水道事業受益者負担金等徴収条例の一部改正について、第3条は身延町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、それぞれ規定しています。

今回の改正内容は今、申したように3つの条例がそれぞれに共通しておりまして、各条例の附則に定める延滞金の特例割合に関する規定中、「特例基準割合」という用語を「延滞金特例基準割合」という用語に修正するほか、地方税法の改正にならって条文全体の表現を整理したものであります。

当該規定の実質的な内容そのものは改正前と後とでは変わるものではありません。

なお、経過措置としまして改正後の各条例の延滞金の特例割合に関する規定は、この一部改正条例の施行日以後の期間に対応する延滞金に適用する旨を一部改正条例の附則第2項から第4項にそれぞれ規定いたしました。

この一部改正条例の施行期日は令和3年1月1日といたします。

以上、議案第79号の説明を終わらせていただきます。

続きまして議案第80号 身延町指定居宅介護支援等事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

議案説明書の5ページをお開きください。

最初に改正の背景について申し上げます。

平成30年度に第7期の介護保険報酬が改定された際の基準省令の改正において、居宅介護支援事業所の管理者の規定が変更され、主任介護支援専門員でなければならないとなりました。その際に変更後の要件の適用猶予が令和3年3月31日と設けられていました。今回、来年度からの第8期計画に向けて国の分科会でも議論される中、管理者が主任介護支援専門員でない事業所が依然として4割程度である状況等を踏まえ、基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令が公布されたことを受けた、今回、町においても条例改正を行うものであります。

次に改正内容について説明いたします。

基準省令の改正に合わせ、一部改正する条例は本則と附則についてであります。

まず第5条2項、管理者の規定において今回、ただし書きを新設し、主任介護支援専門員の確保が困難である場合等について、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を猶予し、介護支援専門員が管理者とすることを可能となります。

続いて附則の経過措置の2項において、令和3年3月31日まで適用期間を延長し、管理者の有効期限を令和9年3月31日までに延長することとし、さらに3項では令和3年4月1日以降は経過措置の対象を同年3月31日時点で、その事業所の管理者であった者が引き続き管理者である場合に限定する条例の一部改正について規定しています。

なお、この一部改正条例の施行期日は令和3年4月1日といたしますが、第5条2項中の主任介護支援専門員の次の主任介護支援専門員を加える改正および附則の改正規定につきましては公布の日からといたします。

以上、議案第80号の説明を終わらせていただきますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（柿島良行君）

以上で町長の提案理由と担当課長の内容説明が終わりました。

日程第8 議案第81号 大河内複合施設改修工事請負契約の一部変更についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは議案第81号についてご説明を申し上げます。

大河内複合施設改修工事請負契約の一部変更についてであります。

下記のとおり工事の契約金額を変更することについて、議会の議決を求めます。

記

1. 変更後の契約金額 金1億1,671万円

提案理由を申し上げます。

令和2年7月21日に身延町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第2条の規定に基づき、身延町議会の議決を経た大河内複合施設改修工事請負契約について工事内容の一部変更に伴い、契約金額の変更に係る議会の議決が必要であります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

なお、議案の内容につきましては、財政課長よりご説明をいたしますのでご審議の上ご議決くださいますようよろしくお願いをいたします。

○議長（柿島良行君）

次に議案第81号の内容説明を求めます。

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

それでは議案第81号について説明をさせていただきます。

議案書の2枚目をお開きください。

議案第81号の関係資料に基づき、ご説明をさせていただきます。

すでに議会の議決を経た内容でございますが、先ほど町長が申したとおり令和2年7月21日に議決された契約案件でございます。

そのときの議決案件につきましては、契約金額が1億428万円で株式会社山市成工と契約を締結いたしました。

今回、変更しようとする内容等でございますが、契約に係る変更内容は契約金額の増額でござ

ざいます。

1, 243万円を増額いたしまして、変更後の契約金額は1億1,671万円であります。契約変更の主な理由でございますが、大河内複合施設改修工事の実施に当たり消防避難設備の変更、黒板取外し及び掲示板取付等の内装工事や手摺工事の追加、ならびに施設に付随した外構の修繕等により増額することが主な理由でございます。

以上で議案第81号の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

以上で町長の提案理由と担当課長の内容説明が終わりました。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開は10時5分とします。

休憩 午前 9時50分

再開 午前10時05分

○議長（柿島良行君）

それでは再開をします。

-
- | | | |
|-------|--------|--------------------------------|
| 日程第9 | 議案第82号 | 令和2年度身延町一般会計補正予算（第7号） |
| 日程第10 | 議案第83号 | 令和2年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第11 | 議案第84号 | 令和2年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第12 | 議案第85号 | 令和2年度身延町介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第13 | 議案第86号 | 令和2年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第14 | 議案第87号 | 令和2年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第15 | 議案第88号 | 令和2年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第16 | 議案第89号 | 令和2年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第2号） |

以上の8議案はいずれも補正予算案でありますので、一括して議題とします。

町長から提案を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは、議案第82号から議案第89号までの令和2年度補正予算8議案についてご提案を申し上げます。

議案第82号 令和2年度身延町一般会計補正予算（第7号）、議案第83号 令和2年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、議案第84号 令和2年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第85号 令和2年度身延町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第86号 令和2年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）、議案第87号 令和2年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第88号 令和2年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）、議案第89号 令和2年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、令和2年度補正予算案については以上を提案させていただきます。

なお、議案の内容につきましては財政課長よりご説明申し上げますので、ご審議の上ご議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（柿島良行君）

次に議案第82号から議案第89号までの内容説明を求めます。

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

議案第82号から89号までの令和2年度身延町一般会計および特別会計の補正予算について、お手元の概要書により説明させていただきます。

1ページ目をご覧ください。

議案第82号 令和2年度身延町一般会計補正予算（第7号）につきましては、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ7億1,403万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112億5,360万2千円といたしました。

第2表 繰越明許費について説明いたします。

6款2項林業費、林道改良事業3,388万円を繰越明許費といたしました。これは緊急自然災害防止対策債事業について標準工期が確保できないため翌年度に繰り越すものであります。対象工事は林道三石山線道路改良工事1工区および2工区であります。

8款2項道路橋梁費、道路橋梁新設改良事業9,845万円を繰越明許といたしました。こちらも緊急自然災害防止対策債事業について標準工期が確保できないため翌年度に繰り越すものであります。対象工事は町道身延波木井線道路改良工事ほか記載にあります8工事となります。

2ページをお開きください。

10款1項教育総務費、公立学校情報機器整備事業1,437万4千円を繰越明許といたしました。これは情報機器導入時期の遅れと導入に伴う環境設定に日数を要するため、翌年度に繰り越すものであります。

同項健康増進施設建設事業1,465万7千円を繰越明許といたしました。これは健康増進施設建設事業に伴うPFIアドバイザリー業務委託において、事業候補者との協議に時間を要するため翌年度に繰り越すものであります。

10款2項小学校費、身延小学校施設整備事業7,457万5千円を繰越明許といたしました。これは身延小学校施設整備事業について標準工期が確保できないため翌年度に繰り越すものです。対象工事等は身延小学校グラウンド整備測量設計積算業務委託および身延小学校グラウンド照明整備工事ほか記載のある2工事であります。

第3表 債務負担行為について説明いたします。

第3表 債務負担行為により債務を負担する行為をすることができる事項、期間、限度額を設定いたします。これは令和2年度から令和19年度までの期間において民間資金等の活用による公共施設の整備等の促進に関する法律に基づく身延町健康増進施設整備運営事業の実施に供する経費を13億円以内とするものです。

なお、債務負担行為の内訳は施設の建設事業費に10億円、施設運営にかかるサービス対価として3億円、15年間分であります。

第4表 地方債の補正についてご説明いたします。

第4表 地方債補正により地方債の限度額を変更いたします。臨時財政対策債は1億7,300万円を減額し、補正後の限度額を0円といたしました。減額の要因は前年度繰越金および地方交付税による一般財源が確保できたことによるものです。

旧合併特例事業債は8,230万円を増額し、補正後の限度額を4億4,970万円といたしました。増額変更の要因は国の補正予算による県営事業急傾斜地崩落対策事業費の増加に伴う本町の負担金増額分に1,150万円を追加充当し、身延小学校施設整備事業に7,080万円を追加充当するためであります。

3ページをご覧ください。

緊急自然災害防止対策事業債は1億2,030万円を増額し、補正後の限度額を2億2,980万円といたしました。増額変更の要因は林道事業に3,080万円を追加充当するもので、対象工事は林道三石山線道路改良工事1工区および2工区であります。

また、町道改良事業に8,950万円を追加充当し、対象工事は町道身延波木井線道路改良工事にほか記載のある8工事でございます。

続きまして、歳入予算について増減額の主な理由についてご説明いたします。

11款地方交付税3億1,870万3千円を増額いたしました。これは令和2年度普通交付税の交付額決定によるものでございます。

14款使用料及び手数料は81万4千円を増額いたしました。増額の要因は1項7目土木使用料、住宅使用料の現年度分81万4千円であります。

4ページをお開きください。

15款国庫支出金2,251万9千円を増額いたしました。増額の要因は1項1目民生費国庫負担金、子どものための教育・保育給付費負担金2,167万円を増額いたしました。これは民間保育園入所者の増および保育単価の改正による増額であります。

1項2目衛生費国庫負担金、母子保健衛生費、国庫負担金15万6千円の増額は養育医療給付事業負担金の増額であります。

2項2目民生費国庫補助金、地域生活支援事業費等補助金69万3千円は、障害者自立支援給付の報酬改正に伴うシステム改修費の補助金であります。

16款県支出金1,277万円を増額いたしました。増額の主な要因の1項1目民生費県負担金および2目衛生費県負担金は国庫負担金の説明のとおりであります。

2項4目農林水産業費県補助金、養豚施設防疫強化事業費補助金18万9千円は、養豚施設への侵入防止柵設置事業に対する補助金であります。

22款町債2,960万円を増額いたしました。町債の増減額につきましては、第4表 地方債補正の説明のとおりであります。

5ページをお開きください。

歳出予算について増減額の主な理由をご説明いたします。

2款総務費について説明します。

1款1目一般管理費に峡南行政組合負担金391万2千円を計上いたしました。これは慈生園運営負担分273万4千円、広域ネット負担分117万8千円の追加負担であります。

5目財産管理費、細目の14公共施設在り方検討事務費に公共施設在り方検討委員会委員報酬10万5千円を計上いたしました。これは当初4回開催するものを6回開催としたためであります。

9目交通安全防災対策費、防犯灯建設事業補助金19万4千円を計上いたしました。対象地区は水船区であります。

11目まち・ひと・しごと創生事業費、細目15子育て世代支援事業、子育て支援課分にお

きましては保育所等入園支度金20万円を計上いたしました。これは現行、支度金1万5千円を保護者負担の実情に合わせ2万円に改正するためであります。

また、細目の17子育て世代支援事業学校教育課分において小中学校入学支度金49万円を計上いたしました。これも保護者負担の実情に合わせ、小学校入学支度金3万円を4万円に、中学校入学支度金6万円を7万円に改正するためであります。

6ページをお開きください。3款民生費についてご説明いたします。

1項7目障害福祉費に縣市町村総合事務組合障害者福祉システム改修負担金138万6千円を計上いたしました。これは制度改正に伴うものでございます。

2項1目児童福祉総務費、細目の2児童福祉総務事務費において養育医療助成金65万円を増額いたしました。これは助成対象の増加によるもので、助成対象者は未熟児であります。

7ページをお開きください。

6目静川保育所費に厨房殺菌灯修繕費等19万4千円を計上いたしました。

7目特定教育・保育施設費に認定子ども園分施設型給付費2,944万5千円を計上いたしました。これは保育単価等の改正によるものでありまして、対象は大野山保育園であります。

4款衛生費について説明いたします。

1項1目保健衛生総務費になかとみ保健福祉センター内デイサービス厨房用水洗取り替え修繕費等66万4千円を計上いたしました。

2目予防費に飯富病院児童手当・特例給付分普通交付税負担金として913万3千円を計上いたしました。これは一部事務組合である飯富病院職員の児童手当が構成町である身延町および早川町の普通交付税に算入されているため、両町で当該児童手当分を負担するものであります。

6款農林水産業費についてご説明いたします。

1項3目農業振興費、細目の2農業振興事業費において養豚施設防疫強化事業補助金22万1千円を計上いたしました。これは野生動物による防疫等の感染防止対策を支援するものであります。

細目の3ゆばの里管理費において、食器洗浄機購入費110万円を計上いたしました。

細目の6下部農村文化公園管理費において、公園施設解体工事設計業務費49万5千円を計上いたしました。これは令和3年度以降の施設リニューアルに向けて実施するものであります。

2項2目林業土木費に林道改良事業費3,388万円を計上いたしました。対象事業費につきましては、林道三石山線の道路改良工事1工区、2工区分でございます。

8ページをお開きください。7款商工費についてご説明いたします。

7款2項1目観光費に身延山初詣入客対策補助金50万円を計上いたしました。補助対象者は身延山初詣入客対策実行委員会であります。また、商工観光振興事業補助金といたしまして60万円を計上いたしました。補助対象者は身延山観光協会と同協会の商工観光振興事業に対する補助金であります。

8款土木費についてご説明いたします。

1項1目土木総務費に急傾斜地崩落対策事業費負担金1,207万5千円を計上いたしました。これは国の補正予算による事業負担増加のため増額するもので対象地区は波木井ほか7カ所となります。

2項1目道路橋梁維持費に町道街路灯取り替え修繕費73万3千円を計上いたしました。対

象となる地区は波木井、西嶋区であります。

2目道路改良新設工事費に道路改良事業費9,845万円を計上いたしました。対象工事は町道身延波木井線道路改良工事ほか記載のある8カ所でございます。

5項1目住宅管理費に81万4千円を計上いたしました。榎田団地電気温水器取り替え修繕のためでございます。

9ページをお開きください。10款についてご説明いたします。

1項2目事務局費、細目の8公立学校情報機器整備事業費に1,527万2千円を計上いたしました。これはGIGAスクール事業の1人1台タブレット整備にかかる校内情報機器等のセットアップなどの環境整備業務委託費であります。

3目施設整備費に細目の2中学校建設事業費に255万5千円を計上いたしました。これは中学校への進入路である町道大庭工業団地線用地等の購入費であります。

細目の4健康増進施設建設事業費に196万9千円を計上いたしました。これはPFIアドバイザリー業務委託費196万9千円を増額するもので、PFI事業受託者との契約行為にかかるリーガルチェック業務を追加するものであります。

2項3目教育委員会学校管理費、細目の9身延小学校施設整備費に7,457万5千円を計上いたしました。これは令和3年度に予定している身延小学校グラウンド全面の土の入れ替えに備え、附帯工事の早期改修を実施するため予算を計上いたしました。対象工事等は身延小学校グラウンド整備測量設計、積算業務委託および身延小学校のグラウンド照明整備工事、グラウンドの水路改修工事、グラウンド内にある体育倉庫等の解体工事であります。

10ページをお開きください。

4項2目公民館費、細目の1公民館運営事業費に84万5千円を計上いたしました。これは集落公民館整備費補助金で補助対象公民館は熊沢集落公民館であります。

細目の10大河内分館運営管理費に21万9千円を計上いたしました。これは大河内複合施設への移転費用であります。

5項1目文化財保護費に文化財保護事業補助金8万4千円を計上いたしました。これは町指定文化財清正公堂保存修理事業に係る補助金であります。

5目和紙の里費、細目の3和紙の里事務費に200万円を計上いたしました。これは指定管理施設、味菜庵指定管理料200万円を計上いたしました。予算計上の理由は新型コロナ禍による休業要請に伴う経営支援を実施するもので、管理料の根拠につきましては、国の持続化給付金等の対象外となったため、町が直接支援するものであります。

11ページをお開きください。

13款諸支出金について説明いたします。

1項4目公共施設整備基金費につきましては、基金元金として1億円を積み立てます。

16目教育施設整備費基金費につきましては、基金元金を2億円積み立てます。

20目子ども・子育て基金費につきましても基金元金1億円を積み立てます。

いずれの基金元金積み立てにつきましては、前年度繰越金等の確定に伴い今後の財政運営に備えた積み立てであります。

12ページをお開きください。

議案第83号 令和2年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について説明させていただきます。

議案第83号につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ86万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億3,805万8千円といたしました。

歳入予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

7款1項1目一般会計繰入金、職員給与費等繰入金を2万1千円増額し、8款1項1目その他繰越金を84万6千円といたしました。

歳出予算についてご説明いたします。

3款国民健康保険事業費給付金84万6千円の増額であります。

1項1目一般被保険者医療給付分、その他負担金として55万円を計上し、2目退職被保険者等医療給付分、その他負担金として2万1千円を計上いたしました。

また2項1目一般被保険者後期高齢者支援金等分としまして、その他負担金27万9千円を減額し、3項1目介護納付金分、その他負担金は55万4千円を計上いたしました。これらは年間所要額を見込み、所要額を増減したものであります。

13ページをお開きください。

議案第84号 令和2年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

議案第84号につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ86万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,419万2千円といたしました。

歳入予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

3款1項2目事務費繰入金74万1千円を増額いたしました。これは人件費分24万8千円、後期高齢者医療システム改修分として49万3千円を増額したものであります。

6款1項1目高齢者医療円滑運営事業費補助金12万3千円を計上いたしました。これは制度改正に伴う後期高齢者医療システム改修事業費補助金であります。

歳出についてご説明いたします。

1款1項1目一般管理費、人件費分24万8千円を計上し、後期高齢者医療システム改修委託費61万6千円を計上いたしました。

続きまして、議案第85号 令和2年度身延町介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明させていただきます。

議案第85号につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ57万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億8,079万円といたしました。

歳入予算について、増額の主な理由についてご説明いたします。

3款2項6目介護保険事業費補助金、システム改修費補助金として140万4千円を増額いたしました。

14ページをお開きください。

7款1項2目その他一般会計繰入金、職員給与等繰入金217万3千円を減額し、事務費繰入金134万7千円を計上いたしました。

歳出予算について説明いたします。

1款1項1目一般管理費において、人事異動に伴い人件費分を217万3千円減額し、制度改正に伴うシステム改修費等の負担金につきましては、275万1千円を計上いたしました。

議案第86号 令和2年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

議案第86号につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ992万1千円といたしました。

歳入予算についてご説明します。

1款1項1目支援サービス計画費収入、介護予防サービス計画費収入現年度分といたしまして35万5千円を増額し、2項1目介護予防ケアマネジメント事業費としまして現年度分19万円を増額いたしました。これらは計画件数の増加によるものであります。

15ページをお開きください。

歳出予算についてご説明いたします。

支援対象者の増加に伴い1項1目介護予防サービス計画事業費、介護予防支援事業委託費として36万7千円を計上し、2項1目介護予防ケアマネジメント事業費、介護予防マネジメント事業委託費17万8千円を計上いたしました。

議案第87号 令和2年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

議案第87号につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ147万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,171万8千円といたしました。

歳入について説明いたします。

2款1項1目簡易水道負担金、加入負担金25万3千円を増額し、3款1項1目簡易水道手数料のうち給水装置工事事業者指定手数料13万円および開栓手数料17万6千円を増額いたしました。これらは新規加入に伴うものであります。

また6款1項1目繰越金91万5千円を計上いたしました。

歳出についてご説明いたします。

1款1項1目簡易水道管理費において、消費税額確定に伴い現予算を精査し、消費税納付金322万2千円を計上いたしました。

16ページをお開きください。

議案第88号 令和2年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

議案第88号につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出70万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,199万8千円といたしました。

歳入予算について説明いたします。

2款1項2目小規模集合排水事業繰入金、北川小規模集合排水事業繰入金に10万8千円を計上し、1項3目戸別浄化槽整備事業繰入金といたしまして59万4千円を計上いたしました。これらは施設維持管理のためでございます。

歳出についてご説明いたします。

2款1項1目北川地区維持管理費、修繕費10万8千円を計上いたしました。これは排水処理施設汚泥ポンプの交換修繕のためであります。

また3款1項1目戸別浄化槽整備事業維持管理費として修繕費59万4千円を計上し、これは浄化槽のプロアの取り替え修繕のためでございます。

17ページをお開きください。

議案第89号 令和2年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

議案第89号につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ505万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億292万円といたしました。

歳入予算について、増額の主な理由についてご説明いたします。

4款1項2目帯金、塩之沢下水道事業一般会計繰入金として457万7千円を増額し、1項4目身延下水道事業一般会計繰入金として47万9千円を計上いたしました。これらは施設の維持管理のためでございます。

歳出についてご説明いたします。

1款2項2目帯金、塩之沢下水道事業維持管理費において修繕費442万2千円を計上し、帯金、塩之沢浄化センターエアレーションを修繕します。また、工事請負費15万5千円を計上し、公共枡を設置いたします。

2項4目身延下水道事業維持管理費、修繕費47万9千円を計上いたしました。これは真空下水環境ポンプインバーターを交換・修繕するものであります。

以上で議案第82号から89号までの内容説明とさせていただきます。ご審議をよろしくお願いたします。

○議長（柿島良行君）

以上で町長の提案と担当課長の内容説明が終わりました。

日程第17 同意第18号 身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について

日程第18 同意第19号 身延町大河内地区財産区管理会委員の選任について

以上の2案件は財産区委員の選任につき同意を求める件でありますので、一括して議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは同意第18号、第19号についてご説明を申し上げます。

まず同意第18号 身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区管理会委員の選任についてであります。

身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区管理会委員に下記の者を選任したいので、身延町恩賜県有財産保護財産区管理会条例第3条の規定に基づき、議会の同意を求めます。

記

身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区管理会委員

住 所 身延町帯金3549番地12

氏 名 松野 拓

生年月日 昭和32年10月17日

住 所 身延町帯金3903番地1

氏 名 鈴木 厚

生年月日 昭和25年11月28日

住 所 身延町帯金2929番地4

氏 名 佐野 剛

生年月日 昭和26年10月26日

住 所 身延町帯金2734番地

氏 名 鈴木克昌

生年月日 昭和27年1月1日

住 所 身延町大島2073番地22

氏 名 依田喜美雄

生年月日 昭和19年11月18日

住 所 身延町大島1211番地

氏 名 片田健彦

生年月日 昭和22年7月21日

住 所 身延町大島1483番地

氏 名 若林浩氣

生年月日 昭和28年3月6日

提案理由を申し上げます。

身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区管理会委員の任期が令和2年12月24日をもって満了するため、新たに委員を選任したい。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に同意第19号 身延町大河内地区財産区管理会委員の選任についてであります。

身延町大河内地区財産区管理会委員に下記の者を選任したいので、身延町財産区管理会条例第3条の規定に基づき、議会の同意を求めます。

記

身延町大河内地区財産区管理会委員

住 所 身延町角打959番地

氏 名 乗松洋一

生年月日 昭和18年11月20日

住 所 身延町帯金659番地1

氏 名 吉野賢造

生年月日 昭和20年5月20日

住 所 身延町大島971番地

氏 名 片田善男

生年月日 昭和24年10月4日

住 所 身延町上八木沢99番地

氏 名 佐野治仁

生年月日 昭和24年12月29日

住 所 身延町和田2814番地

氏 名 雨宮邦夫

生年月日 昭和25年7月25日

住 所 身延町帯金2782番地

氏 名 早川志高

生年月日 昭和29年11月3日

住 所 身延町角打2216番地2

氏 名 佐野昇

生年月日 昭和30年8月21日

提案理由を申し上げます。

身延町大河内地区財産区管理会委員の任期が令和2年12月24日をもって満了するため、新たに委員を選任したい。

これがこの議案を提出する理由でございます。

以上であります。ご同意をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

以上で提案理由の説明が終わりました。

本案については、人事案件のため内容説明は省略します。

追加日程第1 報告第11号 専決処分の承認を求めることについて（身延町職員給与条例の一部を改正する条例）

追加日程第2 報告第12号 専決処分の承認を求めることについて（身延町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例）

以上の2案はいずれも条例改正の専決処分に関する報告ですので、一括して議題とします。

町長から本案について報告を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは報告第11号、第12号についてご説明を申し上げます。

両報告事項とも専決処分の承認を求めることについてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

処分事項につきましては、報告第11号は身延町職員給与条例の一部を改正する条例、報告第12号は身延町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例であります。

専決処分書をご覧いただきたいと思っております。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認め、次のとおり専決処分する。

専決処分の日は双方とも令和2年11月30日であります。

専決処分の理由を申し上げます。

報告第11号につきましては、令和2年人事院勧告及び山梨県人事委員会勧告により、身延町職員給与条例の一部を改正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないので専決処分をいたしました。

報告第12号につきましては、令和2年人事院勧告及び山梨県人事委員会勧告による身延町職員給与条例の一部改正に鑑み、身延町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないので専決処分したものであります。

なお、条例改正の内容につきましては、このあと総務課長が説明をいたしますのでよろしく

お願いいたします。

○議長（柿島良行君）

次に報告第11号および報告第12号の内容説明を求めます。

村野総務課長。

○総務課長（村野浩人君）

それでは報告第11号および第12号 専決処分の承認を求めることについて、内容説明をさせていただきます。

はじめに報告第11号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例についてであります。

追加説明書1ページをご覧ください。

この改正の背景であります、人事院が令和2年10月7日に一般職の国家公務員の給与改定について国会および内閣に対し勧告を行いました。

これにより政府は人事院勧告どおりの実施を閣議決定し、11月27日、参議院本会議において可決成立いたしました。

また、山梨県人事委員会におきましても令和2年10月21日に県職員の給与の改定について県議会および知事に対し勧告を行いました。

地方公務員法第24条第2項に職員の給与は生計費、ならびに国および他の地方公共団体の職員ならびに民間事業の従業者の給与、その他の事情を考慮して定めなければならないと規定されているため改正を行うものであります。

改正の内容についてであります、人事院勧告および山梨県人事委員会勧告に準じ、給与条例の一部改正を行います。

第1条についての改正内容であります、期末手当の内容を6月分の支給済みであります1.3月に対して12月分を1.25月といたします。これによりまして、勤務手当の0.95月と合算し、年間支給月数が4.45月となります。昨年度年間支給月数4.50月から0.05月の減額となります。

次に第2条についての改正内容ですが、期末手当の引き下げ率であります0.05月を6月分と12月分に平準化する改正であります。

この改正の適用につきましては、第1条の改正が公布の日、第2条の改正が令和3年4月1日となります。

以上で報告第11号の内容説明を終わらせていただきます。

続きまして、報告第12号 身延町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について内容説明をさせていただきます。

追加説明書3ページをご覧ください。

この改正の背景につきましては、先に説明をいたしました身延町職員給与条例の一部を改正する条例のとおりであり、これに鑑み改正するものであります。

改正内容についてであります、第1条の改正では期末手当の内容を6月分の支給済みであります2.25月に対して12月分を2.2月といたします。これにより年間支給月数が4.45月となり、昨年度年間支給月数4.50月から0.05月の減額となります。

次に第2条についての改正であります、これも先と同様、期末手当の引き下げ率であります0.05月を6月分と12月分に平準化するものであります。

この改正の適用につきましては、第1条が公布の日、第2条の改正が令和3年4月1日とな

ります。

以上で報告第12号の内容説明を終わらせていただきます。ご承認いただきますよう、よろしくお願いたします。

○議長（柿島良行君）

以上で町長の報告と担当課長の内容説明が終わりました。

これから報告第11号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で報告第11号の質疑を終わります。

これから報告第11号の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

報告第11号 専決処分の承認を求めることについて、処分事項 身延町職員給与条例の一部を改正する条例について反対討論いたします。

この条例は町職員一般職の一時金に当たる期末手当を昨年より0.05カ月少なくするものです。人事院が国家公務員について勧告したものを受けたもので、引き下げ勧告は2010年以来10年ぶりのことです。町職員の一時金を0.05カ月とはいえ、引き下げるのはコロナ禍のもとで奮闘する町職員の努力や苦労を顧みない措置であり、士気にも関わることだと思います。また、町内の経済循環の観点からもプラスには働きません。新型コロナウイルス感染症の発生から約10カ月にわたって、様々な部署でコロナ対応に当たってきた町職員の精神的・肉体的疲労蓄積も心配です。

全国的ともいえる第3波が到来し、連日、新規感染者数は過去最高を更新しています。これからも町職員の皆さんには一層の奮闘、努力が求められることになるでしょう。医療機関に従事する人たちには、現金支給も含めた支援が行われる一方で、公務員、町職員は一時金の減額では士気は上がりません。コロナ禍で頑張る町職員の努力を顧みない条例には反対いたします。

○議長（柿島良行君）

次に賛成者の発言を許します。

賛成討論はありませんか。

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

身延町給与条例の改正について賛成討論をいたします。

ご存じのとおり10月28日で行われましたでしょうか、人事院勧告が行われたわけですが、この人事院勧告は公務員の労働基本権が制約されている代償措置でございまして、今回の人事院勧告は給与は据え置き、そして期末手当は0.05%引き下げということでございます。これは7年ぶりのことでございます。

この人事院勧告につきましては、民間給与の水準、4月が基準とされるわけですが、この給与水準がコロナ感染拡大に伴いまして、売り上げの減少等により引き上げが抑制をされ

た、そういうことが反映されたものでございます。

コロナの終息が見通せない中、民間の経済実態、とりわけ飲食業、宿泊業、それから土産品販売業等々、サービス業は経済統計に示された以上にこれは悪化をしております。失業率3.1%ではありますけれども、潜在失業者を加えますと、これは5%を超えるという識者もおられます。

そして生活資金の貸し出しでございます。この制度、最大20万円まで無利子で借りることができるわけでございますけれども、本県の件数はすでに130万件を超えております。リーマンショック時3万件を遥かに超えているものでございます。

そして、これからの経済循環を考えますと農林水産業、製造業に波及する可能性は今までの経済循環からして想定できるわけございまして、景気はさらに悪化をする、民間企業従業員の給与および賞与の引き下げは、さらに拡大するものと推定されるわけでございます。

このような民間企業の状況を考慮すると、公務員の待遇について再考することは当然のことでございます。給与据え置き、そして期末手当0.05%の引き下げについての人事院勧告は極めて妥当な内容でございます。今回の改正に基づきまして、これを反映して身延町の一般職、特別職に関する給与条例を改正するものでありますから、この条例改正につきましては賛成するものでございます。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

次に反対討論はありませんか。

（ な し ）

反対討論がないので、討論を終わります。

これから報告第11号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、報告第11号は原案のとおり承認することに決定しました。

これから報告第12号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で報告第12号の質疑を終わります。

これから報告第12号の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これから報告第12号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、報告第12号は原案のとおり承認することに決定しました。

以上をもちまして本日の議事日程は終了しました。

これをもちまして本日は散会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（大村隆君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

散会 午前11時05分

令和 2 年

第 4 回身延町議会定例会

1 2 月 8 日

令和2年第4回身延町議会定例会（2日目）

令和2年12月8日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（14名）

1番	伊藤雄波	2番	伊藤達美
3番	望月悟良	4番	赤池朗
5番	上田孝二	6番	田中一泰
7番	野島俊博	8番	河井淳
9番	芦澤健拓	10番	福與三郎
11番	渡辺文子	12番	川口福三
13番	広島法明	14番	柿島良行

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町	長	望月幹也	副	町	長	笠井祥一														
教	育	長	保坂新一	総	務	課	長	村野浩人												
会	計	管	理	者	小	笠	原	正	人	企	画	政	策	課	長	幡	野	弘		
交	通	防	災	課	長	佐	藤	成	人	財	政	課	長	遠	藤	基				
税	務	課	長	伊	藤	克	志	町	民	課	長	穂	坂	桂	吾					
福	祉	保	健	課	長	望	月	融	観	光	課	長	佐	野	和	紀				
子	育	て	支	援	課	長	松	田	宜	親	産	業	課	長	高	野	修			
建	設	課	長	望	月	真	人	土	地	対	策	課	長	伊	藤	天	心			
環	境	上	下	水	道	課	長	水	上	武	正	下	部	支	所	長	内	藤	哲	也
身	延	支	所	長	千	頭	和	康	樹	学	校	教	育	課	長	深	沢	泉		
施	設	整	備	課	長	羽	賀	勝	之	生	涯	学	習	課	長	中	山	耕	史	

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議会議務局長 大村 隆
録音係 若狭 秀樹

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（大村隆君）

相互にあいさつを交わし始めます。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（柿島良行君）

本日は大変ご苦労さまです。

冒頭ですが広報編集委員会 赤池委員長から広報の写真撮影のため、カメラの設置要望がありましたので、これを許可します。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第2号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 一般質問。

通告1番、伊藤達美君の一般質問を行います。

伊藤達美君の質問を許します。

登壇してください。

なお、一般質問に際して資料配布の申し出がありましたので、これを許可したことをお知らせします。

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

通告に従いまして、ただいまより一般質問を行います。

なお、確認の意味で一般質問とは、議員個人が町の事務事業、執行状況や将来に対する考え方などの報告や説明を執行部に求め、町が町民のための適切な町政運営を進めているのかを議員がチェックするものであることを申し添えて質問に移ります。

まず、最初の質問でございます。

望月町政2期目にあたる令和3年度予算編成についてでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、わが国の経済は甚大な打撃を受けたわけでございます。4月～6月期のGDP国内総生産は、戦後最大の落ち込みを記録するなど、これまでに経験したことのない局面に直面をいたしております。

この局面打開に対して国は第1次補正予算および第2次補正予算を編成し、感染症拡大防止と雇用の維持、経済活動の回復を目指しているわけであります。

景気は低水準ながら持ち直しの動きがみられるものの、感染症の終息が見通せない状況にあって、景気低迷の長期化が懸念をされており、予断を許さない状況であります。

こうした中、「経済財政運営と改革の基本方針2020」では、引き続き経済成長と財政健全化の達成の両立を基本方針としつつ、新たな生活様式の構築による質の高い経済社会の実現を目指すものとしております。

一方、地方一般財源総額の確保に関しては前年どおりとするとの対応になっているわけであり、

現時点において、令和2年度と同水準の地方一般財源が確保されるか、令和3年度においてということですが、不透明であります。現下の情勢から、地方交付税の原資となる国税の減少は避けられず、地方一般財源総額の減少が懸念されるところであります。

一方、身延町の財政状況につきましては、監査委員による令和元年度決算審査意見書から分かるように極めて健全でございます。しかしながら短期的にみますと、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による町税の減収、さらには中長期的にみると人口減少による自主財源の確保はさらに厳しくなることが予測されます。

このような状況を踏まえて、望月町政第2期目初年度にあたる来年度予算編成にあたっての基本的な考え方をお示し願います。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えしたいと思います。

ご存じのように令和3年度当初予算編成は、本年10月24日に私は第5代身延町長に就任をさせていただきました。私にとって第2期目をスタートさせる最初の予算編成となります。

そのような中で、まず第1に念頭に置いておりますのは「やすらぎと活力ある開かれたまち」「生まれてよかった 育ってよかった 住んでよかった身延町」を本町の目指すところとして町民ファーストとした多様な施策を展開し、町民の皆さま誰もが活力と幸せを実感できるような予算編成にしたいと考えております。

今年度4月より今後5年間のまちづくりの指針となります第2期身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略がすでにスタートをしております。本町が抱えている大きな課題として、出生率の低下と若者の転出による少子高齢化と人口減少対策、過疎化がもたらす生活サービス供給の不足や生活の根幹となる雇用の創出など、今後も一層の取り組みを推し進めていくことが必要と考えております。

現在、第3波の到来とされる新型コロナ禍ではありますが、この第2期総合戦略を確実に推進すべく職員の英知を結集し、アクションプランに掲げた重点施策の予算編成に鋭意取り組んでいきたいと考えております。

当然のことながら、現在の本町を取り巻く経済状況を鑑みますと、歳入財源の現状を維持することは大変厳しいわけではありますが、明るい未来に向けて、私が先頭に立ち職員と共にスピード感を持って最大限の効果を上げるための予算編成にしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

町の施策につきましては、本年度に引き続き人口減少の抑止策はもちろんのこと、税源涵養

のための基幹産業育成策や教育関連施策、安心・安全のための社会基盤整備などへの積極的な投資が求められるわけであります。

一方、新型コロナウイルス感染拡大の影響による一般財源の確保が厳しくなる中で、予算の編成に当たっては事業総点検による選択と集中、新規事業の組み立てには既存事業の見直しやスクラップ・アンド・ビルドの徹底が求められると思います。

このような中で政策的・投資的経費における主要事業と、その目標についてお伺いをいたします。

○議長（柿島良行君）

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

お答えいたします。

ご質問の令和3年度当初予算編成に係る政策的・投資的の主要事業につきましては、3つの大きな事業を手掛ける積極的な予算計上を考えております。

具体的に申し上げますと、1つ目として町の中央部へ中学校等の施設を建設しようとする身延中学校建設事業であります。

事業計画では、令和2年度には用地取得、各種調査を実施し、令和2年度から3年度にかけて基本設計および実施設計に取り組んでおります。

また、令和3年度におきましては、造成工事を施し、施設建設につきましては、令和4年から5年度に施工する計画とし、令和6年度の開校を目指すこととなっております。

2つ目として、下部温泉駅前に日帰り温泉を併設した健康増進スポーツ施設を建設する健康増進施設建設事業であります。

事業計画では、令和元年度に実施したPFI導入可能調査の結果を踏まえ、令和2年度に優先交渉権者を募集し、令和3年度に業者決定する予定であります。そのような中で、令和5年度開業に向けて取り組んでいくものであります。

3つ目として、身延小学校グラウンド整備事業であります。

この事業はかねてからグラウンドの水はけが悪く、学校関係者、ならびに地域の皆さまから早期改修の要望をされていた事業であります。今回、学校統合により町内3小学校となった現状の中で、身延清稜および下山小学校グラウンドとの環境格差の改善に取り組み、令和3年度の運動会に間に合うよう、当初予算に計上する予定でございます。

これらの事業は、合併特例事業債の事業実施期限が令和6年までの延長がされたことによりまして、有利な地方債による事業財源が確保された事業であり、主管担当課を中心といたしまして庁内全体の協力体制により事業計画が遅滞なく実施できるよう取り組んでいくものであります。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

前項の質問と関連をしておりますが、人口減少抑止策の中核的な施策であります第2期身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略の予算化に向けての基本的な考え方をお示し願います。

○議長（柿島良行君）

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

お答えします。

令和2年度から令和6年度までの5カ年を実施計画期間といたしました第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる各施策、事業のアクションプランを令和3年度予算に本格的に予算に反映させていきたいと考えております。

特に第1期から引き続き事業を展開するものは一層の充実を図り、切れ目のない予算措置を施すとともに第2期に掲げる新規事業につきましては、事業実施に向けて積極的に予算計上したいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

前述したとおり、担税力ある若者の減少でございますとか、地域産業の低迷に加えまして新型コロナウイルス感染症の影響により、自主財源の確保については極めて厳しいものがございます。第5次行政改革大綱、行政改革実行プランにおける効果的・効率的な役場経営の取り組みを踏まえまして、来年度予算における経常的経費に対する基本的な考え方をお示し願います。

○議長（柿島良行君）

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

お答えいたします。

令和3年度の本町の財政運営におきましては、新型コロナによる経済の低迷により個人ならびに法人所得の著しい減少を起因とした地方税の落ち込みは、大変厳しいものになると想定されまして、基幹的財源である地方交付税におきましても、交付税財源であります国税の落ち込みに伴い、現金交付分は前年を下回り、財源不足を補う臨時財政対策債の増額によりまして補完することが、すでに国から示されているところであります。

ご指摘の第5次行政改革大綱、行政改革実行プランにおける効果的・効率的な役場運営の取り組みは職員一人ひとりが常に行政コスト等を意識して職務に当たることだと考えております。

特に来年度の予算編成に当たりましては、事業評価による事業の見直しや検証を踏まえ、少子高齢化、人口減少への対応、減災・防災の強化、社会資本の老朽化への対応など今後、増加する財政需要全般にわたり後年度における不断增加も考慮しながら、経費抑制に向けて取り組みを進める必要があると考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

既存公共施設の管理運営（マネジメント）につきましては、現在、公共施設等個別管理計画を策定中でございますが、PPPパブリック・プライベート・パートナーシップ、公民連携に包含される指定管理など、民間活力導入による経費の縮減については、これはさらに推進すべきであると考えます。来年度における公共施設管理運営に関する基本的な考え方をお示し願います。

○議長（柿島良行君）

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

お答えいたします。

現在、策定中であります身延町公共施設等総合管理計画に基づきました個別施設計画によりまして、既存の公共施設が人口減少や人口構造の変化に伴い、施設の利用需要が大きく変化したことが予想されることを踏まえ、長期的な視点をもって更新、統廃合、長寿命化など計画的に行うことに着目し、町の財政負担の軽減、平準化をするとともに公共施設の最適な配置を実現する方向性を計画することになります。

策定に当たりましては、施設の方向性に重点を置き、維持管理に要する経費を踏まえ、今後5年から10年の期間に更新、統廃合、長寿命化のいずれかの判断をすべく各課へのヒアリングを行い、公共施設在り方検討委員会において答申をいただく中で各施設の個別計画策定を進めておるところであります。

伊藤議員のご指摘であります管理運営、いわゆる管理のマネジメントにつきましても、既存施設の在り方や経営手法等を検討いたしまして、包括的な管理委託についても視野に置き、積極的に指定管理制度等による民間への経営体制の移行を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

現在、身延町公共施設等総合管理計画に基づいた個別施設計画策定が進められているわけですが、とりわけ私は集客施設に関しまして踏み込んだ策定の内容になることを要望して次の質問に移ります。

2番目は身延工業団地入居企業の社員および若者向け公的住宅の整備についてでございます。

私は本年3月、令和2年第1回定例会におきまして、若者単身者用町営住宅の確保について質問をしております。「町営住宅は世帯向けであるため若者は町外に居住せざるを得ない。働き手となる若者の住まいを確保することは、移住・定住の基本的な施策であります。若者の流出をできるだけ少なくするため、若者単身者用町営・町有住宅の建設を計画すべきである」という内容でございました。これに対し、担当課長の答弁は「子育て世代も含む若年層の住居の確保は地元定着につながる重要な施策と認識をしている。今後は民間のノウハウを活用した公民連携による公的住宅の整備を検討していきたい」との回答でございましたが、建設に向けて調査・研究等、行う予定はあるのか、お伺いをいたします。

○議長（柿島良行君）

望月建設課長。

○建設課長（望月真人君）

お答えします。

若者単身者が独立し、結婚し、子育てを行い、地域で活躍することは本人の豊かな人生のみならず地域社会の安全・安心や持続的発展につながり、その若者の住まいを確保することは基本的な重要な施策と認識しております。

現在、必要戸数、間取り等を調査する一方、建設候補地につきましては、下山、飯富の官有

地を中心に基礎調査を開始したところです。

今後は地域有料賃貸住宅制度の活用を視野に入れ、PFI導入の可能性調査を実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

町内にある身延工業団地には現在6社、配布資料の2番でございますが、企業が入居をいたしております。これら企業は地域雇用の創出とサービス業など地域経済の活性化に大きく貢献をいたしております。そこで働く従業員数は直近の数字で626人。これは正社員、それから臨時職員、パート等を含めてでございますが、そのうち身延町に住所がある社員は115人でございます。全体の18.3%でございます。大半の人は周辺の自治体、主に南アルプス市、富士川町、南部町などに居住をいたしておりますが、その中には転勤のために県外から転入してきた入居企業の社員もいるかと聞いております。

昨年の7月、身延町議会と身延工業団地工業会との意見交換会を開催した際には、入居企業から「町内に適当な住宅が見つからない」との意見が寄せられました。できるだけ多くの社員が本町に居住してもらうことができれば、町の税収増など地域経済への波及効果が期待できるわけでございます。

人口減少抑止策は本町にあつて喫緊の重要課題でございます。住宅施策もその中の1つに含まれます。公有住宅の建設・整備を推進し、町内における入居企業の社員向けとともに町内の若者、単身者、妻帯者向け公的住宅の確保について早急に対応すべきであると考えますが、当局の見解をお聞かせ願います。

○議長（柿島良行君）

望月建設課長。

○建設課長（望月真人君）

お答えします。

本町では若者の定住、子育て支援、環境整備に特に強く取り組んでいるところですが、この取り組みを推進するに当たり、不可欠なものが住宅環境の整備と認識しております。身延工業団地工業会へのアンケートの実施でも賃貸住宅、特に単身者向け住宅の整備を強く望まれており、必要戸数、間取り等を確認する一方、建設候補地を模索しながら、今後は企業と直接賃貸契約を結ぶなど、安定的な家賃収入が確保できるよう検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

町内における入居企業向け住宅の確保については、議会としても議長名で町に要望いたしております。課長の答弁の内容をできるだけ早く具体化されるよう要望して次の質問に移ります。

3番目でございますが、下部農村文化公園を含む4施設における指定期間満了に伴う指定管理者の更新について、お尋ねをいたします。

資料の3番を見ていただきたいと思いますと思いますが、身延町下部農村文化公園、通称、道の駅しも

べ、それから身延町市之瀬味噌加工所、それから本栖湖いこいの森キャンプ場、身延町みのぶ自然の里については指定管理者制度を採用し、それぞれ民間事業者が管理運営を行っております。これら事業者との指定期間（契約期間）が来年3月31日をもって満了となりますが、現在、この指定管理者の募集に関する手続きはどのように進められているのか、それぞれお伺いをいたします。

○議長（柿島良行君）

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

お答えします。

産業課が所管する身延町下部農村文化公園、身延町市之瀬味噌加工所については、指定期間が満了となる令和3年3月31日をもって指定管理者の選定を行わない予定です。

身延町下部農村文化公園については一時休業し、老朽化した施設のリニューアルを図る予定です。

身延町市之瀬味噌加工所については、町が管理し、将来的に下部味噌、あけぼの大豆味噌、味噌作り体験などを集約した施設への更新を検討します。

令和3年度は以上の2施設は町が管理する予定です。

なお、身延町大島農林産物直売所については、引き続き非公募による指定管理者の選定を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

ただいまの、身延町下部農村文化公園のリニューアルということを課長が申しておりましたけれども、私は下部農村文化公園の在り方については、他の町内集客施設との連携等も含めて基本的に今後の在り方を考えておくべきだと考えますけれども、担当課長はどのように考えているかをお示してください。

○議長（柿島良行君）

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

お答えします。

下部農村文化公園については、平成8年度のオープンから25年ほど経過しております。大型バスが頻繁に往来していた開所当時と比べ、現在は観光客、通行車両の動線がかなり変化しているため、新たなニーズに対応した機能を持たせる必要があると考えております。

身延町下部農村文化公園条例の設置目的を踏まえて、地域資源の保全と活用を図り、集客を図れる施設にしたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

それでは引き続いて、本栖湖いこいの森キャンプ場、それからみのぶ自然の里について観光

課長にお尋ねをいたします。

○議長（柿島良行君）

佐野観光課長。

○観光課長（佐野和紀君）

お答えをいたします。

観光課が所管する本栖湖いこいの森キャンプ場につきましては、NPO法人みのぶ観光センターが指定管理者として現在、運営を行っております。

みのぶ観光センターにつきましては、令和3年度以降の指定期間は本栖湖いこいの森キャンプ場の指定申請を行わない旨の方針が打ち出されております。また、町内の事業者が意欲を持って指定申請に向けて準備を進めておりますので、身延町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定により従前のとおり公募によらない選定を考えております。

身延町みのぶ自然の里につきましては、身延町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定により、すでに11月27日から12月4日までの期間で公募を受け付けました。応募件数につきましては、1件の応募がありました。

今後につきましては、1月中旬に開催予定の身延町公の施設の指定管理者選定委員会において審査が行われ、指定管理者が選定される予定となっております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

指定管理者の指定期間が終了する前に、それまでの公共施設評価の結果および指定管理者のモニタリング結果を踏まえて、当該施設の在り方、それから管理運営の在り方について再検討を行い、指定管理者更新の是非を決定すべきであると考えておりますが、かかる作業を行ってきたのかどうか、それぞれ産業課長、観光課長にお尋ねをいたします。

○議長（柿島良行君）

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

お答えします。

公共施設在り方検討会における第1次答申により、施設の今後の方向性についてご意見をいただいたところです。この答申を踏まえて、産業課が所管する2施設については、満了となる令和3年3月31日をもって指定管理者の選定を行わないこととしました。施設更新後には施設の設置目的、施設の在り方、募集方法を検討した上で選定したいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

佐野観光課長。

○観光課長（佐野和紀君）

お答えをいたします。

公共施設在り方検討会における第1次答申によりまして、施設の今後の方向性について提言をいただいております。観光課が所管する本栖湖いこいの森キャンプ場、身延町みのぶ自然の里の2施設につきましては、引き続き指定管理を導入した上で施設の継続が望ましい、また民

間への移行も視野に入れ、今後の在り方を検討するといった内容の提言をいただいております。

これらの提言をもとに経済情勢の変化を察知するとともに、施設が提供するサービスは町が提供すべき性質のものであるか、将来にわたりその施設に投資を続けることに町民の理解は得られるのか、また、貴重な町の資産として、さらに有効活用できないかという視点から施設の設置する目的や役割について、検討する中で指定管理者更新事務を進めております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

指定管理者制度につきましては、先ほども述べられたとおり、身延町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例および条例施行規則により実施をされているわけではありますが、その内容について見ますと、細部まではこれは規定されておりません。そのことから施設の評価でありますとか、モニタリングなどの作業は担当課において、これは実施をされていないというふうに私、理解をいたしております。

施設の評価というのは、指定管理を行うことによって町民のサービス向上に努めたか、アンケート等によって町民が利用しやすい施設になったのか等々、それからモニタリングに関しては、指定管理者の経営状況はどうかとか、あるいは指定管理に当たっての人員は適正か等々の内容でございます。

そういう細かい細部についての作業が、私は実施されておくべきであるというふうに理解をいたします。そういうことを通して、指定管理が終了した際にスムーズに移行することが可能となると思います。

したがって、細部については、私は指定管理者制度の運用については、指針とか方針とか要綱等を制定して、今後実施されるよう要望しておきたいと思います。

それから3の③の質問につきましては、今、それぞれ産業課長、観光課長、答弁の中で述べられておりますので、これは省略をさせていただきます。

次に4番目の質問でございます。政策形成能力、配布資料4をご覧くださいお分かりになるかと思っておりますけれども、向上と職員研修についてでございます。

人口減少社会の本格的な到来、さらには地方創生を契機とした地域の特性に応じたまちづくり、多発する自然災害、ICTの技術革新、また最近ではDX、デジタルトランスフォーメーション、デジタル技術による社会的な環境の変化等々、自治体を取り巻く環境というのは大きく変化をいたしております。そのため、町職員には地域が抱える様々な課題や問題点を的確に把握いたしまして、課題解決のために前向きに取り組むことが求められております。

こうした時代の要請に応えるため、町職員の政策研究でありますとか、政策形成のための研修制度の充実が私は求められていると思います。本町にあって、このための職員研修はどのように行われているのか、お尋ねをいたします。

○議長（柿島良行君）

村野総務課長。

○総務課長（村野浩人君）

お答えをいたします。

職員研修につきましては、身延町職員研修規程に基づき職員の職に応じ、職務の必要な基本

的な知識・技術等を習得させ、併せて公務員としての資質およびスキルの向上を図るため1職員1研修以上、受講することを目標に計画的に山梨県市町村職員研修所主催の研修へ職員を派遣しております。

研修カリキュラムには政策形成の研修もあり、地域問題の発見の視点や政策づくりの基本を学び、実際に政策案を作成することなどで政策形成能力の向上を図り、地域問題の発見と解決をする力を身につけております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

私はこの山梨県の市町村職員研修所が主催する研修でございますが、私はできるだけ多くの職員が複数の講座を受講されるよう、ぜひともお願いをするとともに、当然、これには予算の増額が必要になると思いますけれども、やっぱりスキルアップのためには惜しみなく予算をお使いいただいて、時代の要請に対応できる職員の育成に努めていただきたいと思います。

次に最後の質問になりますけれども、令和2年度各種計画策定に係るコンサルティング業務委託について、お尋ねをいたします。

身延町総合計画でありますとか人口ビジョン、それから総合戦略などの策定に係る業務については極めて専門性が求められるわけでありまして、それゆえに高度なノウハウを保有する専門家の集まりでございますコンサルティング会社、コンサルティングファームに係る業務を委託するのが一般的でございます。

しかし、専門性が高いためにその発注から成果物納品までの過程がなかなか見えにくいと感じておりまして、そのプロセスを知るために、まず最初に今年度事業である公共施設等個別管理計画策定業務（財政課）について、予算化にあたっての見積もり・積算の方法、それから契約の方法、当初予算と契約金額、それから進捗状況、そして事業完了予定について、まずお伺いをいたします。

○議長（柿島良行君）

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

お答えいたします。

議員ご質問の公共施設等個別管理計画策定業務における予算化にあたっての見積もり・積算方法につきましては、当初予算編成に当たりまして各種計画書策定実績のあるコンサルティング業者の複数社から業務内容および業務に係る見積書を徴して予算計上したところであります。

契約の方法は指名競争入札を実施し、落札者と契約を締結いたしました。ちなみに入札執行日は令和2年4月27日でありました。

委託業務に係る当初予算額は、税込でございますが1,223万9千円でございます。契約金額は462万円であります。

業務の進捗状況であります。業務委託に併せ施設の担当課より施設の概要調書として施設カルテおよび今後の施設の方向性を確認する施設検討シートを作成し、それらに基づき委員6名による公共施設在り方検討委員会の開催を重ね、現在、施設の方向性をまとめている状況であります。

事業の完了予定は計画書本編等の原案を委員会等により最終調整をする中で来年2月上旬には仕上げ、議会には2月の全員協議会等におきまして概要書等を説明したいと考えております。したがって、計画書は3月には製本し公表できるものと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

次に、しだれ桜の里管理運営計画策定業務（観光課）について、予算化に当たっての見積もり・積算の方法、それから契約の方法、それから当初予算と契約金額、進捗状況、事業の完了予定についてお伺いします。

○議長（柿島良行君）

佐野観光課長。

○観光課長（佐野和紀君）

お答えをいたします。

予算化に当たっての見積もり・積算の方法につきましては、公園管理運営計画等の策定に実績のある複数の業者から仕様書案に基づいた見積もりを3社に依頼し、比較・検討する中で最も価格の低いものを参考としています。

積算に当たりましては、見積もりの数量等を参考に労務単価を乗じて算出し、見積もり価格が適正であるか検証し、予算額を決定しています。この業務の契約につきましては、指名競争入札による契約方法を実施しています。

当初予算額につきましては、706万2千円。契約金額につきましては、600万円となっています。

平成28年度から実施しています、しだれ桜の里づくり事業につきましては、令和元年度までの4年間で植栽および園路整備等はある程度進捗しましたが、これから数年後のしだれ桜が成木になるまでの間に公園内の植生基盤の確保を行い、存在効果や利用効果を検討する中で公園内の移動円滑化を踏まえた利便性の向上や、さらなる維持管理等の整備が必要なことから、この管理運営計画を策定するものです。

現在の進捗状況につきましては、4月27日に株式会社エイト日本技術開発と契約し、5月15日に業務計画案および工程等の確認を行い、9月18日に現地調査を踏まえ、現地状況および設計方針について協議を行い、管理運営計画の策定を進めております。

事業の完了につきましては、令和3年2月26日を予定しており、令和3年度からの運営計画実施を目指しております。

この管理運営計画をもとに、さらに景観や利便性等を加えた園路整備等を実施してまいりますので、しだれ桜を楽しみながら公園内を円滑に周遊することを目的とするとともに、しだれ桜の里の認知度向上と本町への集客力の向上につながるよう取り組んでまいります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

今、観光課長の答弁の中で、契約金額は600万円です。よろしいんですね。

○議長（柿島良行君）

佐野観光課長。

○観光課長（佐野和紀君）

600万円です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

次に下部温泉健康増進施設建設事業PFIアドバイザー業務でございます。これは施設整備課でございますが、これの予算化に当たっての見積もり・積算の方法、契約の方法、当初予算と契約金額、進捗状況、事業の完了予定についてお伺いします。

○議長（柿島良行君）

羽賀施設整備課長。

○施設整備課長（羽賀勝之君）

お答えをいたします。

PFIアドバイザー業務委託の予算化に当たっては、昨年度実施しましたPFI導入可能性調査業務委託で得られた調査報告結果の調査資料およびデータ集積等を使用し、さらに積み上げを行う業務であり、継続性があるため、同一コンサルタント企業に当初予算へ計上するための見積もり・積算依頼を行いました。

当初予算に委託料として1,268万8千円を計上し、委託契約料は1,268万3千円であります。業務内容の性質および目的からPFI事業関係の専門的知識に精通し、経験・実績のある同一のコンサルタント企業に委託することにより、これまでの調査資料およびデータ集積等が引き続き使用することができるため、経費の節減が図れることから契約方法につきましては随意契約とし、当初の契約期間は令和2年4月10日から令和3年3月31日までであります。

業務委託内容であります。競争的対話の募集、企業の一般公募、選定、決定までの業務を町の意向に沿って参入企業との聞き取り、仲介、募集、アドバイスを行う一連の業務委託であり基本方針、実施方針、要求水準書の作成、共同企業体の設立、事業契約締結までを行います。

進捗状況についてであります。新型コロナウイルス感染拡大により新規参入を取り止める企業がある中で、現在のところ下部温泉健康増進施設建設および運営に積極的に参入を希望している企業が数社あるため、予定どおり令和3年度において事業決定の議会承認をいただき、契約、実施設計、工事着工し、令和4年度末の完成オープンを目指して進めているところであります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

今のお答えの中で、いわゆる最終目的である事業計画の締結でございますけれども、これはスケジュールどおりに進んでいるのかどうか、お答えを願います。

○議長（柿島良行君）

羽賀施設整備課長。

○施設整備課長（羽賀勝之君）

お答えをいたします。

今定例会にPFIアドバイザー業務委託の変更増額の計上、それから繰越明許のご審議をお願いしているところではありますが、令和2年度末から令和3年度にかけて優先交渉権者を募集し、事業者決定、議会承認をいただくこととなります。

優先交渉権者決定に際しては、施設の規模、施設の質、施設イメージなどを求めていくこととなり、運営のポイントとしては業務体制、運営計画、地域連携、収支計画を定めることとなりますが、いずれにしても慎重な対応をする必要があるため、繰越明許をお願いしているところでもあります。

全体の工事に関係することではありますが、年度内調整等により全体の年次計画を調整しながら令和4年度末の完成オープンを目指して業務に取り組んでいるところでもあります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

なかなか、この事業は初めてのことでございまして、PFI導入、非常に容易ではないということは理解をいたします。しかしながら、これは身延町にとっては大きな事業でございまして、全力投球して事業を進めていただくようお願いをいたしたいと思っております。

次に私は、コンサルティング業務に関しましては、受託した企業がその力を最大限に発揮するためには発注者である町の担当者が業務の全体像を熟知していることはもちろんのこと、民間事業者との連携推進でありますとか、適切な管理監督を実施するための力量と専門性が職員に求められると思っております。そのための職員の育成は、研修になるのかと思っておりますけれども、どのように行われているのか、お尋ねをいたします。

○議長（柿島良行君）

村野総務課長。

○総務課長（村野浩人君）

お答えします。

担当業務に関する専門知識、技術に精通し、適切に業務を遂行する職員を育成するには研修が不可欠と考えます。

町で活用している山梨県市町村職員研修所の研修には、増え続ける行政需要の複雑多岐にわたる行政問題に対応するため、実務に即した専門的な知識や技術を取得できる研修が用意されております。実践能力、専門能力の向上を図ることができると思っております。

専門的な研修の一例としましては、土木に関わる講座が用意されており、積算、設計、検査に関わる実務研修、カリキュラムが受講でき、主に技術系の職員が受講し、専門能力の向上に努めております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

私も先ほど述べたとおりでございますが、この研修制度については、さらに充実をしていた

だいて、何も山梨県の市町村職員研修所だけが研修所ではございません。東京にもいろんなそういう施設が、国の施設も含めてあるかと思しますので、あるいは民間企業にもあろうかと思しますので、ぜひそういうところへ積極的に参加できるような予算化をしていただいて、スキルアップ、専門能力の向上に努めていただくよう、お願いをいたしたいと思ひます。

次に地方創生でありますとか、地域活性化など幅広い地域の課題の解決に取り組むための計画やビジョン策定などについては、当然、民間の知見でありますとか資源を積極的に活用するためのコンサルティングファーム、コンサルティング会社の協力が必要でございます。私は、そういう意味ではコンサルティング会社と包括連結協定、なかなかこれは難しい言葉でございます、容易ではないかも分かりませんが、締結して、年間を通してというよりも3年とか5年スパンでもって、お互いに連携をし、地域活性化のためにこの包括連携協定を推進すべきだと考えておりますが、当局の見解をお伺ひします。

○議長（柿島良行君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

近年、地域課題に対応する手法の1つとして、自治体と民間企業とが経済、観光、教育、健康、災害対策等幅広い分野で協働する包括連携協定が有望であるとして、都道府県においてはすべての自治体が市町村においても一部の自治体で包括連携協定を導入しております。

本町においても住民が安心して暮らせる地域社会づくりの向上等を図ることを目的として安全・安心な暮らしの実現、地域経済の活性化、未来を担う子どもの育成、女性の活躍推進、地方創生の5つの分野における取り組みについて、日本郵政株式会社から提案を受け、包括連携協定を結ぶ協議を進めております。また山梨大学からも包括連携の提案を受け、協定に向けた協議を進めております。

ご質問の地方創生や地域活性化などの幅広い地域の課題に取り組むためのコンサルティング業務に関わる包括連携協定につきましては、コンサルティング会社と協定を結び、町の人口や産業など町政を幅広く把握していただくことで、課題解決に向けた専門的なコンサルティングが充実し、より効果的な事業の実施につながることを期待したものと考えております。

しかしながら、包括連携協定の締結は町と民間企業との連携、協働の取り組みにおいて、双方にメリットがあることが前提となります。コンサルティング業務を目的とする包括連携協定につきましては、民間企業の意見を聞き検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

今、私が質問した理由でありますけれども、いろんな計画策定でありますとか報告書の作成でありますとかビジョンの策定だとか、その都度、コンサルティング会社が変わっているわけです。それは当然、指名競争入札等をして、財務規則に則って行うわけではありますが、しかしながらそれでは、それぞれのコンサルティング会社が一からまた身延町のことについて勉強をしなくてははいけない。非常に私は、そういう意味では余分な時間を要することになるわけがあります。そうであれば、私は3年とか2年とか長い期間にわたって、このコンサルティ

ング会社と包括連携協定を結ぶ中で、いろんな形で身延町に対してアドバイスをいただくということは、本町の活性化の事業化に向けて極めて有益であるということから質問をいたしましたのであります。

包括連携協定の一般的な認識からすると、ちょっとこれは異なる部分ではあるかもしれませんが、そうはいつでも喫緊の課題である身延町の将来にわたる問題提起をする中で、このコンサルティング会社との連携について、真剣に私は包括連携協定が結べるような、そういう具体策を今後、検討していただくようお願いをいたしまして私の質問を終わります。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は10時15分とします。

休憩 午前 9時58分

再開 午前10時15分

○議長（柿島良行君）

再開します。

次は通告の2番、芦澤健拓君の一般質問を行います。

芦澤健拓君の質問を許します。

登壇してください。

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

通告に従って一般質問を行います。

2014年、平成26年のこの12月議会で1中3小という決議が賛成8、反対5で可決されました。それによって4中7小が1中3小に統廃合されたわけです。私たちが育った母校の下部小中学校も隣の久那土小中学校も廃校になり、下部地区には学校が1校もなくなるという、そういう強行な統廃合で、下部地区だけではなく中富地区でも多くの町民が反対をいたしました。にもかかわらず、前町長は議会の多数派工作で議決に持ち込み、1中3小という事態をもたらしたわけです。いまだにこのことを私は認めることができないでおります。

現町長は、その後の選挙で前町長の後継者ということで無投票当選され、この10月にも無投票で2期目をお迎えになりました。町長のスローガンであります「生まれてよかった 育ててよかった 住んでよかった」という3つの言葉の意味を改めてお聞きしたいと思ひまして本日ここに臨んでおります。

私たちの同級生は127人おりましたが、今はもう半分ほど亡くなっております。つい3年ほど前に同級会を行いましたけれども、全員が昔の下部中学校の校歌を歌うことができました。非常に私たちが卒業した昭和36年という年は、まだまだ経済も社会的にも安定期、最盛期には入っておりませんで、中学校が最終学歴であるという仲間も大勢おりました。半数くらいは高校に上がれず就職いたしました。男子は大工とか左官、それから畳屋、それからブリキ屋、そんな形で就職したり、女子の場合にはバスガイドとか、そういう女子の本当に得意な分野での仕事に就きましたけれども、やはりそういう時代を経てきて、中学校というのは非常に私た

ちにも大事な学校でありました。

多くの同級生は学校がなくなったことに大変がっかりしておりまして、これはこういう気持ちは学校が残っている方々にはおそらく分からないことでしょうけれども、相当辛い思いをしながら母校の廃校を迎えました。

2014年に地方創生法というのが制定されまして、地方創生総合戦略というものが本町でも実施されることになりまして、翌年の2015年ですか、現在の町長ですけども、副町長に選任されて、こちらにいらっしゃったと思うんですけども、そんなときから考えますと、この「生まれてよかった 育ってよかった 住んでよかった」というスローガンの意味がちょっとやっぱり、町長にはきつかったというか、学校がまったく一変してしまいましたので、そういう子どもたちに対する教育も非常に難しい時代になったということで、私はその点に関しましては同情を禁じ得ません。

ところで、この9月16日に成立いたしました菅義偉内閣ですけども、前の安倍内閣の政策をそのまま継承するというふうな、そういう気持ちでおられるようですけども、1カ月後に行いました施政方針演説の中では、30年後の2050年には温室効果ガスゼロにする、行政の縦割を廃して既得権益を打破する、不妊治療費に保険適用を行うように目標として掲げるということで、3点の重要な政策を打ち出してまいりました。

最も難しいのは、この温室効果ガスゼロというふうな目標だと思いますけれども、最近、カーボンニュートラルを目指すという言い方で委員会などで宣言しておりますけれども、このカーボンニュートラルというのは、あくまでも排出するCO₂と吸収するCO₂が同じ量にあるという意味で、本当に先進的な国だと再生可能エネルギーを利用することによって、排出量をどんどん減らしていく、そういう政策をとっていると思います。排出量をどんどん減らしていかなければ、温室効果ガスゼロというのは非常に難しい目標であろうと思っております。

一方、不妊症治療につきましては、1千万円もかかることもあるということも聞いておりますので、これを保険適用で対応することができれば大変喜ばしいことだと思っております。

私の知り合いにも結婚10年目にして、ようやく子どもを授かったという夫婦がおりますけれども、まさにこれこそが「生まれてよかった」だなと実感しております。

12月1日の山日の一面には「不妊治療病院東京に集中 山梨4カ所 地域差最大50倍」という大見出しで不妊治療の問題を取り上げていました。この記事の内容によりますと、国の治療費助成制度で治療を受けられる指定医療機関が全国で約600カ所ありますが、そのうちの100カ所が東京都に集中している。都市部に偏在しているということで、愛知、大阪などの都市部が39カ所、最も少ないのが岩手、佐賀の両県でたったの2カ所ということで、見出しにあります50倍というのは、この岩手、佐賀の両県と東京を比べた場合の見出しだったと思えます。

指定医療機関というところでなければ、この不妊治療が行えないわけで、患者は遠方まで治療に通う必要があるということで、金銭的にも身体的にも負担がより重くなるということであると思えます。

本町の治療を受けている方々もそういう思いで指定医療機関に通っているのではないかと思います。

「生まれてよかった 育ってよかった 住んでよかった」という、町長の「生まれてよかった」という政策について、その意味を改めてお聞きしたいと思います。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

まず答弁書にはございませんけども、学校統合に触れられましたので、私が来る前の前年の議会で統合の議決がありました。私も副町長で来たときに、やはり私の母校であります久那土小中学校がなくなるということで本当に一抹のさみしさを感じたことは事実でございます。

ただ、1期目の町長になりまして小中学生と語る、町長と語る会というのが毎年行われます。そのときに統合後の子どもたちの心というのはどういうものかということで、毎年確認をいたしましたところ、「統合してよかった」という答えを私は受けています。そういう意味では、議会で議決をいただいた統合、これを実施した。廃校も私が町長でやらせていただき、統合の開校も私が仕事としてやらせていただきました。今になってみますと、子どもたちのことを考えたときに、あの統合のご議決をいただいたことは、私は今は間違いではなかったんではないかというような感じを持っています。統合については、以上でございます。

それでは不妊治療の関係について、「生まれてよかった」という意味のことを述べさせていただきます。

本町では不妊治療費に対する助成事業を行っております。内容も拡充しまして、かなり厚く支援をするようにしたところでございます。不妊治療が実を結び子どもを授かり誕生を迎えられることは、家族みんなが幸せを感じることでと思います。子どもの誕生は町長という立場で、私も本当によかったと喜びを感じております。不妊治療につきましては、保険適用を早期に実施していただきたいと私も考えております。

さて身延町ですけども、身延町民憲章の基調とする「身延町民であることに誇りと自覚を持ち力を合わせてやすらぎと活力にあふれた開かれたまちづくりを進める」を基本理念として第2次身延町総合計画をもとにまちづくりを現在、進めているところであります。

まち・ひと・しごと創生総合戦略も総合計画と一体的に推進しております。私は幸せを実感する「生まれてよかった 育ってよかった 住んでよかった」と思える町を目指すところといたしまして、5つの方針を述べさせてもらいました。

まず1つとしては、地域に根差した雇用の創出を目指します。2つ目といたしましては、町を元気にできる人材の育成を進めます。3つ目といたしまして、人の流れをつくり移住定住の促進を図ります。4つ目といたしまして結婚、出産、子育て環境のさらなる充実を図ります。5つ目としまして、特色ある持続可能な地域社会の形成を図ります。この5つの目標として、まちづくりを現在進めております。また、この取り組みは第2次総合計画、第2期総合戦略の施策とも同じ方向を目指しております。

地方創生は人口減少の克服とまち・ひと・しごとの好循環により住みよい環境を確保することが必要だと思います。関連施策を確実に効果的に実施して幸せを実感する「生まれてよかった 育ってよかった 住んでよかった」と思える町を目指してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

ただいまの答弁の中で、不妊治療費の助成事業というのが取り上げられましたけども、この

事業の内容がちょっと私としては、こんな形でいいのかなという感じがしましたので、ちょっとお聞きしますけども、夫婦のいずれかが不妊症と診断され治療を受けている。法律上婚姻しており申請する1年前から身延町に居住している。医療保険の規定による被保険者、また被扶養者である。町民税の滞納がないという4つの条件を満たしていれば治療費の自己負担額の50万円を限度に1年度に1回、助成する。通算で5回までというふうになっています。ただし、他の制度により給付を受けたときは、その額を控除するとなっております。申請期限は治療期間が終了した日から1年以内となっております。県の特定不妊治療費助成制度の対象となる人はそちらのほうを受けてから申請するとなっておりますけども、これはちょっと、私の考えからすると非常に厳しいというか、特に治療期間が終了した日から1年とか、県の特定不妊治療費助成制度の対象となる人は、そちらを受けてからという条件がどういう理由で決められたのかなと思っているんですけども、これはこういうふうにしたことに何か理由があるんでしょうか。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

ちょっと今、資料の持ち合わせがないので詳しいことはお答えできないんですが、さっき補助制度を拡充したというのは、最初は3分の2で、たしか金額も50万円までいっていなかったと思うんですが、今回は全額補助で50万円までというように拡充したように、私、記憶しております。

その制度を、今、議員がおっしゃったような枠と言うんでしょうか、そういうものを決めたのは当時だと思うんですけども、ちょっと今、資料がないものですから。

ただ、私も今、お聞きしまして、ちょっと引掛かるところも実はありました。そういうことも踏まえて、再度担当課と本当に困っている方がこういう制度を利用するに当たって不便を感じないような制度にしたいと思いますので、また検討を重ねてまいりたいと思います。

そういう答えでよろしいでしょうか。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

今のは、私が町長の答弁を聞いて付け加えたものですので、改めてまたお聞きしたいと思います。

それから「育ってよかった」というのは、当然、子ども子育てという考え方で、今、町長が盛んにお進めになっている施策だと思います。主要な柱が子ども子育てに関するいろんな補助ですとか助成ですとか、そういうことだろうと思いますけども、先ほどちょっと言った学校統廃合ということで、多くの地区で子どもの減少が進んでいるのは間違いないと思います。私の住む常葉地区では、氏神さんである諏訪神社の祭典で、今までは小学校3年生の男女に稚児の舞と巫女の舞をしてもらっておりましたけども、子どもの数が減少して最近では苦肉の策として4年生とか5年生の子どもたちにもお願いして参加してもらっております。

今年はコロナの影響で中止になりましたけども、本当に子育てを考えていくなれば、出産や登校が自由にできるような施策を考える必要があると思います。「育ってよかった」と思えるような施策について、町長のほうで何か付け加えることがありましたらお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えいたします。

「育ってよかった」は、子どもから大人へ自立した社会人へと育っていくときに、そして大人になってからでもよかったと思ってもらえるように成長の支えとして、ただいまやっています中学校の建設などの子育て環境の整備や入園・入学支度金増額などの、今回予算をお願いしておりますけれども、子育て支援の充実を図っております。

子どもたちに「育ってよかった」と思ってもらえることで、親御さんたちにも身延町で子育てしてよかったという思いが生まれまして、さらにはその子どもたち自らも身延町で子育てしたいという思いへつながるよう取り組んでまいりたいと思っております。

議員がおっしゃるとおり「育ってよかった」は子ども子育てが柱と考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

「住んでよかった」についてお聞きします。

先日、空き家バンク対策を応援してほしいという声が担当者からありました。東京の人口が社会的増減で1,400万人を切ったというような報道がありましたけれども、これをよく調べてみますと、転入人口はそれほど減少していませんけれども、コロナ禍で感染者の多い東京を離れた外国人、日本経済の低迷から撤退する外資系企業が増えたためであって、特に日本人としてはそんなに減っているわけではないということが分かりました。

一方テレビでは、東京から北海道の辺地に移住した家族のことが取り上げられておりました。また長野県茅野市の分譲地が急に売れ出したというニュースもございました。

各地で空き家バンクの需要も増えてきているということですが、この際、町内各所の空き家を徹底的に調査し、空き家・空き地を拾い出すことが「住んでよかった」につながるのではないかと考えます。

担当者から聞いた話では、空き家利用の最も多い形態は現在の居住地と空き家の2カ所に居住するというセカンドハウス的な利用が最も多いということでした。また、空き家に移住してきた人が集落になじめず、勝手な振る舞いをして集落の人たちに迷惑をかけているというふうな実態もあるようですので、いわゆる地域住民とのマッチングのような過程を必ず経過しなければ、空き家バンクの利用を認めないというふうに考えたほうがよいのではないかと考えております。

現在の空き家バンクの実態と今後について、考えをお聞きします。

○議長（柿島良行君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

本町では、平成27年度に地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用して空き家調査を717万6,600円の業務委託費で実施しました。

このときの空き家調査では、所有者へのアンケートを行い、405棟の空き家を把握するとともに、108棟の所有者からは空き家バンクへの登録の意向を聞き、空き家バンク登録の手続きを進めてまいりました。その後は毎年度固定資産税納付書の発送に併せて、空き家バンク登録の案内を発送し、空き家バンクへの登録を促しております。

平成27年度から現在までの空き家バンク登録実績は108棟で、このうち105棟は賃貸や売買等が行われており、残る物件は3棟のみとなっております。

ご質問のとおり本町においても空き家情報等に関する問い合わせが倍増していることから空き家の需要が増加しているものと推測しております。平成27年度の調査から5年が経過していることから、改めて調査を行う時期が来ていると考えております。

調査には高額な経費がかかりますので、効率的な調査方法を検討し、また助成制度の活用を含め、調査の実施に向けた準備を進めてまいります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

平成27年度に行われて5年が経過しているということで、できるだけ早めに調査を行って、今の空き家バンクの需要に間に合うような形で行っていただければと思います。

質問の4です。この3つのスローガンが実現できれば移住希望者も増加し、真の地方創生、まち・ひと・しごとの創生が可能になると思いますけれども、スローガン実現のためには何をすればいいかということで、お考えをお聞きます。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えいたします。

先ほどもお答えいたしましたけれども、幸せを実感する「生まれてよかった 育ってよかった 住んでよかった」と思える町を目指すというスローガンは、町長に1期目の立候補をしたときから私のスローガンとしております。これを実現するために第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づいて着実にまちづくりを進め、現在は第2期の総合戦略の取り組みを進めているところであります。

スローガンの実現は、総合計画や総合戦略等の施策を確実に効果的に実施していくことだと私は考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

大変大事な計画でありますので、確実に進めていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

町では、サテライトオフィスを開設する計画があるのかどうかということで、まずはじめにテレワークが可能になって日本各地でサテライトオフィスの開設と移住促進の動きが盛んになっているようですけれども、本町でもそういう希望が空き家を探している人などから届いてい

るのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（柿島良行君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

空き家バンク事業において、空き家を求めている方には空き家バンク利用登録をしていただいております。登録時には物件についての希望をお聞きしますが、テレワークやサテライトオフィスについての問い合わせはありませんでした。

しかし、田舎暮らし体験施設古閑館を利用している方と以前、古長谷館を利用していた方は現在、二地域居住を行っており、滞在中にテレワークを行っているということを聞いております。働き方改革やコロナ禍によりテレワークやサテライトオフィスのニーズが増加しております。サテライトオフィス誘致につきましては、県においては山梨県産業集積促進助成金交付要綱を10月に改正し、サテライトオフィス助成制度を設けました。本町においてもサテライトオフィス誘致に向け、助成制度の検討など取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

自然の里ができたときに、本来、観光情報発信基地というふうな役割を持っていたと思います。先日、昨日ですか、今日ですか、新聞に自然の里にワーケーションで利用して、要するにテレワークをしている方がいらっしゃったということがありましたけども、これも自然の里の大変重要な役割だと思います。

今後、自然の里を全体でなくても一部だけでもサテライトオフィスとして活用するということは考えられないかどうか、お聞きします。

○議長（柿島良行君）

佐野観光課長。

○観光課長（佐野和紀君）

お答えをいたします。

みのぶ自然の里につきましては、新たな町の観光拠点施設と位置付け、町全体での観光振興を図るため、センター機能を持たせた交流拠点として整備し、観光情報を発信し、観光産業の推進に努めてきました。みのぶ自然の里にサテライトオフィスを設置し、利用を考えられないかというご質問ですが、企業においては新型コロナウイルス感染拡大により、企業の生産性を高めるとともに、長時間労働の是正、あるいは子育てと仕事の両立がしやすい環境を整備するなど、働き方を見直す動きがあり、テレワークやワーケーションといった事業拠点の分散化の機運が高まっております。これらの状況に対応するためには、みのぶ自然の里と進出企業、それぞれのメリットを明確にした誘致戦略等の策定が必要であり、最終的にはサテライトオフィスを活用し、企業が進出していただければ、地域に根差した新しいビジネスの創出や地域経済や地元産業の活性化を図ることが期待できますので、指定管理者はもとより、関係機関と連携してサテライトオフィスを開設できるか検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

これもできるだけ早く対応していただかないと、このチャンス逃すのではないかと思いますのでよろしく願いいたします。

次に本町の庁内といいますか役場の中で、オンラインで業務をするのはこれは普通のことであるということで、オンラインではなくテレワークということで行っている業務があるかどうか、その業務はどのようなものなのか。また今後、テレワークに移行できるような職務はあるのかどうか、その点についてお聞きします。

○議長（柿島良行君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

本町ではテレワークを行っている業務はありません。テレワークを行う場合は情報を持ち出すか、または外部から業務用のパソコンにアクセスして遠隔操作を行うなどの方法が考えられます。

本町では情報資産を守るため、インターネットによる不正アクセスやウイルス攻撃対策、また情報漏えいを防止するための情報の持ち出しの禁止など、情報セキュリティ対策を行っております。テレワークを行う場合には、情報セキュリティ対策の一部を緩めることが必要となります。テレワークの実施に当たりましては、峡南広域行政組合情報センターとテレワークの可能性やリスク等について協議を行う必要があると考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

大変よく分かりました。これはセキュリティの問題が一番のポイントであると思います。これがテレワークで役場のというか、町民の情報が洩れてしまうというようなことがあると大変なことになりますので、この点は今後もセキュリティをしっかり守っていただきたいと思えます。

次に国は今後、オンラインを活用することで、行政改革の目玉にしてデジタル庁なるものを創設すると言っておりますけれども、国民一律に支給した特別定額給付金交付のときにもオンラインでは十分な対応ができなかったということを聞いております。こんなことを考え出したのは、そういう十分な対応ができなかったことによるのではないかなと考えておりますけれども、盛んに今、政府のほうで奨励しておりますマイナンバーカードの登録、それからそれによるマイナポイントの利用、これについても一生懸命進めているようですけれども、マイナンバーカードにつきましては、個人情報をごどこかへ盗られるのではないかと、特にマイナンバーカードをひも付きにして、口座の番号とかを全部それにとられると非常に難しいというか、問題があるということで考えておりますけれども、このマイナンバーカード、実際、今、本町では利用者がどのくらいあるのか。それからマイナポイントなんかも、実際にどのくらい利用しているのかについてお伺いいたします。

○議長（柿島良行君）

穂坂町民課長。

○町民課長（穂坂桂吾君）

最初に、マイナンバーカードの登録者数についてお答えをいたします。

郵送、あるいはスマホやパソコンを用いた交付申請手続きが完了し、そののちに町民課や支所において実際に交付した人数ですが、身延町におきましては本年11月15日現在、交付済みの累計は2,804人で、人口に占める割合は24.6%、ほぼ4人に1人がマイナンバーカードを所有している状況です。

ちなみに山梨県全体の交付率は20.7%で、本町の交付率は県内では上から3番目に位置しております。また、全国では22.4%の交付率となっております。

次にマイナポイントの利用者数についてですが、マイナポイントの申し込みにおいては、スマホやパソコン等のオンラインでの手続きとなり、必ずしも役場の窓口を通すものではないこと、またその手続きにおいては申込者の住所情報を含んでいないため、市町村ごとの申込者数は把握できません。

ちなみに全国の状況ですが、総務省によりますと11月12日現在、マイナンバーカード取得者約2,839万5千人のうち34%に当たる約966万4千人がマイナポイントの予約をし、その予約者の93%に当たる約899万人が実際にマイナポイントの申し込みをしている状況であります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

私なんかは、このマイナポイントについてまったく分かりませんし、利用もしていないんですけども、今の数字を聞きますとかなり、34%に当たる人たちがマイナポイントの予約をしているということで、かなり増えているようですけども、今後もこれが増えるのかどうか、今のところ、非常に期限を延長してやっていくという話も聞いておりますので、もっと増えることは間違いないと思うんですけども、私自身はあんまり参加したくないと考えています。

次にポストコロナにおける経済復興について、お聞きします。

11月15日現在の感染者数が5,366万人ということでしたけれども、12月7日、昨日の感染者数が約6,747万人、死者が154万人ということで、非常にやっぱり増えております。感染者が1,200万人、死者が24万人増加しているという実態でございます。

国内では16万5,068人、死者2,411人ということで諸外国と比較すると圧倒的に少ないわけですが、最近の感染者の増加は第3波であるというふうに考えられております。

特に最近の傾向で怖いのは、重症患者が相当増えているということで、小池都知事は検査数が増加したから感染者数が増加したということによっておりますけども、重症者数の増加はこれは感染者の増加とはまったく関係ないというか、特に関連はないので、検査数の増加とは関係がないというふうに思っております。

重症者が増加するとなぜ困るかということ、病院ではICUの人工呼吸器、それから看護師が2人付きっきりで見守らなければならないという体外式膜型人工肺ECMOというものの使用が非常に病床を圧迫してくると。今でさえ苦境にある医療関係者をますます窮地に追い込んで

しまうということになってしまいます。

コロナの影響で普通診療ができないために、悪化の一途をたどっている病院経営にも大変な負担になっております。

G o T o 事業などよりも医療への支援に予算を使うべきであると思いますけれども、政府はコロナの拡散を防ぐよりも経済優先という姿勢を崩さないでおります。

外国の状況を見ますと、選挙の敗北も認めずマスクの着用にも反対しているというトランプ大統領のアメリカ、それからヨーロッパのイギリス、スペイン、イタリアなどの国々も多数の感染者と死者を数えています。

感染拡大を防いでいるのはニュージーランド、中国、台湾、ベトナムなどですけれども、これらの国では経済が順調に復興しているということで、やはりコロナを抑えなければ経済がまわらないということは、容易に想像がつくことだと思います。

政府の方針に関わることで、答えられないということであれば結構ですけれども、このへんについて町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えをさせていただきます。

世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大は、議員もおっしゃったとおり医療現場や経済活動への影響だけでなく、新たな生活様式など多方面に影響を及ぼし、様々な変化がもたらされております。また多くの感染者が発生し、未知の感染症に対する恐怖や命を守ることの重要性を再認識しているところであります。

国のG o T o キャンペーン事業につきましては、コロナ危機を乗り越え感染拡大防止と経済活性化のバランスを考慮した施策だと考えております。

昨今の状況を見ますと、国により多くの感染者が出ている地域を一時的にG o T o キャンペーンから除外する動きがあり、制度の見直しがされているところだと考えております。

私としましては、人の往来が多ければ感染の度合いが増しますので、手放しに賛成とは言えませんが、国が進める事業でありますので、この場ではこの程度の答弁とさせていただきたいと思っております。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

ポストコロナということで考えますと、経済の復興が非常に重要であることは理解しておりますけれども、感染が拡大するとか、あるいは感染が収まらないという中での経済復興は私、考えられないと思っておりますのでお聞きいたしました。

11月11日というのが中国では1並びで独身の日ということで、世界からバイヤーが集まってセールを行うということです。もともとは光棍節という祭日だったらしいんですけども、現在はこういうセールの日になっているということで、中国の通販サイト大手のアリババはこの1日だけで7兆円を売り上げたということです。これは第3次補正予算の予備費に該当する金額でありまして、巨大企業とはいえ一企業が1日に7兆円も売り上げるというのは、中国の経済復興のすさまじさを象徴しているのではないかなと考えて、コロナと経済は両立しないこ

とを強調しておきたいと思います。

河口湖の宿泊施設に限らずですけども、GoToで予約が増加しておりますけども、全国で感染が拡大する中でキャンセルが増え、2、3割減少しているという。それから東京都が外されたということで、非常に大きな打撃を被っている地域が多いということが明らかになっております。

このポストコロナの経済復興について、町長がどのようにお考えになっているのか、改めてお聞きします。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えします。

先ほどの芦澤議員のご質問にもありましており、まずコロナの終息に向け取り組むと同時に経済も復興させなければならないと考えております。

全国的にも、本県においても感染者が急増する中、幸いにも本町では町民の皆さまのご理解やご尽力により感染者ゼロという状況が保たれており、安堵しているところではありますが、新型コロナウイルス感染拡大により人や物の移動、経済活動が制限され、大変厳しい状況の中での施策の展開が予想されます。

施策の重点の置き方を含め、既存の取り組みでの工夫や新たな手法の検討など社会情勢等の変化を見極め、コロナ危機を乗り越えていくため、国、県および関係団体と連携し、町民の皆さまの安心・安全な生活を確保しながら、本町の経済復興にも鋭意取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

最後の質問に移ります。

森林環境譲与税の使い道はということで、本年度は2,480万円でしたか、森林環境譲与税が交付されております。はじめに3月の議会だったと思うんですけども、森林所有者に対して森林管理意向調査を行うという話がありました。その結果、所有者自身が管理できなければ町に委託することになるということになっておりますけども、その意向調査の結果と、それから委託される面積がどれほどなのかをお聞きします。

○議長（柿島良行君）

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

お答えします。

今年度はモデル地区を1カ所設定し、所有者への意向調査を実施する旨の答弁を令和2年第2回、第3回定例会でいたしました。今後、森林施業計画を立てることが困難なエリアを勘案した上で、身延町栗倉地内約30ヘクタールを対象地として現在、所有者の意向調査を進めております。

この意向調査の結果により、町が施業すべき面積を確定し、令和3年度にこの地域の集積化

計画を委託し、森林整備を実施したいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

町内の保安林と恩賜林の面積はどれほどなのか、私、当然、自分で調査しなければいけないんですけども、これはお聞きしたほうが早いかなと思って、ここでお聞きします。この2つが重複している面積はどれほどなのか。それから町内にある財産区、恩賜林財産区の組合とか何か所かございますけども、それらの区有林というのは、すべて恩賜林というふうに考えていいのか。財産区というだけで、恩賜林が付いていないところも結構ありますので、この点についてもお聞きしたいと思います。それから区有林というのは、森林管理制度の対象になるのかどうか、その点についてもお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

お答えします。

町内の保安林の面積は8,867ヘクタール、恩賜林の面積は7,080ヘクタールとなっており、その重複する面積は5,960ヘクタールです。町内にある恩賜林はすべて県有林であり、その管理を財産区が行っております。

恩賜林以外の身延町の財産区、4区ありますけども、そちらについては全体面積が182,95ヘクタールございます。

財産区が管理する森林については、森林管理制度の対象にはなりますが、森林整備が進まない森林について整備促進することが制度の狙いですので、民有林で所有者が管理できない森林を優先して事業を進めていきます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

台風や豪雨のときに土砂崩れに襲われることが多い三石山林道、富士見山林道の周辺には土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林に指定されている保安林はあるでしょうか。また、それらの保安林が災害にあったことはあるでしょうか、お聞きします。

○議長（柿島良行君）

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

お答えします。

三石山林道と富士見山林道の周辺に土砂流出防備保安林に指定されている保安林がありますが、土砂崩壊防備保安林に指定されている保安林はございません。

三石山林道沿いですと下部、大袋、丸滝、大島の一部、富士見山林道沿いですと福原、矢細工、平須、久成、大塩の一部が指定されております。これらの保安林のうち平成30年度に大塩地内で法面の崩壊があり、災害復旧工事を行いました。

なお、治山堰堤などを設置する場合には、その筆を保安林に地目変更して保安施設と森林を
一帯で管理することにより、施設の防災機能を高めます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

森林環境譲与税の使い道についてお聞きします。

保安林は17種類もあり、水源涵養林が最も面積が大きいということですが、本町の保
安林の面積も同様でしょうか。町内で最も多い保安林の種類は何でしょうか。

○議長（柿島良行君）

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

お答えします。

身延町内に有する保安林は水源涵養保安林、土砂流出防備保安林、風致保安林、水害防備保
安林の4種類で合わせて8,867ヘクタールとなっております。このうち最も多いものは水
源涵養保安林の6,590ヘクタールで、全体の約4分の3を占めております。次に土砂流出
防備保安林の2,276ヘクタール、その他の2種類は合わせて1ヘクタール未満となってお
ります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

最後に使い道について改めてお聞きします。

2,480万円というのが本年の譲与税でしたけども、その使い道の内訳についてお願いし
ます。

○議長（柿島良行君）

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

お答えします。

令和2年度に本町に交付された森林環境譲与税2,480万2千円の用途については、森林
所有者意向調査のほかに林道台帳のパソコンリース料が6万4,800円、9月補正予算で計
上させていただいた森林整備用自走型竹樹木等粉碎機、通称竹木等パワーシュレッダー
302万5千円などです。

令和2年度の支出予定額以外は基金として積み立てをして、令和3年度以降の森林環境事業
の財源とさせていただきます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

大変細かいことをお聞きして申し訳ございませんでした。よく分かりました。

今後また、いろんなことで森林環境譲与税、森林環境税の有効な使い道について検討していただきたいと思います。

今後ともぜひ、産業課の皆さんお忙しいとは思いますが、森林環境譲与税、森林の管理制度のしっかりした運用をよろしくお願ひしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は11時20分とします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

○議長（柿島良行君）

再開します。

次は通告の3番、野島俊博君の一般質問を行います。

野島俊博君の質問を許します。

登壇してください。

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

通告に従いまして一般質問を行います。よろしくご対応をお願いいたします。

それでは始めます。

少子高齢化社会と人口減少への町政について、細かく聞いてまいります。

急速に進む人口減少をどのようにして歯止めをかけるのか、町政運営を聞いていきます。

まず、1番でございますけれども、人口減少が進む中、町民生活・財政・産業・教育・医療・福祉・社会保障等の各分野への影響について、どのように感じているのか伺います。回答をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

国ではこのまま人口減少が続けば、将来的に経済規模の縮小や生活水準の低下、社会保障の負担増や制度の維持など社会経済の全般にわたり深刻な影響をもたらすことが強く懸念される状況にあるとしております。

ご質問の各分野への影響につきましては、町民生活では住民が日常生活を送るために必要な小売店、飲食店、医療機関などの各種サービスは一定の人口規模の上に成り立っていることから、人口減少が進行すると生活関連サービスの立地に必要な人口規模のマーケットが確保できなくなるため、地域からサービス事業者が減少し、生活に必要なサービスを入手することが困難になるなど不便になる恐れがあり、また事業者の減少は雇用機会の減少へとつながるものと考えられます。

財政におきましては、人口減少とそれに伴う産業活動の減少等により、税収が減少すること

が考えられ、公共施設や生活に密着する道路や上下水道などのインフラの維持管理、また各種行政サービスの低下につながることを懸念されています。

産業につきましては、生産年齢人口が減少することから労働力不足を招き、生産・消費等の減少により経済はマイナス成長に陥るものと予測されています。

教育では子どもの減少が他者とのコミュニケーションの環境が減少し、また子ども同士が切磋琢磨して社会性を育みながら成長していくという機会を減少させ、自立したたくましい若者へと育てていくことを難しくする可能性があると言われております。

医療・福祉・社会保障においては、高齢化率の上昇により医療や介護などの需要が見込まれる一方で、これらを支える生産年齢人口が減少するため、社会保障制度を維持することが難しくなるとともに、高齢者の生活を支える人材の不足も懸念されるなど各分野において様々なマイナスの影響が及ぼされることが考えられます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

細かく回答をいただきました。人口規模のサービスに必要なのは立地ということで、これに加えてサービス業等の第3次産業は地方圏の雇用の6割以上を占めておりますけども、こうしたサービス産業の撤退は地域の雇用機会の減少へとつながって、さらに人口減少を招きかねない。ただ、今の回答をいただきますと、しっかり頑張っておりますので、そのことはぜひ進めていただきたいと思っております。

そうして、こういう厳しい地方財政状況の中で高度経済成長期に建設された公共施設や道路、橋、上下水道といったインフラの老朽化の対応も、これも必要となってくると思います。

私たちはかつて、本町の乗合バスの、課長から説明をいただきました。しっかりとした回答をいただきまして、この問題につきましては、撤退・縮小が進む中で本町はしっかりやっていると改めて受け止めました。

さらに付け加えれば空き家、空き店舗、工場跡地、耕作放棄地の増加、これは見てのとおりでございます。人口が減少する一方で総住宅数は増加しておりまして、全国的に空き家の数は一貫して増加傾向にあるようでございます。中でも賃貸、または売却の予定がなく長期にわたって居住していない不在の住宅を含む、その他の住宅が増加しているということでございます。その他の住宅は管理、処分等が未定のものもあり、他の区分の空き家と比べて管理が不十分になりがちな傾向があります。

それと、あとは地域コミュニティの機能の低下ということが人口減少には考えられます。特に地域コミュニティの機能低下に与える影響は、大変大きなものがございます。町内会や自治会といった住民組織の担い手が不足し、共助機能が低下するほか地域住民によって構成される消防団の団員数の減少は地域の防災力を低下させる懸念がございまして。

また、児童生徒数の減少が進み、学級数の減少、クラスの少人数化が予想されまして、いずれは学校の統廃合自体も、もう起こっておりますけど、こうした若年層の減少は地域の歴史や伝統文化の継承を困難にして、地域の祭りのようなものも、伝統行事が継続できなくなると、そういう恐れもございまして。

今後、現役世代の人口減少が本格化し、これまでと同じ枠組みのもとに基づく社会保障の制

度を維持することは限界がございます。

次に移ります。

身延町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンで人口推計を示していますが、それによると2060年の本町の人口は6,536人と激減しております。

町長はこの推計人口に基づいて町政運営を行うのか、人口ができるだけ減少しないように町政運営を担うのか、対応策を伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

人口ビジョンはまち・ひと・しごと創生総合戦略の実現に向けた基礎として作成するものとされており、人口ビジョンにおいて人口推移の現状を把握した上でまち・ひと・しごと創生総合戦略による人口減少に歯止めをかける取り組みや移住の希望や結婚、出産、子育てに関する希望などの実現に力を注ぎ、推進することにより今後の目指すべき人口の将来展望を示すものです。

日本の人口は2008年の1億2,808万人をピークに減少をはじめ、今後は加速度的に減少が進むと推計されており、本町においては1947年をピークに4万91人であった人口は減少を続け、2015年には1万2,669人となり、国立社会保障人口問題研究所の推計では、2060年には2,765人にまで減少すると推計されています。

人口減少対策の取り組みにつきましては、まち・ひと・しごと創生法の目的を基本といたしまして策定した第2期身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略の地域に根ざした雇用の創出、町を元気にできる人財の育成、人の流れをつくり移住定住の促進、結婚・出産・子育て環境の充実、特色ある持続可能な地域社会の形成の5つを基本目標とする施策の取り組みを進めることで、2060年の人口の将来展望6,500人を目指してまいります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

それでは次に移ります。

1の③でございます。人口減少には自然的要因（出生数－死亡数）と社会的要因（転入－転出）があるが、本町の人口減少を抑制するためには、この2つの要因に対して、どのように対処すべきと考えるか伺います。回答をよろしくお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略において推進しております取り組みは、まさに自然的要因による人口減少対策として取り組む少子化対策と社会的要因による人口減少対策として取り組む移住定住を促進する施策であります。

第2期身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、地域に根ざした雇用の創出、町を元気

にできる人財の育成、人の流れをつくり移住定住の促進、結婚・出産・子育て環境の充実、特色ある持続可能な地域社会の形成の5つを基本目標として施策の取り組みを進めております。

自然的要因への対策といたしましては、結婚相談と出会いの場の提供、妊娠・出産環境の充実や結婚・出産お祝金の支援制度による結婚・出産への支援の充実や働く保護者への支援の充実、未就学児・小中学生の保護者の負担軽減、医療費無料化等の事業による子育て世代が安心して暮らせる支援の充実を図り、若い世代が夢や希望を持ち、安心して結婚・出産・子育てができる環境づくりの取り組みを行うとともに、子どもから高齢者まで幅広い世代の健康の保持や体力向上を図る取り組みや健康増進施設の建設により、いつまでも元気で幸せに暮らせる健康づくりを推進し、合計特殊出生率の向上と健康寿命の延長を図り、自然的人口減少の抑制を進めます。しかしながら、若者の減少が進んでいる町の人口構造から人口減少を止めることが厳しいところであります。

社会的要因としましては、自分に合う仕事を求める就職時の転出や結婚を機に転出する若者が多い状況が続いております。社会的要因への対応といたしましては、新規起業の支援、事業所の誘致、六次産業化の推進、観光の魅力アップなどの施策を実施することによる地域に根ざした雇用の創出を図るとともに空き家バンク、宅地分譲、町営住宅の整備も行うことで移住定住を促進し、社会的要因の転入者、転出者の均衡を目指してまいります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

それでは次に移ります。

1の④人口を維持するには、一般的に合計特殊出生率が2.07と言われております。町長は、この合計特殊出生率をいくつに目標において町政運営を行おうとしているのか伺います。回答をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

身延町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンに示されております目標人口は、まち・ひと・しごと創生による人口減少に対応する取り組みと町民の希望の実現に向けた人口の将来展望で2060年の目標人口を6,500人としております。この目標人口の推計に当たりましては合計特殊出生率を設定しており、合計特殊出生率の設定に当たりましては、国の人口置き換え水準を基本とし、本町の合計特殊出生率の目標は2030年までに2.1を目指すことを目標としております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

平成29年の特殊出生率がありますけども、これによりますと身延町は1.35という数字がありました。それをさらに上回っているということで、よく考えていらっしゃると思います

けども、町長ほか皆さん、われわれもそうなんですけども、そういうことをやっばり、これを目標にやっていきたいと、そんなふうに思っていますけども、どうかまた、そのへんのご指導もいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは⑤に移りますけども、人口減少を抑制するためには、本町も若者の結婚・出産・子育てに希望が持てる対策を強化しておりますけども、今後も合計特殊出生率を高く、要するに人口の自然的減少を抑止し、同時に住環境整備、就労対策、暮らしやすい都市整備等の定住・移住（人口の社会的増加）対策を強化して、本町の魅力を高めることが重要であると思っておりますけども、この件につきまして現況のお考えを伺います。よろしく願いいたします。

○議長（柿島良行君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

平成27年度に策定いたしました第1期身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間が令和2年3月をもちまして終了し、身延町総合戦略推進委員会が11月5日に開催され、事業の検証と推進について会議が行われました。

総合戦略の5つの基本目標の数値目標に対する実績状況としましては、特に雇用創出の取り組みでは、下山工業団地に株式会社キーテックの誘致と岐阜プラスチック工業の工場増築、またあけぼの大豆の六次産業化の広がりによる効果が上がっております。また、しだれ桜の里づくり事業では苗木の配布を継続しており、数年後は日本一のしだれ桜の町となり、観光のまち身延町への大きな人の流れが期待されております。

子育て支援・教育環境の充実につきましても、日本トップクラスの取り組みを着実に進め、高評価をいただいております。

野島議員のご質問のとおり、少子化対策と同時に住環境の整備や就労対策等に取り組み、移住定住を強化推進するなどにより、本町の魅力を高めることは重要であると考えております。

まち・ひと・しごと創生総合戦略は、第1期の取り組みを継承し、第2期をスタートいたしました。教育環境を充実した中学校の建設事業、健康増進等を推進する下部温泉複合施設の建設事業も進めており、サテライトオフィスの誘致や子育て世帯や工業団地等に勤務する世帯を対象とする住宅の検討も進めております。

今後も魅力のあるまちづくりに向け、総合戦略のもと、まち・ひと・しごと創生の取り組みを進めてまいります。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

ありがとうございます。子どもの件につきましては、子育てしやすい町へということで、こういう、よく分かるようなパンフレットがあるわけですね。これをよく読むと素晴らしい、本当に日本一の子育て世代支援ということで、私は思っておりますけども、こういうものを含めて、やっばり一般的な社会人におきましてもぜひ、ここに住みたくなるような、そういう方向性を、考えを持っていただきたいと思います。われわれもやっばりそういうところも、執行部と一緒に考えていかなければ、ますますやっばり減ってくるのではないかと思いますので、そのへんのところも、町長、また子育てしやすい町へということでなくて、一般的な人

もこの町へ住みつくような、そういう施策を一つお願いしたい。また、この件につきましては、私も考えがあれば、また一般質問をさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

今後、現役世代の人口減少が本格化し、これまでと同じ枠組みに基づく社会保障を維持し続けるには、限界がやっぱりあります。そうした中、年金制度を維持していくためには人口構造の変化を年金給付額に確実に反映させることが必要でございます。マクロ経済スライドにおける名目下限を撤廃すべきであると、私は考えております。また今後の支給は、支給開始年齢のさらなる引き上げが課題となることが考えられております。

前者は高齢世代、後者は現役世代にとって痛みを伴うものであるから、年金制度の維持のためにそれぞれが痛みを分かち合うことが必要ではないでしょうかということをお願いして、私の一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は午後1時とします。

休憩 午前11時43分

再開 午後1時00分

○議長（柿島良行君）

再開します。

次は通告の4番、広島法明君の一般質問を行います。

広島法明君の質問を許します。

登壇してください。

なお、一般質問に際しまして広島法明議員から資料配布の申し出がありましたので、これを許可したことをお知らせします。

なお、川口福三議員から早退の届が提出されていますので報告をいたします。

広島法明君。

○13番議員（広島法明君）

通告に従い2項目、質問させていただきます。

最初に地域、地区、ブロック別の位置付けについてということで質問します。

2004年、平成16年9月13日に南巨摩郡身延町と中富町、西八代郡下部町の3町が合併し、新たに南巨摩郡身延町としてスタートして16年が経過しました。

合併前の3町の関係者協議によりまして、スタート時点から調整して統一するもの、スタートしてから計画的に順次調整するもの、また合併後の経過を経て見直しをするものがあったと思います。

町の行政区分についても明確化し、町民の皆さまにも町内の地域、地区の名称を再確認していただく時期だと感じます。

今まで地域、地区の扱いがケース・バイ・ケースで役場内でも部署により統一化していなくて曖昧な部分もあったと思います。16年を経過した経緯を見れば、もうそろそろできる範囲の統一化が必要だと思います。

それでは、議長から許可をいただき事前に配布しました資料、この資料ですけど、これに基

づいて質問をさせていただきます。

左を中心にということですが、もともと地域の中に地区があるという考えで、合併前からの地域審議会でもあるように旧町単位で身延地域、下部地域、中富地域の3地域がありました。これについても、身延地区、下部地区、中富地区と呼ばれることが多くありますが、受け取る相手が理解すれば、それでも結構だと思います。

もともと地区については、身延地域が4地区、下山、身延、豊岡、大河内。下部地域は3地区、下部、古閑、久那土。中富地域は5地区、西嶋、大須成、静川、曙、原の合計12地区であります。これは合併前、合併当初から決まっていたことですが、町民の皆さんには周知徹底がなされていなかったように思われます。みんな分かっているようで分かっていないのが現状だと思います。

今後も町の行政運営等で住民説明会や研修会等には、対象区域区分が必要になると思います。そのときに内容にもよりますが、身延・下部・中富の3つの地域別、また12の地区別に加えてブロック別も必要になると思われます。そのブロック別の場合には、身延地区消防団の現在の10分団に合わせて身延地域の4地区、下部地域の3地区はそのまま7ブロックに、中富地域の5地区に関しましては西嶋地区で1ブロック、大須成・静川地区で1ブロック、曙・原で1ブロックの計3ブロックにして、町内全域で10ブロックにしたらどうでしょうか。これも開催目的により臨機応変になるとは思いますが、1つの考えとして提案をしたいと思います。

新しい身延町になって16年、町民の皆さんにも自分たちの町として12地区の名前は再確認というか、知ってほしいと思います。そうすることにより、オール身延の意識が今まで以上に高まると思います。特にこれからの若者、また若い役場職員には強く願っています。

以上のことを踏まえまして、地域、地区、ブロック別の位置付けにつきまして町の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（柿島良行君）

村野総務課長。

○総務課長（村野浩人君）

お答えいたします。

広島議員がおっしゃるとおり、旧3町の合併協議会において協議事項調整方針に行政区の名称および区域については現行どおりとするとあり、現在においても身延地域には下山、身延、豊岡、大河内地区。下部地域には下部、古閑、久那土地区。中富地域には西嶋、大須成、静川、曙、原地区が存在しています。区割りや名称においては、旧村名など地区従来慣習により形成されているため、地区等のブロック別につきましては、大変難しい問題だと思われます。

広島議員からいただきました、この提案につきましては、今後の検討材料とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（柿島良行君）

広島法明君。

○13番議員（広島法明君）

町民のほうはどう使おうが、その地域、地区をどう使おうがそれは自由ですけど、公に発信する役場とすれば、ぜひ統一化をお願いしたいと思います。

それでは次の質問ですけど、地域、地区別による位置表示についてということで、8月ごろですか、配られた身延町元気な町を取り戻す商品券取扱店一覧表につきましても、あいうえお

順で掲載してありますが、町民からは地域別、地区別のあいうえお順にしてほしかったという声も聞きました。

数多くの該当場所を表示する一覧表について、行政側にすれば設置順や申請順、全体でのあいうえお順にこだわる部署もあると思いますが、町民は地区別のほうが分かりやすい、見やすいと思います。昨日、同意提案されました財産区委員の一覧表にしましても、1つは行政順、もう1つは生年月日順となっていました。財産区は事務局が違うからだと思いますが、今後、議会提案する際には、できれば行政順に統一したほうがよいと思います。

今後、これから作る作成文書の中の、その該当箇所等の一覧表につきましては、可能な限り地域別、地区別での記載にするように職員への周知徹底をお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（柿島良行君）

村野総務課長。

○総務課長（村野浩人君）

お答えいたします。

一覧表の表示等につきましては、たしかに施設別であったり、設置順であったりといった状況にありますので、地区住民の皆さまにとっては統一感がないように思えるかもしれません。

今後、各課の状況を洗い出すとともに地区別など分かりやすい表示に統一できるように検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（柿島良行君）

広島法明君。

○13番議員（広島法明君）

ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。

次に行政コードの見直しについてということで、資料の右側の折ってあるほうですけど、この行政コードにつきましては、基本的には集落や区別に設定された役場内の行政業務の事務処理上のコードでありまして、町民の皆さんには直接的には無関係のものですが、3町の合併前の協議により資料の表のとおり人口の多い順として身延地域、下部地域、中富地域の順に決定されました。

地域別、地区別の行政順の位置付けにつきまして、資料を見れば感じるかもしれませんが、区と行政コードの関係がチグハグなところが見受けられます。合併後、検証期間、16年ということですけど、ある程度、経過しましたので、このへんで行政コードの見直しが必要な時期にきていると思います。役場内でも担当部署によりまして、行政コードをそんなに必要としない部署もあろうかと思いますが、全職員に周知徹底すれば、先ほどの一覧表的なものは行政順に作成することができると思います。そうすれば町民の人たちも見やすく、分かりやすくなると思います。そういったことも踏まえて、行政コードの見直しについてはどうでしょうか、質問します。

○議長（柿島良行君）

村野総務課長。

○総務課長（村野浩人君）

お答えいたします。

行政コードにつきましては、合併当時において地域、地区および行政区を区分するために振られていた業務上のコードであり、現状では世帯番号による管理が主なものとなっております。しかしながら地域、地区および行政区を区分するためには行政コードが必要であり、コンピューター上でどのように管理をされているか、調査・検証を進める上で検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（柿島良行君）

広島法明君。

○13番議員（広島法明君）

この問題は非常に難しい問題というか厳しい問題で、そう簡単にはいかないということは重々承知ですが、時間はかかるかもしれませんが、よろしくお願いします。

次に、区の位置付けや再編の可能性についてということで質問します。

身延町区長および組長設置等に関する規則によりますと区としては身延地域が下山地区12区、身延地区14区、豊岡地区8区、大河内地区9区の計41区。下部地域は下部地区30区、古関地区8区、久那土地区26区の計64区。中富地域は西嶋地区8区、大須成地区3区、静川地区6区、曙地区7区、原地区7区の計31区で町内合計136の区があります。

区所属の世帯数、いわゆる区長なり組長を通しての広報等の配布世帯数になりますが、最大は身延地域身延地区梅平2区の133世帯、2番目が大河内地区角打区の124世帯、3番目が下部地域下部地区下部区の97世帯です。また、反対に世帯数が1桁の区は身延町全町で19区あります。町内の、この136の区の世帯数を平均すれば約31世帯です。

区としての定義付けは非常に難しいと思いますし、再編につきましてもそれぞれの区、集落におきまして長い歴史やしがらみがある中で、再編は非常に困難であることは重々承知していますが、今後世帯数の減少、区民の高齢化等により役員の選考等も段々厳しくなってくると思います。

山梨日日新聞に先月、11月20日から1週間続けて掲載されました「自治会は今 山梨の現場から」にもありましたが、区民の高齢化、減少化により役員のなり手不足が深刻化し、自治会存続が厳しくなるとありましたが、身延町でも同じことが言えると思います。

この問題は行政主導ではどうしても無理があると思いますが、福井県のある自治体では近隣同士が合併を推奨するなどの支援策を用意しているとありましたが、身延町でも近い将来は考えざるを得ない時期にきていると思います。

時間のかかる大きな困難な課題だと思いますが、合併後16年を経過した中で町の将来のことを思えば、次の質問項目の自主防災組織の編成についても同様なことが言えますが、区の位置付け・再編は取り組むべき課題だと思いますが、どうでしょうか。

○議長（柿島良行君）

村野総務課長。

○総務課長（村野浩人君）

お答えいたします。

広島議員のおっしゃるとおり、町には身延町区長及び組長設置に関する規則により136の区があります。少子高齢化に伴う世帯数および区民の減少が続く中で、いずれ近いうちには直面する問題だと思っております。

しかしながら区の位置づけおよび再編につきましては、長年位置付けられてきた住民の皆さまの生活様式に直接影響を与える問題でもありますので、住民の皆さまの意見を賜りながら慎重に議論しながらも前向きに検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（柿島良行君）

広島法明君。

○13番議員（広島法明君）

先ほどの山日新聞の記事にもありましたが、少子高齢社会を迎え、生活スタイルや価値観の多様化が進み、住民同士が密接に関わり合う昔ながらの自治会活動を維持することは難しくなっているとありました。

最後に、ある市役所の担当が「自治会は大切な地域住民の組織であり、持続可能な形を模索していかなければいけない」と述べています。身延町内でもいつまで現状維持が継続できるか不安な集落もあると思いますが、いつか否が応でも変遷の時期が訪れることと思います。その日が少しでも先になるように住民自らが頑張られる部分は頑張って、どうしても無理なことは行政に手助けをしてもらう。行政は行政で頑張っている人たちには進んで手助けをさせてもらうというような、お互いの心もちでいてほしいと思います。

身延町の役場職員も地元の自治会組織、区が持続可能な形になるようにそれぞれの立場で、地元集落でそれなりに頑張っていたりすることを願ひまして、この質問項目は終わり、次の質問に入らせていただきます。

次に2番目の自主防災組織についてということで、質問させていただきます。

身延町地域防災計画の第2章、災害予防計画、第1節、防災組織の充実のうち第5、自主防災組織の項に災害対策基本法第5条に基づき、自分たちの地域は自分たちで守るを基本に地域住民の自発的防災組織として、区を単位とする自主防災組織が組織されており、避難訓練、初期消火訓練、炊き出し訓練等の訓練を行っている。町は今後も組織化の推進を図り、防災資機材等の配備についても計画的に推進し、自主防災組織の育成・強化に努めると記載されていますが、このことに関連して7項目、質問させていただきます。

1つ目は、自主防災組織の報告の現状。先ほど質問しました身延町区長及び組長設置等に関する規則によれば区長138人のうち西嶋、飯富区長の総区長を除けば136人が各区代表の区長ですが、その136の区のうち自主防災組織役員の報告を町で受理している数はどのくらいか。また、その報告様式は統一されていますか、お聞きします。

○議長（柿島良行君）

佐藤交通防災課長。

○交通防災課長（佐藤成人君）

お答えいたします。

この質問につきましては、広島議員から平成27年第4回の12月議会で自主防災組織に関する同様の質問がございました。自主防災組織から提出いただいている報告数は133区です。また、報告様式につきましては、今後、統一するように自主防災組織にお願いしていく旨の答弁どおり、現在は統一した内容となっております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

広島法明君。

○13番議員（広島法明君）

毎年度末に新年度の各区の役員と報告をしていただいていると思いますが、交通防災課の所管事項は1つ目が自主防災責任者、2つ目が自主防災代理者、3つ目が自主防災情報責任者の3項目だと思います。その後、長期間、同じ様式できていると思いますが、本当にこのままでよいのか、また検討して見直す必要がないかどうか今後検討願えればと期待をしています。

次に②の防災会規約（案）の見直しと作成指導についてお聞きします。

身延町地域防災計画の1015ページに掲載されています防災会規約（案）につきましては、国、県の一般的規模の自治会集落を対象としたひな形を参考に作成したものだと思いますが、本町のような小規模な集落が多い現状では、規約の案では現状には合わない部分が多く、自主防災会の規約を作成している区は少ないのではないのでしょうか。少しでも多くの区が作成することにより防災意識の高揚になると思いますが、作成が容易になるようなひな形の内容に変更する必要はあるのではないのでしょうか。

また、自主防災組織の名称も統一して何々区防災会として、役員報告も会長と情報責任者だけに統一したらどうでしょうか。会長・情報責任者は必須で、副会長・幹事は集落の規模に応じて任意とするなど区のほうで検討しやすい内容に見直したらどうでしょうか、お聞きします。

○議長（柿島良行君）

佐藤交通防災課長。

○交通防災課長（佐藤成人君）

お答えします。

身延町地域防災計画は、国の手引きを参考に作成され、防災会規約など一般的なひな形で示されており、規約作成の参考となるものであります。すでに町内のいくつかの区では、このひな形を参考に地区防災計画を策定したところもあります。

今後も引き続き地区の状況に合わせた規約や役員等の選任に向け、積極的に支援していきたいと思っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

広島法明君。

○13番議員（広島法明君）

数世帯だけのごく小さい集落では、区長がすべて兼務ということも多いと思いますが、各区の実情、現状に合わせての役員選出をお願いしたらどうでしょうか。防災会の会長は区長兼務が大多数なのが現状だと思いますが、災害時に本当にその役員体制でよいのか、集落内でしっかりした話し合いの結果なら結構ですが、これは慣例だからといって、もう無条件で区長が防災会会長自治防災責任者で決まっているところも多いと聞いています。

町外へ勤務する若い区長も今までの慣例だからといって、否応なしに自主防災責任者の名前を付けられたけど、防災訓練等でのときには勤務状況もあり、大変だという話も聞きました。また、その会長につきましては数年間、区長の場合はその区によっては1年交代、2年交代等、区の情勢で違うと思いますが、本来からいけば自主防災会長は数年間は継続していただくということで、できれば消防団員のOBの方とか、また幹事につきましては、地元にいる現職の

消防団員にも入ってもらうというか、お願いするとか、その集落で防災に関わった人を優先的にお願いすることが区の安全・安心につながると思います。それらを踏まえ、迫りくる災害時を想定しての役員選考、選出を各区へお願いできないかをお聞きます。

○議長（柿島良行君）

佐藤交通防災課長。

○交通防災課長（佐藤成人君）

お答えいたします。

町では年度はじめの初区長会で自主防災組織の役員につきましては、区の役員と兼任を避けて複数年務めていただけるようお願いしております。これは避難所の運営や地区ごとの防災計画の策定のために、できるだけ同じ方が携わっていただいたほうが策定しやすいと思いますし、自主防災組織に配備されている物品などの把握が容易に行っていただけるなど、複数のメリットがございます。

すでに自主防災会の会長と区長を別々に選任している区も出てきているようですので、引き続き自主防災会の会長と区長は別の方を選任していただけるよう、各区へお願いしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

広島法明君。

○13番議員（広島法明君）

本当にこのことは10年前というか、数年前から同じことを言ってきていると思いますけど、なかなか言うことを聞いてくれないというか、町の気持ちに通じないという部分もありますけど、そのところはまた引き続きのご指導というか、お願いを継続していただきたいと思いません。

次に災害時にはまず自助、次に共助、そして公助の順になりますが、どうしても公助には限界がありまして後回しになる可能性があります。災害時・緊急時には慌てふためき冷静な判断力が弱まることは目に見えています。その判断力強化のため、自助、共助の行動力向上のためにも平常時での研修、学習が効果的になります。

本年はコロナ禍の影響で諸々の会議、研修会等が自粛されてきましたが、翌年、来年度に向けて自主防災組織の育成強化のために地区別かブロック別での防災研修会開催を希望しますが、どうでしょうか。

○議長（柿島良行君）

佐藤交通防災課長。

○交通防災課長（佐藤成人君）

お答えいたします。

この質問につきましては、伊藤達美議員から平成30年第3回の9月議会で自主防災組織に対する訓練や指導に対する同様の質問がございました。避難所の運営のための防災リーダーの養成と避難所運営研修など様々な研修を実施しており、引き続き地域の防災力の向上を図っていきたい旨の答弁をしたところです。

国では避難所の運営は住民の自治による開設と運営を目指すこととしており、南海トラフ大地震や首都直下型地震の発生に対する防災・減災対策や近年の大雨、台風による水害、土砂災

害の発生を考えると、議員がおっしゃるとおり自主防災組織の育成強化が急務であると思います。

今年度から交通防災課内に防災専門官を配置しましたので、コロナの状況等を見極めながら防災に関する研修会等を積極的に開催できればと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

広島法明君。

○13番議員（広島法明君）

本当にこの時期ですので、研修会開催等は非常に厳しいとは思いますが、そうはいつでもずっと、言葉にもありますが「自粛はしても委縮はするな」という形で工夫をして研修会開催等ができればと願っております。

次に児童・生徒への防災教育はということで、児童・生徒を中心に防災学習会を開催すれば子どもからの影響で保護者の防災意識も高揚することは間違いありません。子どもたち自身にも「自分たちの地域は自分たちで守る」ということの共助の一員だという認識を持ってもらうためにも、学校での防災学習会を希望しますがどうでしょうか。

○議長（柿島良行君）

佐藤交通防災課長。

○交通防災課長（佐藤成人君）

お答えします。

小さいころから防災に関心を持つことは非常に大切であると思います。先ほど自主防災組織へ積極的に防災に関する研修等を開催していきたいと答弁をいたしました。各小中学校に対しても防災専門官が出向いて防災についての話や各種災害現場へ自衛官として派遣されましたので、現場での実体験を通しての話ができる機会を持てればよいなと思っております。

11月20日には清稜小学校から防災について講師の派遣依頼があり、防災専門官を派遣しました。1時間の授業でしたが避難所運営について座学を30分、室内テントの展示や段ボールベッドの組み立て等を体験し、大変有意義な授業となりました。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

広島法明君。

○13番議員（広島法明君）

本当に先ほどの研修会もですけども、防災専門官の活用というか、中心に今後も頑張ってください。

次に質問2の⑥になりますが、自主防災会の災害備蓄品購入の補助はということで、お手元に資料、身延町自主防災組織資機材整備費補助金交付要綱、令和2年、今年4月1日から施行されました補助金要綱ですが、第4条によれば、補助金の額は防災資機材購入費の2分の1以内で限度額20万円、1組織当たり1回限りとなっています。区によっては非常食や飲料水を救護用品として備蓄しているところもあります。その場合は数年ごとに購入しますが、限度額の範囲なら複数回でも可能にはできないでしょうか。また、別の補助金の産業課所管の身延町有害鳥獣防除用施設設置費補助金交付要綱によれば、防除ネット等資機材購入費の場合は購入費用の8割以内で5年間で累計30万円が補助限度額となっているので、30万円に達す

るまでは何回でもいいですよということになっていまして、個人向けの有利な補助金だという町民の声も聞いています。

今回のこの自主防災の資機材整備補助金は個人向けではなく、自主防災組織に向けての補助金なので地域で支えあう共助の精神を高めるためにも条件緩和ができないか、考えをお聞きします。

○議長（柿島良行君）

佐藤交通防災課長。

○交通防災課長（佐藤成人君）

お答えいたします。

身延町自主防災組織資機材整備費補助金の狙いにつきましては、自主防災組織として整備を行う資機材の購入を対象にしております。区で資機材を購入する際にご活用いただきたいと思っております。

非常食につきましては町で6, 410人が1日3食、7日分を計画的に備蓄しておりますので、こちらをご活用いただきたいと思っております。

また、町で非常食の備蓄を進めているところですが、日頃から各家庭で家族が3日程度生活できる食料や水の備蓄をお願いしておりますので、こちらもPRしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

広島法明君。

○13番議員（広島法明君）

非常食等につきましては、こういったやりとりを経まして区のほうでも、それならほかのことを考えたらということで話しますけど、その資料配布しました裏のほうの一番下の別表を見てもらえばあれですけど、これらも一度ですべて買うというよりもその区の財政力によっては2回、3回というところもあろうかと思っておりますので、先ほどの件も今後、できましたらご検討をお願いしまして次の質問に移ります。

今の要綱ですけど、聞けば令和2年度の初区長会資料として、この補助金要綱を配布しましたと聞きましたけど、区によっては周知がなされていない区もあろうかと思っております。議員でも初めて見る人もいるのかなと思っておりますので、今後も機会あるごとにPRをお願いしたいと思います。

それでは最後の質問になりますけど、身延町ホームページの救急救命防災情報の項目の中の避難所一覧表は地域ごとには掲載されていますが、今後、修正するときには地域別に加え地区別、できることなら行政順をお願いしたいと思います。

番地での掲載にもなっていますが、下山、身延、常葉、三沢、西嶋のように広範囲な大字だと、下山でも上沢なのか杉山なのか荒町なのかとか、そういうのがちょっとつかみにくいというか、そういったこともありますので、できれば行政順というか、してもらえばいいと思います。するには、本当にこういうふうに、担当職員もしっかり勉強しなければならないということで、時間もかかるかと思っておりますけど、そういうことによって位置確認をしっかり把握できると思います。

また、身延町地域防災計画の資料編の各種一覧表も同様です。分かりやすい一覧表にすれば、

普段から見てもらう機会を増やせると思います。普段見てもらう機会を増やしておかないと、有事の際にはどうしても慌てることは目に見えています。それらも踏まえ、災害に備えての有効な手段として、今の件についての見直しをお願いできないかお聞きします。

○議長（柿島良行君）

佐藤交通防災課長。

○交通防災課長（佐藤成人君）

お答えします。

町のホームページ、並びに地域防災計画等の内容も今後できるだけ町民の皆さんが見やすく、分かりやすい内容にしていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

広島法明君。

○13番議員（広島法明君）

よろしくお願ひします。

いずれにしましても、最近は何十年に1回とか想定外とかの天災、大型台風、ゲリラ豪雨、豪雪、また地震でいえば、東海地震に限ればマグニチュード8クラスは150年前後に繰り返して発生していると言われていいます。前回1854年、嘉永7年に発生した安政の東海地震からすでに165年が経過しており、いつ大地震が起きてもおかしくないと言われていいます。災害の内容、規模により対応は違ってきますが、基本は自分たちの地域は自分たちで守るという気持ちで、普段から共助の気持ちでみんなで防災意識を高めれば、備えあれば憂いなしの気持ちになれるかと思ひます。

町民の皆さんがそんな気持ちになってもらうような行政指導を今後とも強くお願ひしまして質問を終わります。

○議長（柿島良行君）

広島法明君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は午後2時とします。

休憩 午後 1時46分

再開 午後 2時00分

○議長（柿島良行君）

再開をします。

次は通告の5番、上田孝二君の一般質問を行います。

上田孝二君の質問を許します。

登壇してください。

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

それでは通告に従って質問をさせていただきます。よろしくお願ひします。

最初の質問は、本町でも太陽光発電設置条例の規制をとということで質問させていただきます。

それでは1の①北杜市では太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例がありますが、

開発の設置条例に強制力がないということで、現在、県でも太陽光発電条例で設置条件に規制をかける方針として動いています。それでは、町ではどのように考えているか伺います。

○議長（柿島良行君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

平成24年に創設されました固定価格買い取り制度により太陽光発電、風力発電、水力発電、地熱発電、バイオマス発電による再生可能エネルギー施設の導入が推進され、中でも太陽光発電施設の導入は拡大をしており、町内においても各所で目にするようになっております。

一方で、この太陽光発電施設が増加する中で防災面や景観面、環境への影響に対する懸念から住民が不安を抱き、事業者との関係が悪化するケースもあることから、山梨県は平成27年度に太陽光発電施設の適正化導入ガイドラインを作成し、災害の防止、景観との調和、自然環境の保全、近隣住民との合意形成等を示し、開発に関わる法令上の規制がない箇所においても適正な導入が図られるよう、事業者に対して自主的な取り組みの実施を促しております。

本町におきましても、今年の3月議会におきまして議決をいただきました景観条例の改正につきましては、良好な景観形成を推進するため太陽光発電施設を届け出の対象にしたところでございます。

現在、山梨県森林環境部においては、太陽光発電施設の適正な指導や適正な維持管理等に関する事業者指導の在り方の参考とするため、学識者等から幅広く意見を聴取することを目的として太陽光発電事業に関する事業者指導の在り方検討会議が開かれ、議論が進められております。

太陽光発電施設は防災や景観、環境への影響等に配慮され、住民の安全・安心が確保された地域共生が求められております。山梨県は太陽光発電施設の設置や維持管理などについて条例を制定し、規制する方針です。

本町におきましても、防災や景観、環境への影響に配慮され、住民の安全・安心の確保に向け、県の条例制定について注視をし、内容を把握した上で本町の状況に必要な条例等の制定を検討いたします。

以上です。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

それでは1の②の質問に入ります。

太陽光発電は、環境にやさしい再生可能なエネルギーだが、設置設備を避けるべきエリアとして土砂災害警戒区域など、森林伐採や景観悪化など環境に影響があるとして、本町にはそのような区域に設置計画はないか伺います。

○議長（柿島良行君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

現在、身延町土地利用指導要綱に該当する太陽光発電施設設置の開発計画について、事業者

からの事前協議書の提出はなく、また県が許可権者となっている森林法および都市計画法に基づく開発許可申請につきましても、県との連絡調整を行っておりますが、12月1日現在において申請されている太陽光発電施設の計画はないことを確認しております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

北杜市では「防災や環境悪化の懸念がある」ということで、事業者には計画撤回を求めています。本町でも、そのような住民の声はないか伺います。

○議長（柿島良行君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

本町におきましては、今のところ太陽光発電施設の開発計画については、事業者から身延町土地利用指導要綱に該当する事前協議の提出はありません。

また、県が許可権者となっている森林法および都市計画法に基づく開発許可申請につきましても現在、申請されている計画はありませんので、計画撤回を求める住民の声は聞いておりません。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

私の知っている限りでは、地域住民の知らないうちに宅地等の売買がされ、居住地域に太陽光発電設備が建設されている現状がありました。早急に太陽光発電設置条例を制定し、設置条件に強制力を持たせ、住民の安心・安全な生活を守っていただきたいと思います。町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えいたします。

先のご質問で、企画政策課長からお答えした内容をだいぶ重なりますけれども、本町におきましては今年の3月議会において良好な景観形成を推進するため、景観条例の改正について議決をいただきまして、太陽光発電施設を届け出の対象といたしました。

現在、山梨県森林環境部において太陽光発電施設の適正な指導や適正な維持管理等に関する事業者指導の在り方の参考とするため、学識者等から幅広く意見を聴取することを目的として太陽光発電事業に関する事業者指導の在り方検討会議が開かれておりまして、委員全部で7名いるわけですが、行政の立場から13市を代表して山梨市長、14町村を代表して私が委員として参加しているところであります。

この在り方検討会議では、特に防災面や景観面、環境への影響等における規制の必要性、維持管理に対する指導について、また住民からの不安の声があることなどについても意見が交わされており、今後も検討会議を行う予定となっております。

次回は今度、12月21日に開かれまして、私もそこへは出席をいたします。

太陽光発電施設は防災や景観、環境への影響等に配慮され、住民の安全・安心が確保された地域共生が求められております。課長と同じことを言っても仕方がないので、この会議では比較的禁止の方向ですね、木を伐採して、森林を伐採して開発させる行為を禁止するとか、下に集落があって、土砂とか災害が起きそうな場所への設置を禁止する、そういう意見が、参加していて、実は私もそういう意見を言っているんですが、そういう方向が強く示されている会議でありますので、またさっき言いました21日に出席しますので、何か動きが進む方向であれば、それをまた議員の皆さまに説明をできる機会があればさせていただきたいと思います。

私からの説明は以上でございます。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

それでは次の質問に移らせていただきます。

2の本町の「印章業」を守るための町の対応策はということで、質問させていただきます。実は私の弟も印章業ということで、ハンコの印刻業を1人で経営している、身内にそういう者がいるということです。それで一番最初、河野大臣が発表したときには、本当に私、夜も寝ることができなかつたという心境になりました。

そんなことで、ここに私は一般質問をさせていただくわけなんですけど、本町の印章業を守るための町の対応策はということで、身延町の平成の大合併前には久那土駅前、三沢川の対岸、奥杯の三沢川のところに、岸部に「ハンコの町下部町」という大きな看板がありました。今は看板がなくなりましたが、旧下部町は旧六郷町と同じハンコ、印章の町でした。

現在、本町で印章業に携わる町民はどのくらいいるのか、把握しているのか伺います。

○議長（柿島良行君）

佐野観光課長。

○観光課長（佐野和紀君）

お答えをいたします。

本町の印章関連の事業所数につきましては、身延町商工会からの資料提供により21の事業所がございます。また、印章業に携わる町民の数につきましては、把握できておりません。

以上です。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

昨日、私は久那土の車田の方なんですけど、体を壊して杖をついて、何年か前にハンコの仕事をおしまいにしたという人がいらっしゃいました。そんな人に現在、どのような人が携わっているのかなということで、旧の下部町、知っている限り、やはりその方も商工会の理事をしていましたので詳しく話をしてくれました。私も地元の人間なので、誰がどういう仕事をしているのか、また現在やっているのか、やめたのか、引退したのかということで話をしながら、やはり年で引退をした、亡くなった方、いろいろいました。そんなわけで、本当にその当時、その方が理事をしているころには、本当に盛んに旧下部町久那土地区、常葉のほうよりも久那土が主に印章に携わる人が大勢いたということで説明を受けました。

それでは②の国の政策で認め印の廃止が決まったが、町の印章製造業の皆さんに与える影響は莫大なものであります。新政府はコロナ渦の中、デジタル化を目指し、ハンコが阻害要因であるかのように扱われ、ハンコの存在が否定される風潮が広まりました。認め印を押印しなくてもよいという書類は、どのようなものか。また、この押印廃止は町民にとってどのようなメリットがあるのか伺います。

○議長（柿島良行君）

佐野観光課長。

○観光課長（佐野和紀君）

お答えをいたします。

過日の新聞報道によりますと、政府は行政手続きでのハンコ使用を巡り、少なくとも9割超が廃止できる見通しと明らかにし、各府省で確認できた手続き800のうち765は押印の省略が可能との回答を得たと説明をしております。

また、使用省略を巡り全国の自治体でも同様の取り組みを推進できるようマニュアルを作成して配布することを表明し、例えば婚姻届や離婚届の押印について省略する方向で検討していることを明らかにしております。

今後、政府により押印の使用状況や継続する理由等を勘案し、押印が必要となる書類を見直すとともに、利用者の負担軽減となるメリット、また押印のメリット、双方を活かした方針が示されると考えておりますので、関係情報に注視し事務処理を進めてまいります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

ただいま、そのような答弁がありましたけど、人生の一大事、一番の事業のときに婚姻届、押印廃止でいいのかと。私はそのように考えません。やっぱりけじめは大事なので、責任持ったハンコが必要ではないかなと私は思います。

本議会でも臨時議会で政府と国会に対し意見書を出しました。先日、11月30日に南部町議会が臨時議会を開き、社会のデジタル化と印章制度の共存を求める意見書を提出され、議会は可決してくれました。そんな中、町は県・近隣市町村と歩調を合わせて、今後どのような印章産業を守っていくのか伺います。

○議長（柿島良行君）

佐野観光課長。

○観光課長（佐野和紀君）

お答えをいたします。

印章は長い歴史の中で培われた伝統文化であり、産業や生活を支えてきた大切な地域資源であり、ものづくりの原点であります。しかしながら行政手続きのデジタル化、オンライン化が進められ、テレワーク等が一層推進される中で印章の使用省略を巡り、各方面で議論されております。

この問題につきましては、一長一短には解決のできない大変難しい問題であり、印章制度と行政のデジタル化の共存した新たな施策の展開が求められると考えております。

今後とも、これらの動向に注視し、国、県および関係機関と連携を図りながら印章産業を支

援してまいります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

市川三郷町の町長が国まで赴いて、印鑑廃止の反対の直談判をしたニュースが報道されました。わが町でも学校の卒業印を主な仕事としている印刻業の方もいます。印刻業の3代目という若者もいることはご存じのことだと思います。また久那土には通称、三文判だけを製造している会社もあります。この会社には大勢の女性も働いております。印鑑のケース製造を主な仕事としている会社も西嶋、古関、市之瀬にあり、やはり大勢の従業員が働いております。ハンコにはネーム印、浸透印、スタンプ印のゴム印を製造している事業者もいます。これらいろいろな印章業があることを念頭に置き、対応していただきたいと思います。それでは町長の考えをひとつよろしく願います。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

市川三郷町の町長と知事が国へ赴いて要請をしたんですが、どうして私にも声を掛けてくれなかったのかということは実は感じておりました。やはり私も久那土の出ですから、久那土地区の印鑑業者が多いというのも子どものころからよく存じ上げていますし、先ほどおっしゃった弟さん、私の同級生ですし、同級生が何人か、やっぱり印鑑業に今、就いていますので本当に心配はしているところであります。

印鑑の省略問題につきましては、身延町議会議員連盟の設立、ならびに山梨県議会議員連盟の設立によりまして国などへの要望活動が行われており、先ほど観光課長が答弁したとおり、デジタル化、オンライン化等が進められる中、一長一短には解決のできない大変難しい問題であり、ハンコ不要の動きが加速してしまえば印章業に与える影響は大きなダメージとなってまいります。

上田議員のおっしゃるとおり、本町には多くの印章関係者が事業を営む中、印章の製造種類も多数あり、印章業に携わる方々のご苦勞も甚大であると認識しております。

今後とも、こうした情勢や情報に注視し、国、県および関係市町村とも連携・協力を図りながら印章産業を支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

ぜひとも町長、よろしく願います。

それでは、次の質問事項に移ります。

3. 三沢大道地内の改修と県立峡南高校跡地の利活用についてという題に入ります。

昨年の台風19号において、三沢大道川の氾濫はまだ記憶にあると思いますが、何の進展もないまま1年が過ぎてしまいました。地域住民の不安は台風シーズンになると募るばかりです。

大道川の氾濫は、私自身の体験では2回あります。消防団在籍中と台風19号です。台風や

長梅雨の集中豪雨や大道川から流れ込んだ濁流で、三沢川のすぐ近くにある製材所の材木が三沢川に流出寸前で浸水したこともありました。

こういう経験から、やはり峡南高校の裏門、野球グラウンドの入り口になるんですけど、大道川を2つに分け、川の水を分散するのが良いと思います。町では大道川の改修工事をどのように考えているのか伺います。

○議長（柿島良行君）

望月建設課長。

○建設課長（望月真人君）

お答えします。

1級河川大道川は、山梨県知事が河川管理者となっており、昨年の台風19号により氾濫したことは記憶に新しいところです。氾濫を未然に防止するためにも河道の拡幅等、河川の改良工事が望まれるところですが、現況は家屋が密集し、また県道に隣接しているため、工事を行うには大規模な家屋移転が必要となり、現実的ではありません。

来年、峡南高校が廃校になることを踏まえ、その跡地利用として大道川の付け替えを県に要望していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

それでは②の現在の三沢橋では大型車両、特に大型バス等が曲がることができず、三沢橋の架け替えと県道割子切石線の大道地内の整備をしていただきたいという気持ちがありますけど、それについて伺います。

○議長（柿島良行君）

望月建設課長。

○建設課長（望月真人君）

お答えします。

三沢区からも峡南高校跡地を利用して、県道割子切石線のバイパス工事および三沢川の架け替え工事の要望を受けており、町も県にお願いしているところです。

先ほどの大道川の付け替えと併せ、引き続き早期実現に向け県に強く働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

ありがとうございました。よろしく申し上げます。

それでは3の③で来年3月には峡南高校が廃校になります。跡地利用については、私は3月定例議会において同じ質問をしていますが、その後、進展があったか伺います。

○議長（柿島良行君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

山梨県教育委員会から未利用予定県有地となる峡南高等学校跡地予定地の売却等に先立ち、身延町における利用計画、利用希望の有無を把握したいとの紹介があり、3月末の段階において町内において地域の要望も勘案した上で検討を進めていく考えであることを回答いたしました。

また、県教育委員会から11月に令和3年4月以降は施設を使用できなくなるとの連絡がありましたので、町といたしましては、文化創造館を避難所および選挙の投票所として、また体育館を避難所として当分の間は従前と同様に借用したいことを依頼し、現在、両者において検討をしている状態でございます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

ぜひともよろしく申し上げます。

それでは3の④で、久那土地区住民は町の主導のもと利活用についての提案をいただき、久那土地区住民は町が働きやすいよう、事業実現に向けた支援協力を考えております。町長の考えを伺います。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えいたします。

峡南高等学校跡地予定地のように1区画にまとまった広い平坦地は、山林面積が町の80%を占める本町にとりましては、本当に貴重な土地で多くの用途への活用が期待できると考えております。

前のご質問で企画政策課長が答弁いたしましたが、管理者である山梨県教育委員会からは峡南高等学校跡地予定地の売却等に先立ち、町の活用計画、活用希望の有無についての照会があり、町といたしては地域の要望も勘案した上で検討を行う考えであることを回答しております。

跡地の活用につきましては、久那土駅に近い立地条件を活かし、人の流れや雇用の創出が期待される企業立地や宅地分譲など、地域の活性化が図られるような活用が大切だと考えております。

企業立地においては六郷インターも近いという、本当に良い場所だということに思っております。

久那土地区の住民の皆さまには、事業実現に向けた支援協力をお考えとの言葉を伺い、非常に心強く感じ、感謝をしたいと思います。ぜひともご支援とご協力を今後ともよろしく申し上げます。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

ぜひとも良い方向でいきたいと思っておりますので、町長もよろしく申し上げます。検討してくだ

さい。

それでは、次の4に移ります。三沢日向地区の町道整備についてをお尋ねします。

三沢日向地区には緊急自動車が入れない状態です。そのことを町は把握しているかということで、というのは昭和2年12月17日に、富士身延鉄道によって富士駅から市川大門駅までの鉄道が開通しました。この鉄道の開通によって、三沢地区が日向地区、今の店向地区、集落が分断され、現在の地形になりました。当時は車社会ではなかったのが不便は感じなかったようですが、現在は集落の入り口が1つしかなく、狭く、また消防団の積載車、中部消防署の緊急自動車も入ることができません。火災、自然災害、急病人等の搬送時にも地区住民は非常に困っております。

日向地区に入る道は、先ほど言ったように1つしかなく、新しい道の整備ができないかということと、そのような考えはないかと。

また、身延町が本当に広いと言っても緊急自動車が集落のところまで入れないというところは、ほかにはないと思います。当局の考えをお聞きます。

○議長（柿島良行君）

望月建設課長。

○建設課長（望月真人君）

お答えします。

三沢日向地区に緊急車両が入れない原因は、JRのガード下ではなく、県道入口の十五所神社の鳥居だと認識しております。中部消防署に確認したところ、緊急車両が通過できるには約50センチの嵩上げが必要とのことです。日向地区への新しい道の整備となると、家屋補償も含め多くの方の用地を提供いただければならず現実的ではありませんので、鳥居の嵩上げができるかどうか、関係者と協議・検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

ぜひとも前向きに検討していただき、緊急車両が入れるようにしていただきたいと思います。それでは、次の質問に移ります。

5番、中部横断自動車道は本当に21年夏までに開通するのかということで、中部横断自動車道は下部温泉早川インターチェンジから南部インターチェンジの開通が来年夏まで延期になったということです。町民は本当に何度も期待を裏切られている。本当に来年の夏には開通するのか。下部温泉早川インターチェンジ、南部インターチェンジの区間の地盤が悪く延期になったと言っていますが、52号を下ると南部インターチェンジ付近も工事未着工のように見えます。工事の進捗状況を伺います。

○議長（柿島良行君）

望月建設課長。

○建設課長（望月真人君）

お答えします。

本年7月17日、国土交通省より2021年の夏ころの開通に向けて事業を推進との発表がありました。再度、下部温泉早川インターから南部インター間の工事の進捗状況につきまして

確認したところ、トンネル10本、橋梁23橋について本体工事はすべて完成、予定どおり2021年夏ごろの開通を目指し、主に切土工事や舗装工事を鋭意推進中とのことです。

国土交通省におかれましては、より一層、安全に配慮した工事施工を行っていただくとともに、中部横断自動車道が災害に強く、安全・安心の面におきましても信頼性の高い道路として一日も早く全線開通できることを願っております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

では5の②に入ります。

中部横断自動車道の全面開通に向けて、本町へ誘客する手立ては万全か伺います。

○議長（柿島良行君）

佐野観光課長。

○観光課長（佐野和紀君）

お答えをいたします。

本町では身延山久遠寺、下部観光協会、身延山観光協会、身延町商工会、山梨県観光推進機構および峡南地域の観光振興に取り組む富士川地域身延線沿線観光振興協議会など、各関係機関と連携し、歴史文化資源を核として温泉や食、自然景観などの地域資源を活かした観光地づくりを推進しております。

中部横断自動車道の開通により、静岡県を含む中京圏から多くの観光客が本町に訪れることが予想され、身延山の歴史や文化などの魅力、また下部温泉郷の恵まれた自然環境や温泉、クラフトパーク内のしだれ桜、本栖湖、みのぶ自然の里を利用した体験・イベントツアーなど積極的に誘客につながるモデルコースをPRし、効果的に集客対策を行ってまいりたいと考えております。

本年度につきましては、しだれ桜の里の園路整備等を実施するためのしだれ桜の里管理運営計画の策定、観光客の皆さんが本町の観光地、また観光施設を周遊いただくよう町内3カ所のインターチェンジを起点とした一般観光版、アウトドア版の2種類を編成した観光ドライブマップの作成、本町に宿泊等をいただいた観光客の皆さんに町の特産品等のプレゼント配布など観光客の誘客に取り組んでおります。

また8月19日に山梨県観光文化部、ならびに県土整備部を主管として全線開通を契機に峡南地域の道の駅を拠点とし、地域全体の活性化を目的とした施策を検討するための峡南地域道の駅ネットワーク協議会を立ち上げ、現在、峡南地域の現状と検討の方向性について意見交換を行い、具体的な取り組み、実施体制に向け検討を行っているところでもあります。

以上のように地域の魅力を伝える取り組みを行い、地域の魅力はその地域の住民が理解することで外部に伝わるという側面がございますので、地域の観光資源の価値や魅力を地元住民に気づいてもらうことが重要だと考えております。

また、リピーターを獲得するためには、地域全体の接客力の向上が必要不可欠であります。歴史文化や自然景観の観光資源を活用するとともに、本町の特色を活かし、地域の魅力を県内外に広く発信し、地域の意識を共有した地域の連携による観光振興への取り組みをさらに推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

ぜひともそのようにしてください。

それでは5の③ですね、重複してしまうんですけど、本町には3カ所のインターチェンジができます。観光案内看板は万全か伺います。

○議長（柿島良行君）

佐野観光課長。

○観光課長（佐野和紀君）

お答えをいたします。

中部横断自動車道の開通により、町民の利便性の向上はもとより、多くの観光客の皆さまが本町に訪れ、身延山、下部温泉、本栖湖および町内の観光施設等を周遊することが予想され、観光案内板を効果的に設置し、スムーズに誘導し、町内の観光需要を高めることが重要と考えております。

本町への誘客を進めるため、これまでの事業としまして、平成28年度に下部温泉郷の入り口にある山の中腹に位置する下部温泉郷の看板の改修工事とインバウンド対応の看板14基のリニューアル。平成29年度には身延山久遠寺、内野日総法主猊下から賜りました寄附金を原資としまして、観光施設等までの距離を表示した案内板を町内14カ所に設置。令和元年度には、身延山門内地域のインバウンド対応看板6カ所。下部温泉早川インターチェンジから下部温泉郷への案内板2カ所。ゆるキャン△本栖高校までの案内板22カ所を設置するなど取り組んでまいりました。

今後も、開通前後の交通状況を把握するとともに、国、県など各関係機関と連携し、協議を重ね、さらなる工夫を凝らしまして、多くの観光客の皆さまに安心して町内を周遊いただけるよう、効果的な事業への取り組みについて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

それでは最後の質問に入るわけなんですけど、しもべ道の駅のリニューアルということで、今回の議案説明にもありました。それでは、工事の内容を見ると、来年の夏には中部横断自動車道が開通しますが、間に合うかという質問ですけど、たぶん間に合わないという回答ですけど、すみませんが、もう一度質問します。よろしくお願ひします。

○議長（柿島良行君）

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

お答えします。

しもべ道の駅、身延町下部農村文化公園については、令和3年3月31日をもって一時休業し、老朽化した施設のリニューアルを図る予定です。具体的な計画はこれから検討しますが、農林産物直売所の機能のほか、公園全体を活用できるように再整備し、より集客が図れる施設

を検討したいと考えております。

スケジュールは令和3年度に現施設の解体工事と実施設計を行い、令和3年度、4年度の工事を予定しております。中部横断自動車道の全線開通には間に合いませんが、地域の特色を活かし、来訪者のニーズに適した施設にしたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

分かりました。

ぜひともしもべ道の駅、本当に今、場所が悪いところなんですけど、魅力ある道の駅にしていただきたいと思います。

それでは、以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は午後3時とします。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 3時00分

○議長（柿島良行君）

再開します。

次は通告の6番、渡辺文子君の一般質問を行います。

渡辺文子君の質問を許します。

登壇してください。

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

私は3点について、質問をしたいと思います。

まず1点目です。有害鳥獣対策とまちづくりについてということで質問をします。

1番目、有害鳥獣捕獲奨励金は毎年補助金も含め、多くの捕獲頭数と金額になります。捕獲されたあとの処分の把握はされていますか、お願いします。

○議長（柿島良行君）

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

お答えします。

町内の有害鳥獣捕獲については、農作物等を有害鳥獣から守り、農作物等の増産確保を図るため猟友会に依頼し、11月15日から3月15日の猟期を除いて、その捕獲した有害鳥獣の数に応じて予算の範囲内で奨励金を交付しております。

令和元年度の捕獲実績はシカ634頭、イノシシ305頭、サル215頭となっており、1,832万1千円を交付しております。

あけぼの大豆を中心とした農業振興を図る本町では、猟友会によるこうした活動は地域の生

産者からの期待が大きく、安定した農業生産活動につながっております。

捕獲後の処理につきましては、峡南衛生組合への持ち込み、自家処理、ジビエ活用など猟友会に適切な処理をお願いしております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

処理について、毎年かなりの頭数と額ということで、今、お答えがありました。1,832万1千円ですね。年間ではかなりの額になったり、頭数もかなり。これがどういうふう処理しておられるのかなということで、この前、峡南衛生組合に行きまして、峡南衛生組合で最後は燃すんだろうなと思って、それを年間ですべて調べたのはありますかということで聞いたら、とりあえず今年しかとっていないということで、今年の3月から11月までの間の身延町役場でシカが46頭、イノシシが4頭とか、あと六郷町役場、早川町役場、南部町役場、それから猟友会、それからJRですね、シカがよくぶつかるんですけど、JRでシカが5頭ということで全部で3月から11月まで374頭。シカが353、イノシシが11、サルが9、クマが1ということで、峡南衛生組合でこれを燃しているということで、あと先ほど言った自家処理、それからジビエ活用とかとおっしゃったけど、これはきっとそんなに数的にはないんだと思うんですね。ほとんどが峡南衛生組合で燃しているような状況で、これがなんとかならないのかなというふうに思って、今回、一般質問をしました。

そういう把握はしているということで、2番目に多くの有害鳥獣が処分されているが、これをまちづくりに生かすことは考えているかということで、2番目の質問をしたいと思います。お願いします。

○議長（柿島良行君）

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

お答えします。

捕獲鳥獣の有効な活用方法として、ジビエによる活用が考えられます。近隣では早川町、富士川町、富士河口湖町に受け入れ施設がありますが、持ち込みが死後2時間以内で処理できること、捕獲された状況が良好であることなど国産ジビエ認証による厳格な条件があり、本町からのジビエ施設への提供はわずかとなっております。

現在、富士河口湖町の施設に持ち込みをしている会員に聞き取りを行ったところ、捕獲数に対してジビエ料理等への需要が低く、提供する頭数は少ない状況だそうです。

こうしたことから、現在のところ町ではジビエ加工施設を整備する計画はありませんが、今後、峡南農務事務所が計画する囲い罠によるシカの捕獲からジビエ活用につなげる実証実験を行う予定があることから、この機に課題の抽出と検証を行うとともにジビエ加工の需要の動向を注視しながら可能性を探っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11 番議員（渡辺文子君）

とりあえずてっとり早くはジビエの施設かなと思って、早川のジビエのところに行って、ちょっといろいろ聞いてきたんですね。料理もいただいてきて、引き取り費用とか、やっぱり遠ければ遠いほど引き取ってもらう金額がのしてしまうんですね。身延町でジビエの施設はどうでしょうかと聞いたら、やっぱり消費先がなかなかないということで、そしてジビエの施設にはかなり大きなお金がかかるということで、難しい問題ではないですかというふうに言われたんですけど、でも身延町でこれだけ動物が処分されているのに何か手立てはないのかな、そしてそういう町だから、それを活かしてまちづくりができないのかなと思ったんですけども、さっきおっしゃったようにジビエの処理場というか、施設はかなりの額の投資をしないとできないということなので、せめて引き取り費用を、施設ができないまでも引き取り費用を補助するとか、畏にかかっても、そこのところへ持っていくのが大変ということで、持って行けないという話も聞いたので、引き取りに来てもらうには、遠ければ遠いほど、30キロ以上40キロ未満1千円で、以後10キロごとにプラス500円ずつ上がっていくんですね。そうすると、そういうふう処理したいけれども、お金がかかってしまうから、キロ18円の峡南衛生組合で燃してしまったほうが良いとなってしまって、せっかくいただいた命をもったいないこと、やっぱりいただいた命は余すことなく、シカだったら角を使ったり、それから皮を使ったり、もちろん食肉にしたり、それからペットフードにしたり、そういう利活用ができるのにもかかわらず、もったいないというか、せっかく命をもらってもそういうふうにしてしまうのは、どうなのかなと思って、良い方法がないかなということでもかなり悩んでいるんですけども、下部の駅前にもそういうジビエをやっているところとか、それからテレビで見たら伊豆で、なかなか予約が取れない、牡丹鍋とかそういうことをやっているお店もあるとか、やり方次第、知恵の出し方次第で、なんかできないのかなというふうに思っているんですね。

今、早川町と富士川町と富士河口湖町ですか、ジビエの施設があるということで、ここと連携をする中で、本町のそういうものを有効利用するようなことも考えていかないと、もったいないんじゃないかなという思いと、それから峡南衛生組合で焼いてしまうということで、この前、新聞を見ていたら、県でシカの肉をペットフードにするというような記事があって、県もいろいろ考えているということで、こういうところに町として、これだけ大量のイノシシやシカが獲れるわけですから、ぜひ考えていくべきではないかなと、可能性を探っていきたいという答弁でしたけれども、早急に、日々やっぱり燃している状況があるので、有効活用を考えていくということを早急にさせていただきたいと思いますけど、町長、さっき担当課でそういう答弁を伺ったんですけど、町長としてはどういうお考えでしょうか。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

今、担当課長が答えたのは町の考えでもありますので、私も同じ考えでいます。

ただ、さっき言ったように農務事務所で囲い罠、これは生け捕りですね。そうすると2時間という制限がなくなりますから、生かした状態で必要なときに処分して使える。そういうことがありますから、それをよく実証して、今後また検討にあげていきたいというふうに思います。現時点ではちょっと厳しいというのが実態でございます。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

分かりました。現時点ではなかなか難しいということなんですけど、生け捕っても持っていきることができないから、どうすればいいのかなど。持ちに来てもらうしかないではないですかね。そのところはどういうふうに。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

生け捕った場合は2時間という制限がないので、町でもしかしたらジビエとして独自に使える場合があればジビエの加工施設も検討の中に入りますから、すべてよそへ持って行くということではなくて、町の中でも処理できないかということも含めた中での検討をしていくということでございます。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

分かりました。せっかく資源がいっぱいなものですから、有効利用を考えていただきたいと思います。

1の③ですけれども、鳥獣追い払い用花火の負担が重いという相談がありました。町としては、この鳥獣追い払い用花火のことについて、どう考えていますか。

○議長（柿島良行君）

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

お答えします。

動物駆除用煙火の使用につきましては、年1回、使用方法や安全管理に関する専門講習を受講し、煙火消費保安手帳を取得することが条件となります。

本町では11月13日に実施し78名が受講しました。動物駆除煙火は集落へ侵入している鳥獣を追い払う初期対応としては有効な手段ですが、抜本的な対策でなく一時的な対応であるため、引き続き個人での対応をお願いしたいと考えております。

鳥獣対策は農業振興に対する大きな課題であり、鳥獣被害による耕作者の意欲減退を招く恐れがあることを懸念しております。

身延町有害鳥獣防除用施設設置補助金について、令和2年度予算額は100万円を増加し600万円にするとともに公共事業により鳥獣防止柵を設置した集落に対しても補助率5割として対象に加えるなど柔軟な対応を取っているところです。

ぜひこうした補助金を活用していただくとともに、町でも箱罟等による捕獲、猟友会の協力など現在行っている対策に加え、新たな方策も注視しながら農作物の保全を図っていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

私に、鳥獣追い払い用花火の講習会の開催についてということで、最初の1年目が受講料3千円に打ち上げ筒が1千円で、駆除用の煙火4本入り1千円掛ける3セットで3千円で合計7千円かかると。毎年更新料、これは危ないから更新はしてもらわなければいけないんですけども、更新料が1千円かかって、花火が3千円と。それから2年目から5年目まで合計4千円かかって、5年過ぎたらまた、取り直しをしなくてはいけないということで、そこに来ていた人たちが、花火がこれだけ高いということで、では買わないでいいやということで何人も諦めていた人がいたので、ここがなんとかならないかということで相談に見えたんですけども、11月13日に実施して78人が受講したと。かなり多い数の方たちが受講しているんだなと私は思ったんですね。町では、防除資機材をかなり補助率を上げてしているにもかかわらず、この初期の追い払いに、これだけの人数の方たちが来るというのは、資機材が安く手に入るということは分かっているけれども、なおかつ何かの条件でこの追い払う、これが必要だといって来ている人が多い。そういう現状をやっぱり、ちょっと考えていかなければいけないんじゃないかなと思うんですね。わずかな年金の方たちも、こういうものを使わなければいけないということで、なんとかしてもらいたいという思いは私、とても分かるので、個人の対応でお願いしますというのは、ちょっと今後、なんとか良い方法を探る手立てはないのかなと思っていて、あくまでも個人の対応ということで切り捨てられてしまうのかなと、ちょっと、その方にどういうふうに説明していいのかなと私もちょっと困るんですけども、そのところはもうしょうがないということで理解していいんでしょうか、もう1回お願いします。

○議長（柿島良行君）

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

お答えします。

先ほども申し上げましたけども、これは一時的な対応にしかないということで、これが鳥獣を、そのときには追い払うことはできるんですが、農作物を守るというところまではいかないということです。ですから、ここについては、集落に侵入する鳥獣ですので、できれば集落ぐるみでやっていただくとか、そういった対応にさせていただきたいと思います。資機材については抜本的な対応になりますから、そういったものについては補助金で対応させていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

それが理解できないんですけども、そういうのが分かっているながら、これに頼るしかない人たちがこれだけいるということ、やっぱり町はきちっと考えないといけないんじゃないかなと思うんですね。あくまでも個人の対応で、初期で追い払うだけの効力しかないから、これは個人でということだと、やっぱりそれもできなくなってしまっている人たちがいるということ、私は考えていかなければいけないんじゃないかなと。ほかにできることがあったらやっていると思うんですよ。資機材が安くできるということもきっと、それは宣伝がきつと行き届いていて分かっているらっしゃると思うんですね。でもなおかつ、この78名の方たちが受講しているということは、そういういろんな条件がなくて、これだけの人たちが受講して

いるという、私はそこだと思うんですね。そういう人たちにもちょっと、ただ追っ払うだけだけれども、でも追っ払わなければ食べられてしまうわけですから、こういう手立てしかないわけですから、それだって補助の1つに加えてもいいんじゃないかなと。全額とは言いませんよ。少しでも、その年金がそんなに被害受けないくらいの額だけでも、補助してもらえればいいかなと私は思って、この相談を受けたときにそう思ったんですけど、町長、いかがでしょうか、今のやりとりを聞いていて。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

先ほど議員が金額の説明をしてくれましたが、中身をもう一度精査しまして、課長が言ったのが基本ですけども、何か町として補助が可能な分野があるかどうか、それはまた見直してみたいと思います。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

ぜひ、そういう方たちがいるということで、なんかの手立てを検討していただけるということで、よろしくお願ひしたいと思います。

次に太陽光発電施設ということで、私もそうですけれども、この町内の太陽光発電施設が増えてきて本当に大丈夫かなという思いで、今回、同僚議員が先にやってしまったので、なかなか難しいんですけれども、重ならないような感じで質問をしたいと思っています。心配はみんな同じなんだなという思いがありますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

町内にある太陽光発電施設の把握はどこでされていますか。お願ひします。

○議長（柿島良行君）

水上環境上下水道課長。

○環境上下水道課長（水上武正君）

環境上下水道課の立場としてお答えさせていただきます。

現在、環境上下水道課で把握しております太陽光発電施設の件数につきましては、国のFIT法の認定数となりますが、屋根置きが154件、野立てが85件で計239件となります。以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

今のは、環境上下水道課の立場ということで、環境上下水道課の管理しているところだと思うんですけど、あと私、気になるのは、農地に設置されている実績はどうでしょうか、お答えをお願ひいたします。

○議長（柿島良行君）

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

お答えします。

太陽光発電施設を農地に設置する場合は、農業委員会を經由して山梨県知事宛てに農地転用

の手続きをする必要があります。平成28年度から過去5年間の実績は申請件数14件のうち事業完了報告を提出され、町が転用確認を済ませたものが5件あります。農地への設置については耕作されなくなった農地を転用されるケースが多いため、農地保全を図る産業課としては、農地を農地として活用していただけるように、これから新規就農者の獲得や耕作放棄地の活用など、あけぼの大豆を中心とした農業振興による農地の保全を目指したいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

そうですね。せっかくの農地を、やっぱり農地として使うということが一番、あけぼの大豆とか、どんどん作ってもらうことが一番かなと思うんですけど、もう作れなくなってしまったという、良い農地もあると思うので、新規就農者の確保とか、そういうのは喫緊の課題としてやっていかなければいけないと思うんですね。ただ、農地転用ということで、平成28年度から出ていて、14件のうち5件が完了していると。あとの9件は、これはどういうふうに、完了していないんだけど、どうなっているんですかね。この把握というのは産業課でやっているのでしょうか。

○議長（柿島良行君）

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

お答えします。

この済ませたものが5件というのは、もうすでに設置をされて、次に地目変更をするために農地の転用確認を、証明書を出すという、そういう行為をしたのが5件です。あとは今年になって、かなり件数も増えてきていますので、まだ実施中のものもあるということで認識しております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

こういうふうに、太陽光を設置するからということで、農地から転用をして土地があるわけですけど、私、下部地区で産業廃棄物の反対運動をずっとやっていて、こういう土地が太陽光を設置するからということで買って、産廃のときは山林だったんだけど、なんかこういう目的がいいから、きっと売ろうかなというふうに思う人たちも、あとがちゃんとなるかなというのがちょっと私、心配しているんですけど、あとの管理というか、それもちゃんとしていかないと、そこのところがちよっと心配なんですけど、そこところの確認というのは、ちゃんとやってもらっているんですかね。そこがちよっと心配なんですけど。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子議員、今の管理の状況は次の質問の通告の。

○11番議員（渡辺文子君）

いや、今の農地転用のところで。

○議長（柿島良行君）

産業課長ですね。

○11番議員（渡辺文子君）

そうです。ごめんなさい。

○議長（柿島良行君）

いいですか。

高野産業課長。

○産業課長（高野修君）

農地の転用の手続きにつきましては、農地を太陽光発電だけでなく、その転用目的以外のものに使用することはできませんので、そこについては、厳しく処理をできることになっております。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

分かりました。それではそういう心配はないということで理解をしたいと思います。

あと太陽光の施設について、管理の状況はどうなっているのか、お答えください。

○議長（柿島良行君）

水上環境上下水道課長。

○環境上下水道課長（水上武正君）

お答えいたします。

施設の管理につきましては、国および山梨県の太陽光発電施設の適正導入ガイドラインにより保守点検および維持管理を適切に行うよう指導されているところであります。

また年1回、施設の現地調査を行うよう山梨県から依頼があり、環境衛生担当職員2名で現地調査を実施し、適切に維持管理が行われていないと思われる施設につきましては、県に報告することとなっておりますが、現時点において指導が必要と思われる案件については確認されていません。

今後、こうした案件につきましては、県と町が合同で設置者に対し指導を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

現地調査を2名で実施して、今のところは適切にみんな管理をしているということで理解をするんですけど、これは分かっているところに行くんでしょうけど、町内いろんなところがあって、まさか無届でそういうことをするなんてことはないと思うんですけど、やっぱり各区長が各地区を分かっているから、1回、調査をしたほうがいいんじゃないかなと思うんですけども、本当に届け出なくて、小さいものとか分からないように入れているとか、そういうこともあるかも分からないので、ぜひ、その現地調査をするときにもいろいろ見て回ってくれているんでしょうけども、区長に依頼をする中で各区の中にそういうものがないかどうかみたいなことは、ちょっと1回調査したほうがいいんじゃないかなというふうに思いますけど、

それは誰に質問したらいいのでしょうか。町長、どうでしょうか。

○議長（柿島良行君）

水上環境上下水道課長。

○環境上下水道課長（水上武正君）

お答えします。

先ほど環境衛生担当職員2名で県から依頼された分について現地調査を行っているとお申しましたが、職員がそれ以外につきましても太陽光が設置されている箇所を見かけた場合には、住宅地図や公図等を見ながら、そういった把握も努めるようにしております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

それでは、そういう心配はないということで理解してよろしいですか。はい、分かりました。

それでは、次は増え続ける施設の規制ということで、先ほども同僚議員の質問の中での答弁があつて、お聞きをしたんですけど、この在り方検討委員会に町長が出ているというのは、テレビで見て、私、町長がいると思って、やっぱり小さな町村の意見とか住民の不安をちゃんと伝えてくれているんだなというふうには思ったんですけど、県内の北杜市とか大変な状況があつて、この前、山日にも裁判闘争になったみたいな、全国的にはね、そんな記事もあつて、どこも大変な思いをしているのではないかなと思いますけど、県内の状況なんか、きっとそういう委員会の中でいろんな意見が出されたというふうに、さっきおっしゃったんですけども、県内の状況も、規制はこれで、条例を県が、21日にもあるということで検討されてきていただくので、県内の状況をちょっと分かったら教えていただければ、お願いしたいと思います。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

メンバーには、山梨大学の大学院の災害を専門としている鈴木教授とか、ほかの大学からも何人か、3、4人、教授が入っています。その教授の皆さんの意見は、ほぼ規制をしましょうと。これは、先ほども上田議員のときに答弁させてもらったんですけども、やっぱり防災面、あと景観面、環境への影響等がやっぱり起きるだろうと。山の木を切つて斜面のところへ、水を貯める能力が全部なくなるわけです。一気に雨が降ったのが押し出されて流れてきてしまう。八木沢のところには不法伐採というのがありました。私はそこをととも反対しています。あそこは鉄道も通っていて、ボトルネックのようにすごく狭いところなんです。それを6ヘクタール、7ヘクタールもの山林を伐採して、山の斜面に造ろうという、計画があるんですけど、今、届け出は取り下げています。今後そういうのは、山林法とかで開発行為の関係で意見書を町に求められますので、私の考え方はさっきも申し上げましたけど、山林を伐採してまでそういう施設を造ることは本当に反対の立場ですから、もしそういうところが出てきたら、まず意見書で反対しましょうということで、企画の担当になりますけど指示を出しております。

それと議員のほうから条例制定について提言を受けておりますので、とりあえず山梨県もガイドラインから条例ということで規制を強めるという方向がもう出ていますので、先行している県の条例策定を確認した上で、町がどの部分を補っていくのか、規模がもしかしたら県の場合

合は大きいかもしれないですね。それを町としては、もっと小さめにするとか、向こうの条例を見た上で、町の条例も制定していきたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

町の状況に合った条例をつくっていただけるということで、よろしく願いいたします。

次、最後の質問ですけど、安心して医療を受けられる町にということで、国保税、皆さん、国保税が高くて本当に払うのが大変、やっとの思いで払っているというような、税金を払うために働いているのではないかみたいなことを言われる方もいて、本当に国保税、大変だなと思っていて、滞納されている方がいるんですけども、その滞納の状況の把握はどういうふうにされているか、まず伺いたいと思います。

○議長（柿島良行君）

穂坂町民課長。

○町民課長（穂坂桂吾君）

お答えいたします。

国保税の滞納の有無や、その滞っている期間等の納付状況につきましては、税務課と情報共有し把握をしております。

滞納世帯の個々の事情につきましては、納税相談等の機会に、あるいは納税勧奨員が戸別訪問した際に得られた情報などを参考としております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

この町の国保の世帯はだんだん減っている状況で、そんなに多くないから、滞納の世帯の状況というのは、ちゃんと把握ができると思うんですね。本当に払わないのか、払えないのかというところはきちっと見ていかないといけないと思うんですね。

そういう中で、資格証明書の発行世帯ということで、本町であるんですけども、この発行世帯というのは何世帯なのか、教えてください。

○議長（柿島良行君）

穂坂町民課長。

○町民課長（穂坂桂吾君）

本年11月1日現在の数値でお答えをいたします。

国保の被保険者資格証明書の交付世帯は32世帯です。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

32世帯ということで、世帯数も少なくなってきている中で資格証明書、これは証明書といっても病院にかかったら10割、負担しなければいけないですよね。ということは病院に行こうかなと

思ってもなかなか、保険料が払えない人が資格証を持って病院に行けるかなということを見ると難しい、これだけの世帯があるんだと思いました。

資格証明書の発行をしていない市町村も中にはあるんですけども、この資格証明書を持って病院に行くということがなかなかできなくて、命を落としてしまったという事例も毎年、全国の民医連とか山梨県の民医連でも新聞報道したり、記者会見もしたりして何人かの人が命を落としているという状況がある中で、資格証の発行をしているということで、私はちょっと考えていただきたいと思っているんですけど、資格証の発行はしないということは考えられないでしょうか。

○議長（柿島良行君）

穂坂町民課長。

○町民課長（穂坂桂吾君）

被保険者資格証明書につきましては、一定期間滞納が続く場合は政令で定める特別な事情がある場合を除き、被保険者証の返還を求めるものとされ、返還されたときは被保険者資格証明書を交付する旨が国民健康保険法に規定されていますので、議員のおっしゃる資格証明書を発行しないということとはできないかという、そのように言うことはできないものと考えます。

ただし、資格証明書の交付に際しては、機械的に運用しないことなど留意すべき事柄が厚生労働省から通知されていますので、福祉部門との情報連携など対象世帯の実態把握についてはさらに努めてまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

福祉部門と連携して検討しても、まだ32世帯の資格証明書があるということですよ。そこが私、もちろん法律でそういうふうに規定されているのかも分からないけども、山梨県社会保障推進協議会で毎年、市町村国民健康保険・介護保険アンケートというのをやっていて、これで、申し訳ない、去年の資料なんですけども、資格証が発行されていない自治体、南アルプス市、上野原市、市川三郷町、早川町、昭和町、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村と、これだけの自治体が発行していないんですよ。やっぱり今、苦しくてお金がなくて、保険料を払えないという人たちがいっぱいいる中で、一律に、もちろん福祉とやりとりして発行しているんでしょうけれども、もうちょっと命を、法律はそうかも分からないけど、命をまず大切に考えて対応していただきたいと思うんですね。

先ほども言ったように、毎年、民医連から経済的事由による手遅れ死亡事例ということで調査した案件が明らかになっていますけど、やっぱり全国的にもあるけど県内にもそういう事例があって、本町はたまたまないからいいですけども、でもいつそういう状況になるか分からないということで、そういう受診のときに手元に保険証がなかった患者さんが63%にのぼっていると。無職や非正規労働者が大半を占めると。それから男性、独居、高齢者がハイリスクであるというような、そういうような調査の結果が出ているんですね。

横浜市、きっと滞納もたくさんあると思うんですけども、「保険料滞納者は保険料を払えない状況にある。資格証や短期証を発行しても事務手続きが増えるだけで保険料の回収率は上がらない」というような市の職員の声があって、横浜市では短期保険証も資格証も発行をしていない

ということで、あの横浜市でしていないんだと思って私もびっくりしたんですけど、そういう自治体も増えていて、やっぱり皆さん困っているから払えないということで、やっぱり住民に寄り添って命を守ることを最優先に考えて、どうしたらその方が生きていけるのかということを考えたら、一律に短期保険証、資格証を発行するというふうには、私はならないでいてほしいなと思うんですけど、もちろん法律上はそういうふうの規定があるのかも分からないけど、でも全国的にもこういうふうに行っていないところだってあるわけですから、そのところを考えながらやっぱり命のことを大事に考えていただきたいと思いますけれども、あと辞めてしまった市長なんですけども、ちょっと参考になるかなと思って調べたんですけど、「資格証明書はいったん医療費を窓口で全額自己負担しなければなりません。これではほとんどの方が受診を我慢する可能性が高いでしょう。国保料を滞納している方は生活が苦しくて払えないケースが多い。生活再建のためには、健康に生きる権利が保障されていることが前提で資格証明書は最大限発行しなくて済むようにしています」というようなことで、こういう自治体もあるんだと。命を一番大切にしている自治体があるんだ、身延町もそういう自治体になってほしいなと、そういう思いで質問しましたけれども、町長、最後にこの市長のコメントについてお願いします。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

基本的な考え方は、課長が先ほど答弁をしたというのが町の中での考えた答弁でございますので、ただ、町では資格証明書の交付対象世帯に対しては、交付に至る前には相談に応じていただくよう必ず連絡を差し上げて、納税相談を通じて、納税意思の確認や分割納付の実施などによりまして、資格証明書の交付回避を図るよう意を配るとともに負担の公平性の確保にも鋭意努めているところであります。

議員がおっしゃるとおり、町民の命を守ること、これは最も重要なことだと思いますし、これは議論の余地のないところだと私も思っております。国民健康保険は国民の命を守る仕組みとして、日本の国民皆保険制度の中で重要な役割を果たしておりまして、町は保険者としてこの国民健康保険の安定的な運営を確保する責務があるということもご理解いただきたいと思います。

いずれにいたしましても、まず資格証明書につきまして、交付することが実は目的ではなくて、これをできるだけ回避できるように取り組むことが肝要ではないかと考えております。さらに相談しやすい環境づくりや庁内連携などに努めるよう、担当課へも指示をしたいと思いません。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

行政の立場はもちろんおっしゃったとおり分かるんだけど、やっぱり私たち住民としたら命を一番大切にしてもらいたいなと思って、この小さな町で、30何世帯ではないですか。一人ひとりが調べていけば本当に払えないのか、払わないのかというのはもう一目瞭然で分かるではないですか。そういうときに、きちっと対応、一人ひとりに対応できるような、そんな行政

であってほしいなと思いますので、ぜひ、一律に発行しているとは言わないですけども、もうちょっと命を大切にされた対応をしていただきたいと要望して、私の質問を終わります。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は終了しました。

本日はこれもちまして散会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（大村隆君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時49分

令和 2 年

第 4 回身延町議会定例会

1 2 月 9 日

令和2年第4回身延町議会定例会（3日目）

令和2年12月9日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第77号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第78号 身延町地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第79号 身延町介護保険条例等の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第80号 身延町指定居宅介護支援等事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第81号 大河内複合施設改修工事請負契約の一部変更について
- 日程第7 議案第82号 令和2年度身延町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第8 議案第83号 令和2年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第9 議案第84号 令和2年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第85号 令和2年度身延町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第86号 令和2年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第87号 令和2年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第88号 令和2年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第89号 令和2年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 同意第18号 身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について
- 日程第16 同意第19号 身延町大河内地区財産区管理会委員の選任について
- 日程第17 休会の決定

2. 出席議員は次のとおりである。(13名)

1番	伊藤雄波	2番	伊藤達美
3番	望月悟良	4番	赤池朗
5番	上田孝二	6番	田中一泰
7番	野島俊博	8番	河井淳
9番	芦澤健拓	10番	福與三郎
11番	渡辺文子	13番	広島法明
14番	柿島良行		

3. 欠席議員は次のとおりである。

12番 川口福三

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町長	望月幹也	副町長	笠井祥一
教育長	保坂新一	総務課長	村野浩人
会計管理者	小笠原正人	企画政策課長	幡野弘
交通防災課長	佐藤成人	財政課長	遠藤基
税務課長	伊藤克志	町民課長	穂坂桂吾
福祉保健課長	望月融	観光課長	佐野和紀
子育て支援課長	松田宜親	産業課長	高野修
建設課長	望月真人	土地対策課長	伊藤天心
環境上下水道課長	水上武正	下部支所長	内藤哲也
身延支所長	千頭和康樹	学校教育課長	深沢泉
施設整備課長	羽賀勝之	生涯学習課長	中山耕史

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議会事務局長 大村 隆
録音係 若狭秀樹

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（大村隆君）

相互にあいさつを交わし始めます。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（柿島良行君）

本日は大変ご苦労さまです。

川口福三議員から欠席届が提出されていますので報告します。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第3号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき、出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。

本日はお手元に配布した委員会付託表のとおり、議案第77号および議案第79号から議案第89号までを各常任委員会に付託を予定していますので、質疑は大綱に留めてください。

また、委員会付託省略議案表のとおり議案第78号、ならびに同意第18号および第19号は委員会付託を省略の予定です。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 議案第77号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第77号の質疑を終わります。

日程第3 議案第78号 身延町地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第78号の質疑を終わります。

日程第4 議案第79号 身延町介護保険条例等の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で議案第79号の質疑を終わります。

日程第5 議案第80号 身延町指定居宅介護支援等事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で議案第80号の質疑を終わります。

日程第6 議案第81号 大河内複合施設改修工事請負契約の一部変更についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で議案第81号の質疑を終わります。

日程第7 議案第82号 令和2年度身延町一般会計補正予算(第7号)の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で議案第82号の質疑を終わります。

日程第8 議案第83号 令和2年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で議案第83号の質疑を終わります。

日程第9 議案第84号 令和2年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で議案第84号の質疑を終わります。

日程第10 議案第85号 令和2年度身延町介護保険特別会計補正予算(第3号)の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第 8 5 号の質疑を終わります。

日程第 1 1 議案第 8 6 号 令和 2 年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算 (第 1 号) について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第 8 6 号の質疑を終わります。

日程第 1 2 議案第 8 7 号 令和 2 年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第 8 7 号の質疑を終わります。

日程第 1 3 議案第 8 8 号 令和 2 年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算 (第 2 号) の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第 8 8 号の質疑を終わります。

日程第 1 4 議案第 8 9 号 令和 2 年度身延町下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第 8 9 号の質疑を終わります。

日程第 1 5 同意第 1 8 号 身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について

日程第 1 6 同意第 1 9 号 身延町大河内地区財産区管理会委員の選任について

本件は人事案件のため質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第 1 8 号および第 1 9 号の質疑は省略します。

お諮りします。

お手元に配布した委員会付託議案表のとおり、議案第 7 7 号および議案第 7 9 号から議案第

89号までを各常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、委員会付託議案表のとおり各常任委員会に付託します。

お諮りします。

お手元に配布した委員会付託省略議案表のとおり、議案第78号ならびに同意第18号および第19号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、委員会付託省略議案表のとおり常任委員会付託を省略します。

日程第17 休会の決定。

お諮りします。

議案調査のため、12月10日は休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、12月10日は休会とすることに決定しました。

以上で本日の議事日程は終了しました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（大村隆君）

それでは、相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

散会 午前 9時14分

令和 2 年

第 4 回身延町議会定例会

12月11日

令和2年第4回身延町議会定例会（4日目）

令和2年12月11日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
日程第2 委員長報告
日程第3 議案第77号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第4 議案第78号 身延町地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
日程第5 議案第79号 身延町介護保険条例等の一部を改正する条例について
日程第6 議案第80号 身延町指定居宅介護支援等事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
日程第7 議案第81号 大河内複合施設改修工事請負契約の一部変更について
日程第8 議案第82号 令和2年度身延町一般会計補正予算（第7号）
日程第9 議案第83号 令和2年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
日程第10 議案第84号 令和2年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第11 議案第85号 令和2年度身延町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第12 議案第86号 令和2年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
日程第13 議案第87号 令和2年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第14 議案第88号 令和2年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）
日程第15 議案第89号 令和2年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第16 同意第18号 身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について
日程第17 同意第19号 身延町大河内地区財産区管理会委員の選任について
日程第18 委員会の閉会中の継続調査について

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	伊藤雄波	2番	伊藤達美
3番	望月悟良	4番	赤池朗
5番	上田孝二	6番	田中一泰
7番	野島俊博	8番	河井淳
9番	芦澤健拓	10番	福與三郎
11番	渡辺文子	12番	川口福三
13番	広島法明	14番	柿島良行

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町長	望月幹也	副町長	笠井祥一
教育長	保坂新一	総務課長	村野浩人
会計管理者	小笠原正人	企画政策課長	幡野弘
交通防災課長	佐藤成人	財政課長	遠藤基
税務課長	伊藤克志	町民課長	穂坂桂吾
福祉保健課長	望月融	観光課長	佐野和紀
子育て支援課長	松田宜親	産業課長	高野修
建設課長	望月真人	土地対策課長	伊藤天心
環境上下水道課長	水上武正	下部支所長	内藤哲也
身延支所長	千頭和康樹	学校教育課長	深沢泉
施設整備課長	羽賀勝之	生涯学習課長	中山耕史

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名 (2人)

議会事務局長 大村 隆
録音係 若狭秀樹

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（大村隆君）

相互にあいさつを交わし始めます。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（柿島良行君）

本日は大変ご苦労さまです。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第4号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき、出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 委員長報告。

（1）総務産業建設常任委員会に付託した議案第77号および議案第82号について委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長 野島俊博君、登壇してください。

野島俊博君。

○総務産業建設常任委員長（野島俊博君）

それでは総務産業建設常任委員会の結果を報告いたします。

（以下、総務産業建設常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（柿島良行君）

以上で総務産業建設常任委員会委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で総務産業建設常任委員会の審査報告に対する質疑を終わります。

野島委員長は自席にお戻りください。

次に教育厚生常任委員会に付託した議案第79号から議案第81号および議案第83号から議案第89号について委員長の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長 芦澤健拓君、登壇してください。

芦澤健拓君。

○教育厚生常任委員長（芦澤健拓君）

それでは教育厚生常任委員会の審査結果を報告いたします。

(以下、教育厚生常任委員会報告書の朗読につき省略)

○議長 (柿島良行君)

以上で教育厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で教育厚生常任委員会の審査報告に対する質疑を終わります。

芦澤委員長は自席にお戻りください。

これから日程に従い、討論・採決を行います。

日程第3 議案第77号 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第77号を採決します。

お諮りします。

議案第77号に対する委員長の報告は可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第77号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第78号 身延町地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第78号を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり可決することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第79号 身延町介護保険条例等の一部を改正する条例について討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第79号を採決します。

お諮りします。

議案第79号に対する委員長の報告は可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第79号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第80号 身延町指定居宅介護支援等事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第80号を採決します。

お諮りします。

議案第80号に対する委員長の報告は可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第80号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第81号 大河内複合施設改修工事請負契約の一部変更についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第81号を採決します。

お諮りします。

議案第81号に対する委員長の報告は可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第81号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第82号 令和2年度身延町一般会計補正予算（第7号）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第82号を採決します。

お諮りします。

議案第82号に対する委員長の報告は可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第82号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第83号 令和2年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第83号を採決します。

お諮りします。

議案第83号に対する委員長の報告は可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第83号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第84号 令和2年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第84号を採決します。

お諮りします。

議案第84号に対する委員長の報告は可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第84号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第85号 令和2年度身延町介護保険特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第85号を採決します。

お諮りします。

議案第85号に対する委員長の報告は可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第85号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第86号 令和2年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第86号を採決します。

お諮りします。

議案第86号に対する委員長の報告は可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第86号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第87号 令和2年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第87号を採決します。

お諮りします。

議案第87号に対する委員長の報告は可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第87号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第88号 令和2年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第88号を採決します。

お諮りします。

議案第88号に対する委員長の報告は可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第88号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第89号 令和2年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第89号を採決します。

お諮りします。

議案第89号に対する委員長の報告は可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第89号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16 同意第18号 身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について。

本案については人事案件のため、討論を省略し採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第18号につきましては、討論を省略し直ちに採決に入ることに決定しました。

同意第18号の採決は起立によって行います。

同意第18号 身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、同意第18号 身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区管理会委員に身延町帯金3549番地12、松野拡、昭和32年10月17日生まれ。身延町帯金3903番地1、鈴木厚、昭和25年11月28日生まれ。身延町帯金2929番地4、佐野剛、昭和26年10月26日生まれ。身延町帯金2734番地、鈴木克昌、昭和27年1月1日。身延町大島2073番地22、依田喜美雄、昭和19年11月18日生まれ。身延町大島1211番地、片田健彦、昭和22年7月21日生まれ。身延町大島1483番地、若林浩氣、昭和28年3月6日生まれ。以上7人の委員について同意することに決定しました。

日程第17 同意第19号 身延町大河内地区財産区管理会委員の選任について。

本案については人事案件のため、討論を省略し採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第19号につきましては、討論を省略し直ちに採決に入ることに決定しました。

同意第19号の採決は起立によって行います。

同意第19号 身延町大河内地区財産区管理会委員の選任について、原案のとおり同意することについて賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、同意第19号 身延町大河内地区財産区管理会委員に身延町角打959番地、乗松洋一、昭和18年11月20日生まれ。身延町帯金659番地1、吉野賢造、昭和20年5月20日生まれ。身延町大島971番地、片田善男、昭和24年10月4日生まれ。身延町上八木沢99番地、佐野治仁、昭和24年12月29日生まれ。身延町和田2814番地、雨宮邦

夫、昭和25年7月25日生まれ。身延町帯金2782番地、早川志高、昭和29年11月3日生まれ。身延町角打2216番地2、佐野昇、昭和30年8月21日生まれ。以上7人の委員について同意することに決定しました。

日程第18 委員会の閉会中の継続調査について。

総務産業建設常任委員会委員長、教育厚生常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集委員会委員長、議員報酬適正化検討特別委員会委員長から委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布した申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件はすべて議了しました。

ここで町長からあいさつの申し出がありましたので、これを許します。

望月町長。

○町長 (望月幹也君)

皆さま、大変お疲れさまでございました。

令和2年身延町議会第4回定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

今定例会に私どもが提案いたしました提出案件につきまして慎重なご審議をいただき中すべてご承認・ご議決・ご同意をいただきました。本当にありがとうございました。

議員の皆さまのご協力に敬意を表し、感謝を申し上げたいと存じます。

師走に入り今年も残すところ20日余りとなり、寒さも一段と厳しく、また何かと気忙しい日々が続きますので、皆さま方には健康に十分ご留意いただき輝かしい新年をお迎えいただきますようご祈念申し上げ、閉会にあたってのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長 (柿島良行君)

町長のあいさつが終わりました。

会議規則第7条の規定によって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会することに決定しました。

会期5日間、議員各位には慎重に審議をしていただき、無事閉会を迎えることができましたことに深く感謝申し上げます。

各位におかれましては、町民福祉の向上および町政発展になお一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます、これをもちまして令和2年第4回身延町議会定例会を閉会とします。

大変ご苦労さまでした。

○議会事務局長 (大村隆君)

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立願います。
相互に礼。
お疲れさまでした。

閉会 午前 9時38分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長大村隆が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上